

清流と水と里山

人と自然が共生する安全安心なまち

～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～

那珂川町環境基本計画



平成 21 年 3 月

栃木県那珂川町

那珂川町環境基本計画 目次

序 説	1
1 環境問題の動向	1
2 計画策定の背景	2
3 環境保全の基本理念	5
4 計画策定の全体像	5
(1) 計画策定の基本方針	5
(2) 計画の位置づけ	6
(3) 計画の対象範囲	7
(4) 計画の対象地域	7
(5) 計画の構成と期間	7
5 那珂川町の概要	8
(1) 町の位置、地形等	8
(2) 人口・世帯数	10
(3) 町のあゆみ	11
(4) 町の環境特性	11
6 計画策定の課題	13
(1) 緑豊かな自然環境の保全	13
(2) 人と自然が共生する環境づくり	13
(3) 身近な環境保全と循環型社会の創造	13
(4) 地球環境保全に関する取り組みの推進	14
(5) 環境教育、環境学習の充実と住民活動の推進	14
基本構想	15
第1部 基本構想	16
1 計画の目標	16
(1) 望ましい環境像	16
(2) 基本目標の内容	18
基本計画	21
第2部 環境施策の推進	22
1 施策の体系	22

2 環境施策の推進	23
(1) 美しい自然と共生するまち(自然環境)	23
1) 森林の保全	23
2) 農地の保全	27
3) 水辺の保全	29
(2) 潤いと安らぎのあるまち(生活環境、快適環境)	32
1) 大気 of 保全、悪臭の防止	32
2) 水質の保全	40
3) 騒音・振動の防止	43
4) 清潔なまちづくり	45
5) 良好な景観の形成	47
6) 緑化の促進	49
(3) 循環型社会を目指すまち(地球環境、資源循環、エネルギー)	50
1) 廃棄物の減量、資源の循環	50
2) 地球環境の保全	54
(4) 環境について考え行動するまち(環境教育、環境学習、参画と協働)	59
1) 環境教育・学習の推進	59
2) 住民・事業者活動の支援	66
3) 仕組みづくり	68
第3部 重点プロジェクト	71
第4部 各主体の役割と責務	72
1 住民	72
2 事業者	72
3 行政	73
4 滞在者	73
第5部 計画の推進	75
1 実行計画	75
2 進行管理体制	76
参考資料	77

序 説

1 環境問題の動向

現在の環境問題は、従来の大気汚染、水質汚濁等の産業型公害に加え、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化にともなう、大気汚染、水質汚濁等の都市・生活型公害 が問題となってきました。

さらに、私たちの日常生活や各種の事業活動が自然環境へ過大な負荷をもたらし、地球温暖化 やオゾン層 の破壊、酸性雨 等のいわゆる地球環境問題 が顕在化し、人類の生存基盤そのものが脅かされるまでになっています。

これに対して国際社会では、平成 4 年（1992 年）に地球サミット を開催し、今後の環境保全のあり方を示す原則を掲げた「リオ宣言」 や持続可能な開発を実現するための行動計画を示した「アジェンダ 21」 が採択され世界的な取り組みが始まりました。この中、気候変動に関わる事項、生物多様性の保全に関する重要事項の認識と気運が高まり、関連する体系が整備されてきました。

特に地球温暖化対策は、緊急かつ全世界の取り組みが必至である地球環境問題であり、平成 17 年（2005 年）2 月には、京都議定書 が発効され、この中で日本は、温室効果ガス の総排出量を平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）の間に平成 2 年（1990 年）と比べ 6%削減するとの目標を定めています。

基本的な環境保全に関する施策について、国においては平成 5 年（1993 年）11 月に「環境基本法」 を制定し、平成 6 年（1994 年）の環境基本計画をはじめ、平成 12 年（2000 年）には第 2 次環境基本計画を、平成 18 年（2006 年）4 月には第 3 次環境基本計画を閣議決定しています。

また、栃木県においても平成 16 年（2004 年）10 月に「栃木県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成 18 年（2006 年）3 月にはこれまでの環境基本計画を見直し、総合的かつ計画的な環境政策が展開されています。

那珂川町においては、これまで、ごみステーションの設置と分別回収等によるごみの減量化及び資源化、公共下水道事業や合併処理浄化槽施設整備事業等による生活排水対策を重要課題として推進してきました。さらに、平成 17 年（2005 年）10 月に「那珂川町環境基本条例」を制定し、環境保全の取り組みを、総合的かつ計画的に推進することとしています。

2 計画策定の背景

那珂川町は、平成 17 年 10 月、旧馬頭町と旧小川町とが合併して誕生しました。

平成 18 年 11 月には、町の行動・活動指針である「那珂川町総合振興計画」を策定し、「豊かな自然と文化にはぐくまれ やさしさと活力に満ちたまちづくり」を基本テーマに、将来像の実現のため 6 つの基本目標を掲げて各種施策を進めています。

その基本目標のひとつに「豊かな自然と共生するまちづくり」を掲げ、自然環境や生活環境の保全対策、さらに、地域循環型社会 の構築のため各種分野において環境に配慮した施策を推進することとしています。

環境の世紀といわれている今、住民、事業者、行政等のあらゆる行動主体の「参画と協働」 による取り組みのもと、公害の防止、自然環境の保全、よりよい生活環境の創造、さらには地球環境の保全のためには、社会経済活動、生活様式を含め社会全体の価値観を地球・自然環境への負荷 が少ないものにしていく具体的な行動を進めることが求められています。

「那珂川町環境基本計画」は、本町の将来像の達成に向けて環境面から実現するとともに、環境基本法及び那珂川町環境基本条例の基本理念に基づき、持続可能な環境保全に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

用語解説

【都市・生活型公害】

都市化の進展やライフスタイルの変化により、主に私たちの日常生活にともなって発生する生活環境の悪化のこと。自動車からの排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、近隣騒音等がある。

【地球温暖化】

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のこと。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費にともなうものであり、地球温暖化の防止に当たっては、温室効果ガスの削減や森林の保全等が必要である。

【オゾン層】

地上約 10km から 50km 上空にわたる成層圏に位置しているオゾンが高濃度に存在する大気層のこと。太陽からの紫外線のうち、特に生物に有害な波長をこの層で吸収するが、最近では、南極をはじめ高・中緯度地域でもフロンガス等の影響により、オゾン層の減少がみられる。オゾン層が破壊されると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されるため、オゾン層の破壊が地球環境問題として取り上げられている。

【酸性雨】

硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶け込み、強い酸性を示す雨のこと。通常 pH が 5.6 未満の雨のことであるが、霧や雪あるいは乾性降下物を含めた広い意味で使われる場合もある。酸性雨は森林の枯死や、湖沼等の生態系の破壊、文化財の侵食等の要因として地球環境問題の一つになっている。

【地球環境問題】

人為的な影響によって地球規模で起こる種々の環境問題の総称。「地球温暖化」「オゾン層破壊」「熱帯林の減少」「開発途上国の公害」「砂漠化」「野生生物の減少」「海洋汚染」「有害廃棄物の移動」等がある。南北問題等諸問題が密接に関係しているため、すべての人が加害者と被害者の両面性を持っている。

【地球サミット】

平成 4 年（1992 年）6 月、ブラジルのリオデジャネイロにおいて、持続可能な開発の実現のために環境と開発を統合することを目的として開催された「環境と開発に関する国連会議」（UNCED）の別称。地球サミットでは、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」、そのための詳細な行動計画である「アジェンダ 21」や「森林に関する原則声明」を採択したほか、「気候変動に関する国際連合枠組条約」や「生物の多様性に関する条約」についても、それぞれ 150 カ国以上が署名した。

【リオ宣言】

正式には「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」という。平成 4 年（1992 年）6 月 3 日から 14 日までリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（通称：地球サミット）で発表された宣言。各国は国連憲章等の原則にのっとり、自らの環境及び開発政策により自らの資源を開発する主権的権利を有し、自国の活動が他国の環境汚染をもたらさないよう確保する責任を負う等 27 項目にわたる原則によって構成されており、6 月 8 日に採択された。

【アジェンダ 21】

地球サミットにおいて、21 世紀に向け持続可能な開発を実現するため、採択され

た行動計画のこと。アジェンダ 21 は、前文及び 社会的・経済的側面、 開発資源の保護と管理、 主たるグループの役割の強化、 実施手段の 4 部で構成され、全 40 章から成り立っている。

【京都議定書】

平成 12 年(2000 年)以降の先進国の地球温暖化対策として具体的な削減対象ガス(二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン等)とその削減目標(平成 2 年(1990 年)水準から先進国全体で 5.2%、日本は 6%)、達成期間(平成 20 年(2008 年)から平成 24 年(2012 年)の間)を定めている。

【温室効果ガス】

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放出して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。代表的なものとして二酸化炭素、メタン、フロンガス等がある。

【環境基本法】

近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取り組みの必要性の高まりに対処するため、環境の保全についての基本理念、各主体の責務、基本的施策等、環境保全に関する基本的な枠組みを定めた法律で、公害対策基本法に代わり平成 5 年(1993 年)11 月に施行された法律。

【循環型社会】

「循環型社会」とは、 廃棄物等の発生抑制、 循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

【参画と協働】

「参画」とは、計画(の立案)に加わること。「協働」とは、共に働くこと。「参画と協働」とは、住民、事業者と行政が一緒になって、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵や力を出し合って、みんなのことはみんな決めて、さまざまな地域づくりに取り組んでいくこと。

【環境への負荷】

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となる恐れのあるものをいう。工場からの排水、排出ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガス等、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

3 環境保全の基本理念

環境保全の基本理念は、「那珂川町環境基本条例」において、次のとおりとなっています。

環境の保全は、住民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

環境の保全は、人と自然が共生することができ、かつ環境への負荷が少ない循環を基調とした、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。

環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

地球環境の保全は、すべての者が自らの活動と地球環境とのかかわり合いを認識し、それぞれの事業活動、日常生活において推進されなければならない。

4 計画策定の全体像

(1) 計画策定の基本方針

本計画は、以下に示す基本方針に基づき策定するものとします。

人と自然が共生できる環境づくり

日常生活や事業活動に起因する自然環境への過大な負荷により、良好な自然環境や生態系が急速に損なわれつつあり、これら自然環境や生態系の保全に取り組むことが急務となっています。

本町は、河川・森林・農地等多くの自然環境に恵まれていますが、自然環境の有する機能、意義を再認識し、現存する生態系と関連する環境因子を一体的に保全するとともに復元にも取り組み、人と自然が共生できる環境づくりを進めます。

負荷が少ない循環型の社会システムづくり

自然の恵みを大切に、負荷を少なくするため、大気、水、資源、エネルギー等の循環を自然の恵みにあったサイクルに近づけます。

また、自然の恵みを他地域へ過度に依存したり、負荷を他地域に及ぼしたりすることを避け、負荷が少ない循環型の社会システムづくりを進めます。

「参画と協働」の環境づくり

住民、事業者、行政等の各主体が目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全に取り組むよう進めます。

教育における環境学習の推進

現在の環境問題は、相互に複雑に関連しながら、地域環境から地球環境にわたって大きな影響を及ぼしあっています。そして一人ひとりが加害者であると同時に被害者であるという状況が生じています。

環境保全に関する考えを深めるには、環境との関わりを常に意識し、児童や生徒、住民が自ら環境の保全に向けて対応する気運の醸成が必要です。

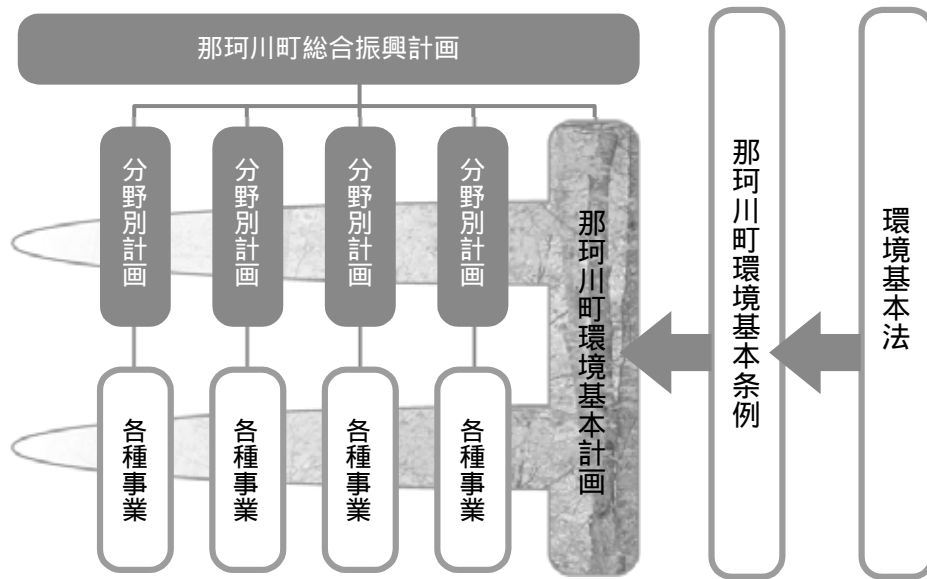
そのためにも、それぞれの社会経済活動が環境に配慮したものとなるよう学校教育、生涯学習等を通じた環境学習を進め、環境保全に対する意識改革を図り、環境保全に対する啓発を推進します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、那珂川町総合振興計画に示されている将来像を環境面から実現するために、総合振興計画に基づくその他の分野別計画による施策等を横断的にとらえた環境に関する総合的な計画とします。

今後、環境の保全を目的とする計画や施策はもちろん、環境の保全を直接の目的としない計画や施策においても、環境保全に関する部分及び環境に負荷を与える部分については、本計画の方針に沿って実施されることとなります。

また、本計画は、よりよい那珂川町の環境づくりのために、町のみならず住民及び事業者が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力し、環境づくり日本一を目指すための指針とします。



(3) 計画の対象範囲

本計画で取り組む環境の対象範囲は、「那珂川町環境基本条例」で示す内容及び将来を見越して可能な限り幅広くとらえます。

環境範囲	具体例
自然環境	森林・里山・農地・水辺の保全、野生生物等
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、環境美化、廃棄物等
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等

(4) 計画の対象地域

計画の対象地域は、那珂川町全域とします。

(5) 計画の構成と期間

本計画は、平成 21 年度を初年度として、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

基本構想

基本構想は、平成 30 年度を目標年次とする 10 ヵ年構想とし、本町の将来の望ましい環境像と環境目標を設定し、その実現を長期目標とします。

基本計画

基本計画は、平成 25 年度を目標年次とする前期 5 ヶ年計画と平成 30 年度を目標年次とする後期 5 ヶ年計画とし、本町の環境面に関しての現状と課題を示し、進めるべき環境施策、住民・事業者の環境配慮指針へと展開します。

なお、本町を取り巻く環境や社会的状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて適宜計画の見直しと修正を行い、社会経済の状況や住民意識の変化に適應できるようにします。

5 那珂川町の概要

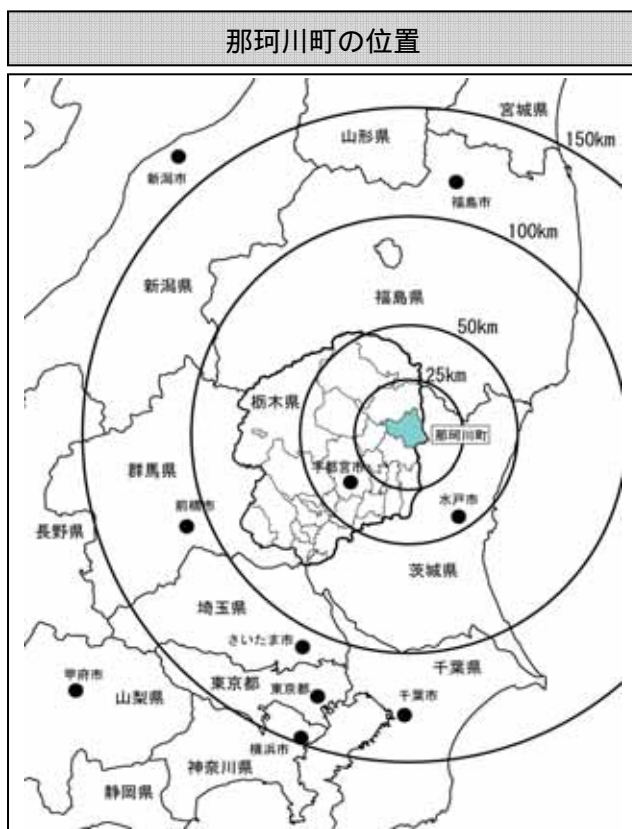
(1) 町の位置、地形等

本町は、栃木県の東北東に位置し、北は大田原市、南は那須烏山市、西はさくら市、東は茨城県大子町、常陸大宮市と接しています。広ぼうは東西約 23km、南北約 19km と東西に長く、総面積は 192.84 km² を有します。

本町の地形は、八溝山地の最高峰の八溝山（1,022m）から南西方向に連なる山地が大半を占め、高倉山（502m）を中心とする丘陵地帯、鷲子山（468m）の北西斜面の丘陵地帯、さくら市から続く西部の喜連川丘陵地帯、那珂川沿いに広がる平坦地帯等で構成されています。

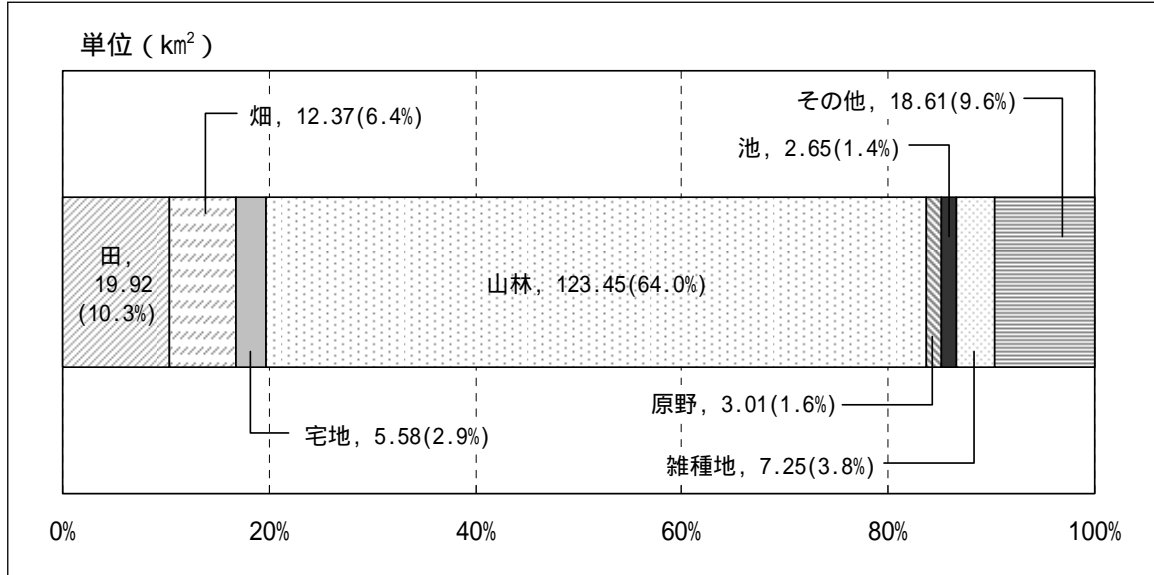
町名の由来ともなる清流那珂川が南流し、その右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野が広がり、河岸段丘上に市街地が形成され丘陵地に集落が点在しています。一方、左岸は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成され、山間地の小河川沿いに集落が点在しています。

土壌は、比較的肥沃であり、生産性は中位にあたります。耕地は、山間部では中小河川に沿って狭い水田と畑地が点在し、那珂川沿岸には河岸段丘にまとまった水田地帯が形成されています。主な地目面積は、田が 19.92 km²、畑が 12.37 km²、山林が 123.45 km²（64%）となっています。



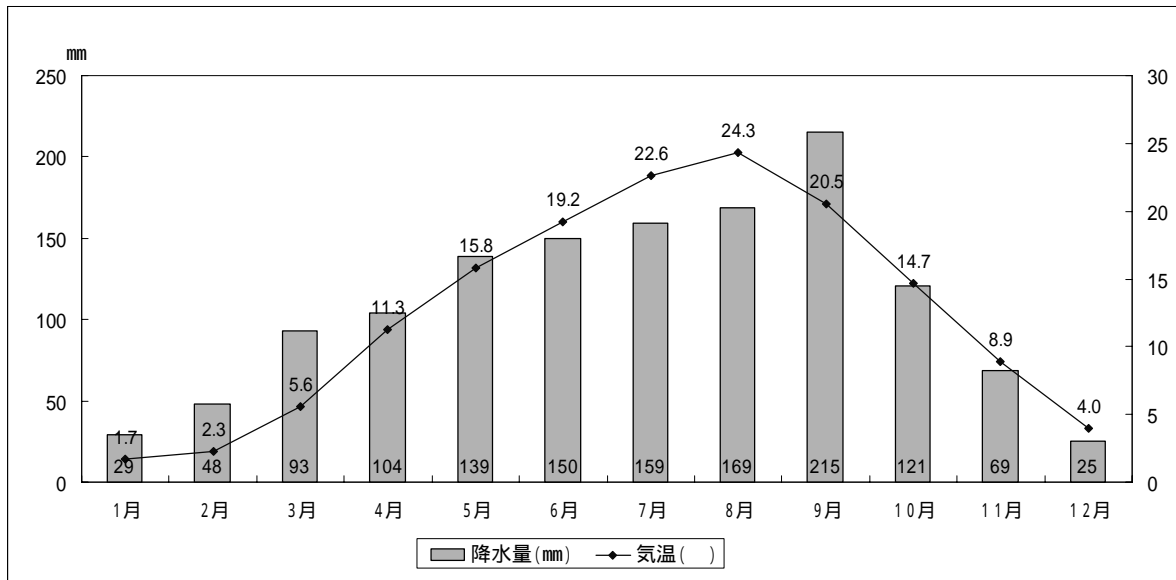
気候は、典型的な内陸型の気候であり、年間平均気温は 13 前後で、寒暖の差はあるものの年間を通して比較的生活しやすい環境となっています。また、年間降水量は約 1,300mm です。

地目別面積



栃木県森林・林業統計書

南那須地域の気候 (平均値)



宇都宮気象台

(2) 人口・世帯数

本町の人口及び世帯数は、平成 20 年 4 月 1 日の住民基本台帳で、19,767 人、6,005 世帯で、人口は、平成 10 年以降、減少を続けています(平成 10 年対比、- 2,199 人)。

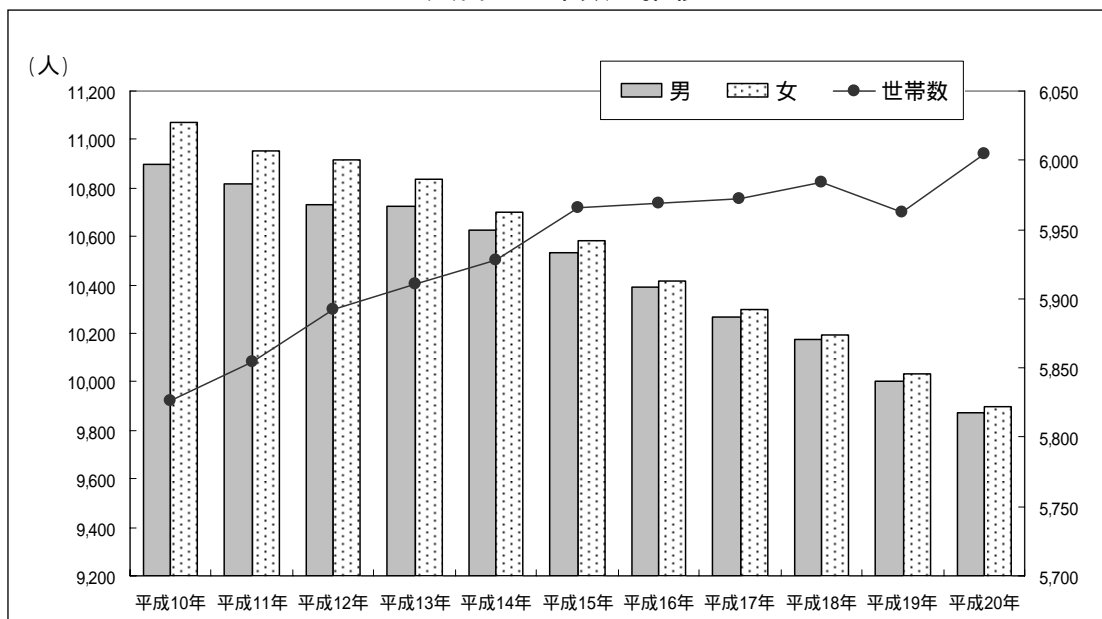
一方、世帯数は、増加傾向にあり(平成 10 年対比、+ 179 世帯) 核家族化が進行している状況です。

人口・世帯数の推移

	男	女	計	世帯数
平成 10 年	10,896	11,070	21,966	5,826
平成 11 年	10,816	10,952	21,768	5,855
平成 12 年	10,730	10,915	21,645	5,892
平成 13 年	10,723	10,838	21,561	5,911
平成 14 年	10,624	10,702	21,326	5,928
平成 15 年	10,535	10,584	21,119	5,966
平成 16 年	10,389	10,418	20,807	5,969
平成 17 年	10,268	10,297	20,565	5,972
平成 18 年	10,173	10,195	20,368	5,984
平成 19 年	10,003	10,036	20,039	5,963
平成 20 年	9,872	9,895	19,767	6,005

那珂川町住民生活課(住民基本台帳)

人口・世帯数の推移



那珂川町住民生活課(住民基本台帳)

(3) 町のあゆみ

古墳時代においては、関東地方で最も古い古墳が造られる等特色ある文化が育まれ、奈良、平安時代には、那須官衙（那須郡役所）が置かれ、古代那須地方において政治、文化の中心地となっていました。中世以降は、武茂（タケム）荘（馬頭地区）を除く那須郡ほぼ全域が那須氏に支配されていました。馬頭地区は、戦国時代には常陸佐竹氏領、江戸時代には水戸徳川領となり、小川地区は江戸時代中頃から烏山藩、旗本領、天領として治められました。

明治政府成立後、廃藩置県により宇都宮県を経て栃木県の管轄下となり、多くの村に分かれていましたが、昭和の大合併により馬頭町、小川町が誕生し、両町が平成17年10月1日に合併して現在の那珂川町が誕生しました。

(4) 町の環境特性

本町は、町面積の64%を森林が占める自然豊かな農山村です。

那珂川左岸地域は、八溝山系の緑豊かで穏やかな山並みが連なり、山あいには集落や農地が点在し、その中心を武茂川が流れて那珂川に合流しています。また、下流域には中心市街地が形成され、行政・文教施設や商業施設が集積し、住宅が集中しています。

那珂川右岸の西部丘陵地域は、八溝県立自然公園や保安林を含む比較的低標高の森林が広範に渡り、丘陵地と山あいの田園の中に集落が点在しています。

那珂川沿川地域は、南流する清流那珂川に沿って肥沃な田園が開け、西部河岸段丘上には市街地が形成され、行政・文教施設や商業施設、住宅が集積しています。

河川の水質については、公共下水道事業や合併処理浄化槽設置整備事業等により徐々に向上が図られています。

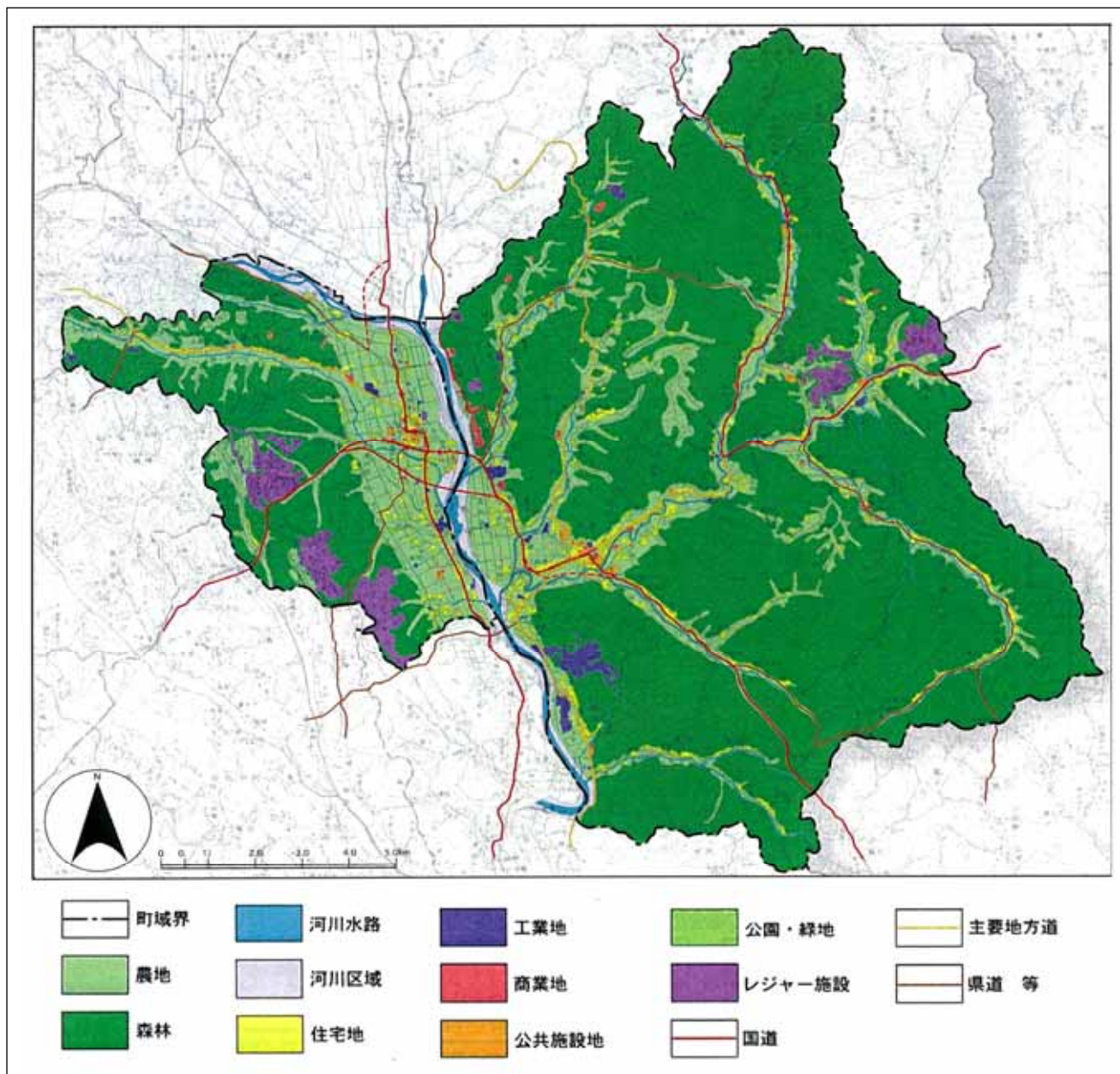
那珂川町生活排水処理人口普及率

(単位:人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
公共下水道	2,701	2,614	2,348	2,515	2,735
農業集落排水	778	795	799	789	781
合併処理浄化槽	4,480	4,873	4,883	5,253	5,305
小 計	7,959	8,282	8,030	8,557	8,821
単独処理浄化槽 または汲み取り	12,848	12,283	12,338	11,482	10,946
合 計	20,807	20,565	20,368	20,039	19,767

那珂川町上下水道課調べ(平成20年4月1日現在)

那珂川町土地利用現況図



那珂川町企画財政課調べ

6 計画策定の課題

計画策定の基本方針及び本町の社会的、自然的特性、また、アンケート調査の結果を踏まえ、今後の環境保全において取り組むべき課題は、次のようにあげられます。

(1) 緑豊かな自然環境の保全

本町は、地理的、自然的状況から多様な自然環境を有しています。森林・農地等は、その立地、生産活動を通して、動植物の生息・生育の場や土壌の保全、大気・水質の浄化、酸素の供給、景観の保全管理等の役割を担っていますが、特に近年の少子高齢化の進行や担い手の減少により、それらの荒廃が懸念されています。このため、本町の自然環境の有する機能と意義について、再認識を行い、次世代により良い自然環境が継承できるよう、地域が一体となって豊かな自然環境を保全していく取り組みが必要です。

(2) 人と自然が共生する環境づくり

豊かな森林、那珂川の清流は、地域が誇りとする大切な自然資源であり、緑・清流・田園が織りなす自然景観は「日本の原風景」ともいうべき魅力ある風景です。

しかしながら、日常生活や事業活動に起因する自然環境への過大な負荷により、生態系が損なわれつつあることから、これら自然環境や生態系の保全、自然の再生に取り組まなければなりません。

自然の恵みを享受するとともに、身近な生きものも含めた生態系の保全と復元に取り組み、人と自然が共生する環境づくりを進める必要があります。

(3) 身近な環境保全と循環型社会の創造

地域の生活環境を保全するためには、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、土壌汚染及び廃棄物等に関して、環境への負荷の低減に努める必要があります。

本町においては、事業活動にともなう排水と家庭からの生活排水による河川の水質汚濁対策として公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を進めています。

また、廃棄物の焼却は、大気汚染のみならず地球温暖化の原因である温室効果ガスを発生することから、その発生量の抑制、再資源化に向けた取り組みが必要になっています。

これまでの河川環境を保全する施策の推進と併せて、今後さらなる廃棄物の分別

収集の徹底、再資源化及びごみの減量化等、循環型社会を目指した取り組みを進めていく必要があります。

(4) 地球環境保全に関する取り組みの推進

社会経済活動の増大にともない、自然環境への過度な負荷を与えるようになった今日、地球温暖化やオゾン層の破壊、生物種の減少等、様々な環境問題が地球規模で生じています。

その解決のためには、各地域での努力が必要であり、地域での取り組みの一つひとつが、地球環境全体の保全につながるものです。

そのためには、社会経済活動、生活様式を見直し、環境への負荷の少ないまちづくりを進め、さらに、国際的な取り組みを進めていく必要があります。

(5) 環境教育、環境学習の充実と住民活動の推進

今日の環境問題は、特定の産業活動だけでなく、日常生活にも起因したものになっており、こうした中、地域住民の環境に対する意識は年々高いものになっています。

今後の環境づくりにおいては、住民、事業者、行政が連携しつつ、それぞれの立場で責任を担うことの重要性が高まっています。

そのためには、学校教育のみならず日常生活、事業活動、地域等における環境学習の促進とともに、それぞれの多様な活動を促進し、環境保全等の取り組みをより高めていく必要があります。

基本構想

那珂川



第1部 基本構想

「基本構想」は、住民、事業者、行政がともに目指す望ましい環境像の実現に向けた取り組みの基本方向を示すものです。

1. 計画の目標

(1) 望ましい環境像

計画策定の基本方針、本町の特性、環境上の課題等を踏まえ、本町が目指す望ましい環境像を次のように設定します。

清流と水と里山

人と自然が共生する安全安心なまち

～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～

本町は、町面積の64%を森林が占め、「日本の原風景」ともいうべき素晴らしい自然環境を有する八溝山系に属しています。また、雄大な清流那珂川が旧町境を南流しており、その右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野が開け市街地が形成されています。一方、左岸は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成されています。

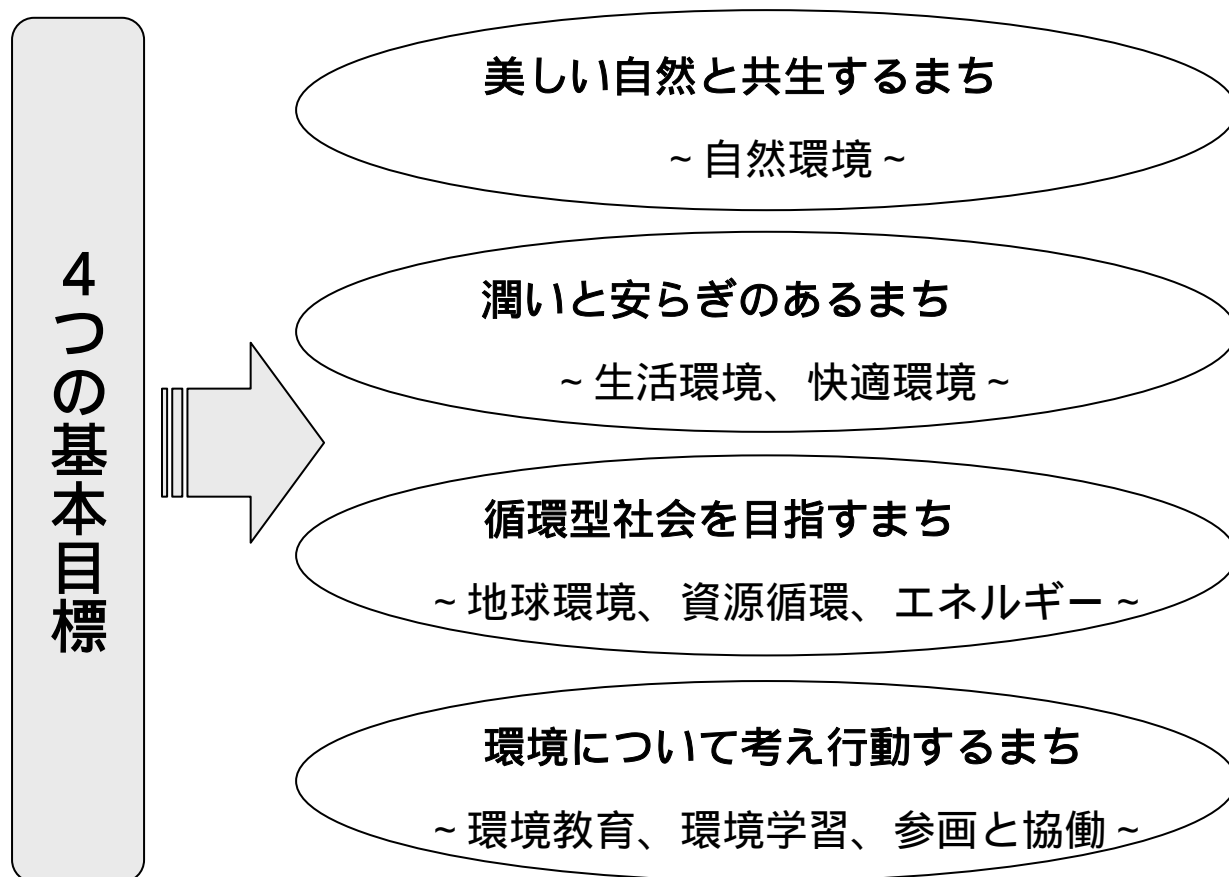
本町は、古くから那珂川を中心として栄えてきた地域であり、縄文・古墳時代からの貴重な文化史跡が点在し、奈良・平安時代には那須国の政治、文化、交通の要衝として発展した形跡を残しています。

アンケート調査では、残したい環境・大切にしたい環境として、豊かな緑の森林環境、美しい河川環境、田園環境、古代から継承されてきた歴史文化的環境等が挙げられ、次世代への継承が望まれています。

この豊かな環境を守り育てていくことが自然と共生する基盤であるとの基本認識のもと、住民、事業者、行政各々が自らの責務を認識しつつ、先人たちが築き上げた豊かな個性ある地域環境を次代に継承していくことが必要です。

そのため、自然環境への負荷の少ない、循環型のまちづくりや生態系の保全を進めるとともに、さらに近隣市町と連携を図りながら、広域的視点からも健全な環境づくりを進めていきます。

望ましい環境像「清流と水と里山 人と自然が共生する安全安心なまち ~豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して~」の達成に向けて、次の4つの基本目標で構成します。



(2) 基本目標の内容

望ましい環境像を構成する4つの基本目標が目指す内容は次のとおりです。

美しい自然と共生するまち(自然環境)

本町は河川・森林・農地等多くの自然環境に恵まれています。これらの自然環境は私たちの暮らしに潤いとゆとりを与えるだけでなく、水の涵養や大気・水質の浄化機能等環境保全機能を持ち、また、多様な生物の生息地となっています。これら豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷の少ない人と自然が共生するまちづくりを推進します。

潤いと安らぎのあるまち(生活環境、快適環境)

従来産業型公害に加え、日常生活や通常の事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁等の都市・生活型公害が問題となっていることから、身近なところからの日常的な環境保全に取り組み安全安心なまちづくりを推進します。

また、公園・緑地等の身近な緑化や景観の形成、美しい里山や田園風景等の自然景観の保全に取り組み、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進します。

循環型社会を目指すまち(地球環境、資源循環、エネルギー)

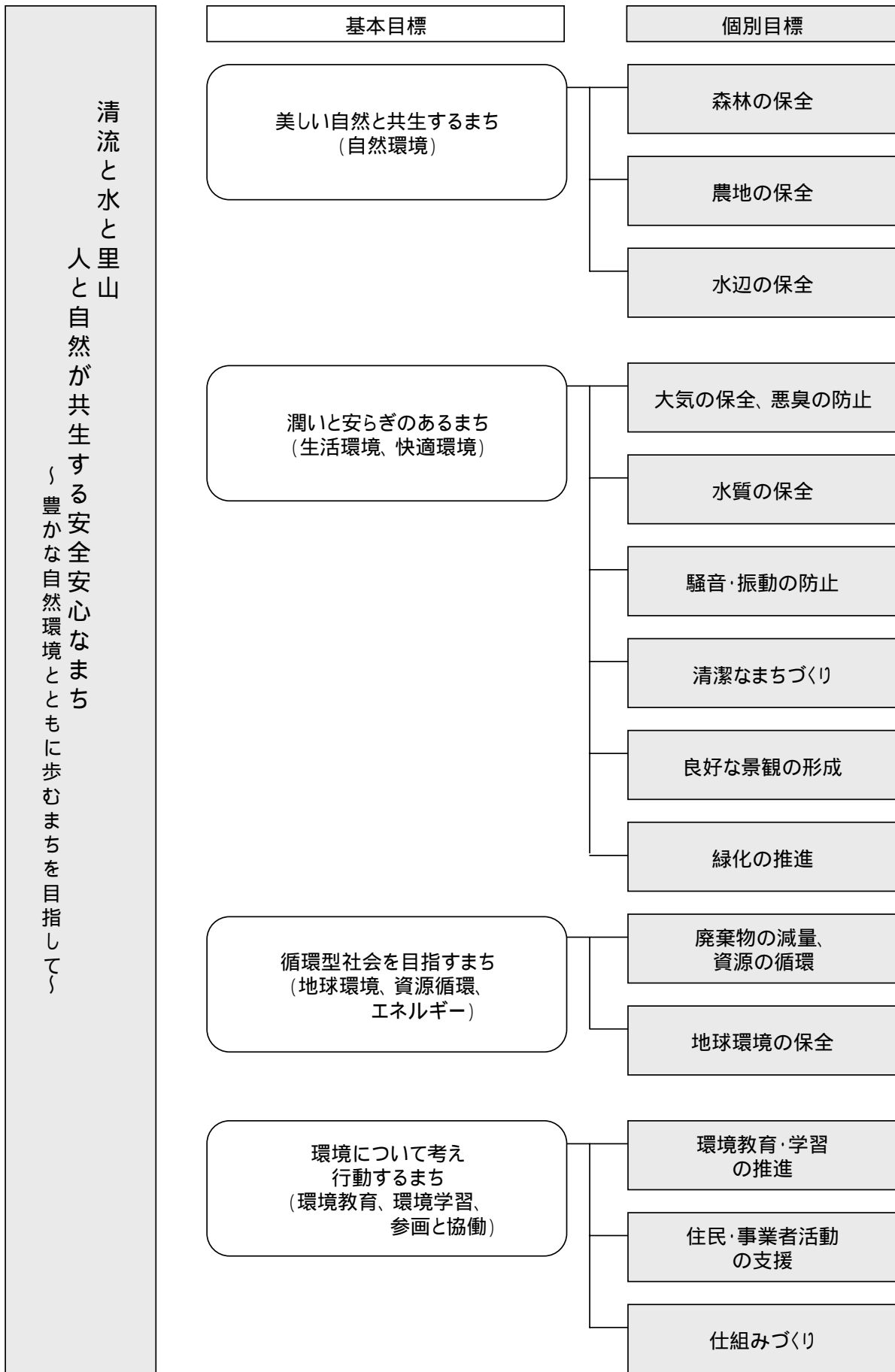
大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムは、有限である資源を消費し、ごみ問題、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等地球規模での環境問題を引き起こしています。

一人ひとりが限りある資源を大切にし、ごみの発生抑制・再利用・リサイクル、省エネルギー型の生活スタイルへの転換や新エネルギーの利用を図り、循環型社会を目指すまちづくりを推進します。

環境について考え行動するまち(環境教育、環境学習、参画と協働)

今日の様々な環境問題を解決していくためには、住民、事業者、行政のみならず、地域組織や学校等の各種団体を含む全ての主体が、環境負荷や環境保全のために必要な行動を認識し、それぞれの役割分担のもと、相互連携を図りながら、自主的かつ積極的な取り組みを推進することが必要です。

各主体が環境問題への理解を深めるために、環境教育・環境学習等の充実を図るとともに、環境行動の実践を図るため、各種の支援・連携体制を整備し、環境について考え行動するまちづくりを推進します。



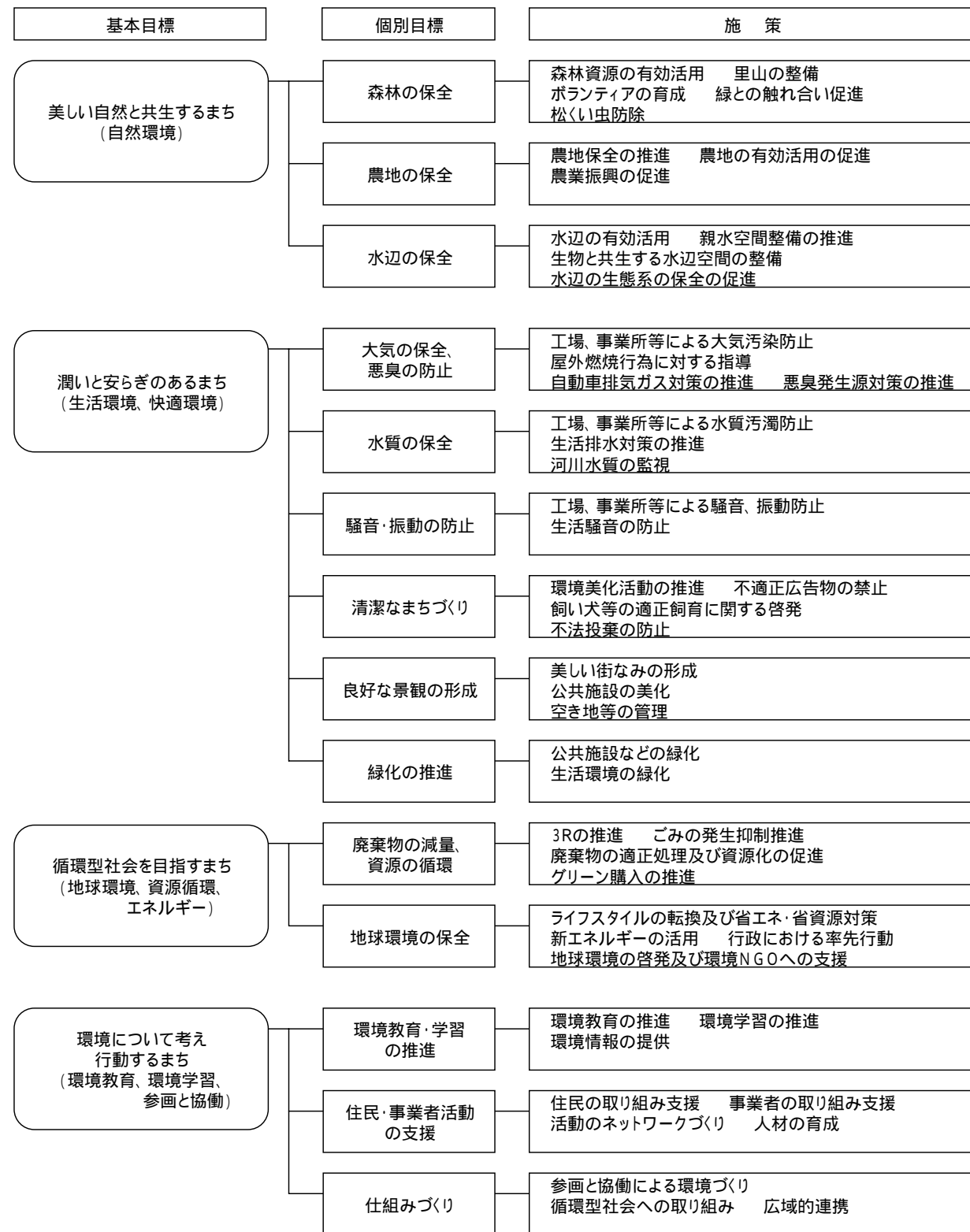
基本計画

山間の風景



第2部 環境施策の推進

1 施策の体系



2 環境施策の推進

本町の望ましい環境像及び基本目標の達成に向けて、個別目標ごとに現状と課題を明らかにし、以下のとおり取り組む内容を示します。

(1) 美しい自然と共生するまち(自然環境)

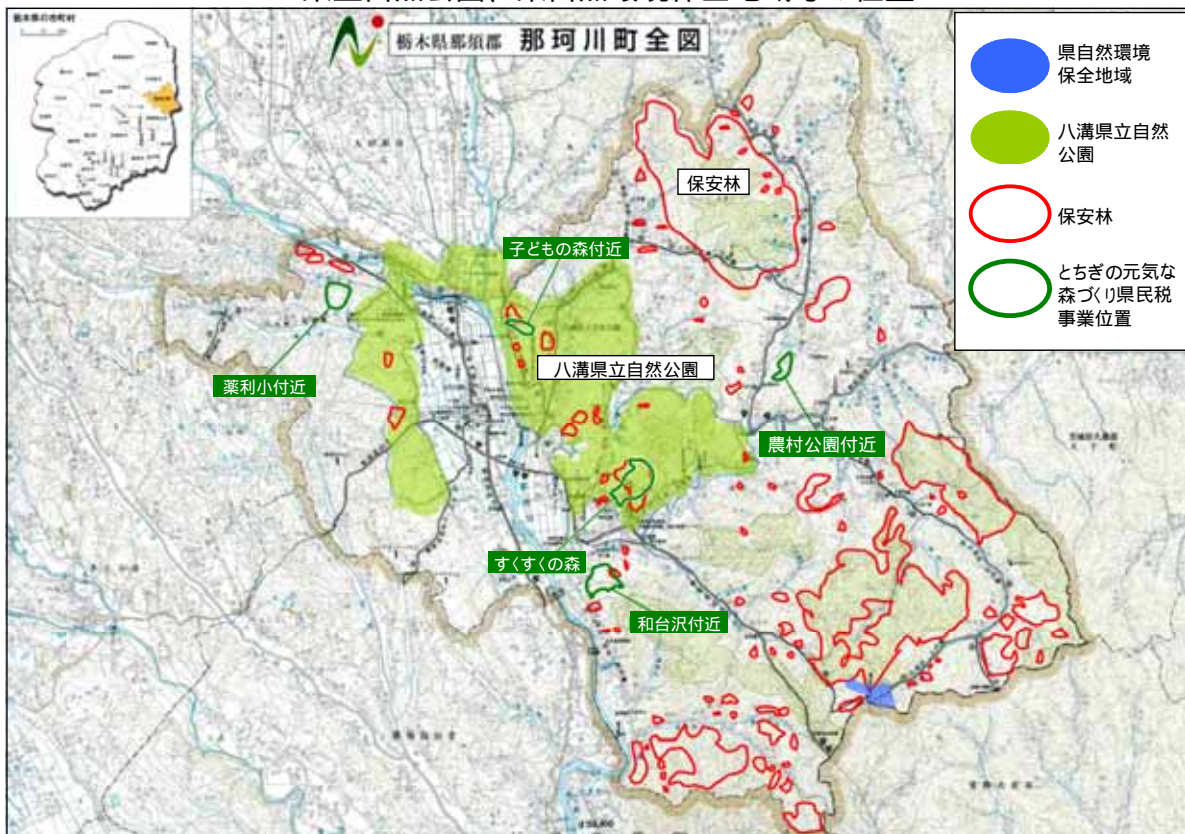
豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷低減などに取り組み、「美しい自然と共生するまち」の実現を目指します。

1) 森林の保全

< 現況 >

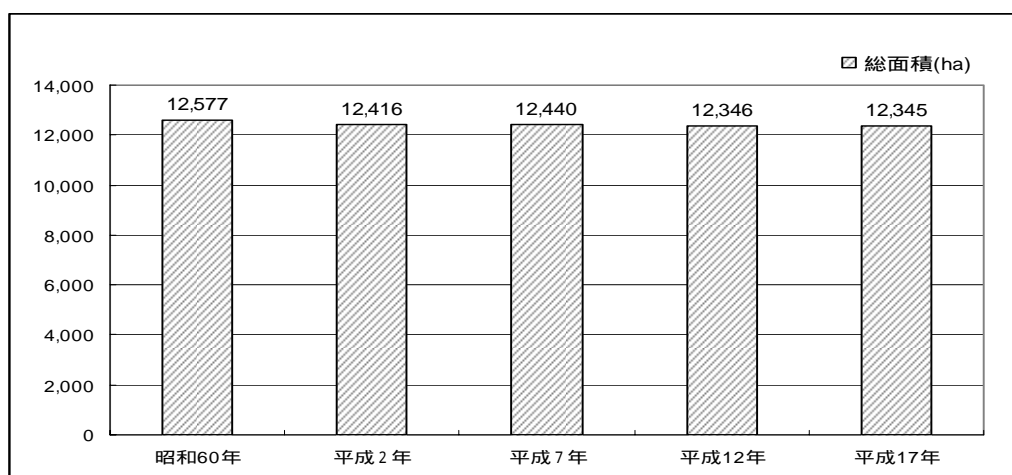
本町の森林面積は、123.45km²で全体の64%を占め、防災、水源涵養及び環境保全等多面的機能を果たしています。本町には、八溝県立自然公園、県自然環境保全地域等が位置しており、豊かな森林が広がっています。しかし、近年、林業者の高齢化や後継者不足と収益性の低下等から、放置された森林が目立っています。

県立自然公園、県自然環境保全地域等の位置



那珂川町調べ

森林面積の推移



栃木県森林・林業統計書

< 課題 >

多面的な公益的機能を将来にわたって維持するため、新たな森林の担い手をどう確保するか等、町や森林組合及び林業経営者における取り組みが必要となっています。森林は、水の涵養、土地の安定性、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全等、様々な環境保全機能を有し、総合的な環境保全に寄与する重要な位置づけを有することから、里山の保全と樹木の育成について配慮する必要があります。

森林整備



森林資源の有効利用

< 住民の行動 >

住宅建築の際には、地元木材を積極的に活用します。

間伐材を利用した家具、ベンチ類を積極的に取り入れます。

< 事業者の行動 >

住宅建築の際には地元木材が利用されるように P R し、自らの事業においても積極的に活用します。

間伐材を利用した家具、ベンチ類を積極的に取り入れます。

< 行政の行動 >

地元木材を使用した住宅補助事業を推進します。

家具やベンチ類等、間伐材利用の推進を図ります。

すくすくの森・カタクリ山公園の維持管理に努めます。

「森林 G I S 」による情報提供に取り組みます。

里山の整備

< 住民の行動 >

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」や各種の森林整備事業に参加します。

自然公園の整備に参加します。

間伐、下草刈り等、個人所有の里山の整備を行います。

林道の整備と維持管理に努めます。

< 事業者の行動 >

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」や各種の森林整備事業に参加します。

自然公園の整備を支援します。

間伐、下草刈り等、事業所所有の里山の整備を行います。

林道の維持管理に努めます。

身近な里山へ環境影響を及ぼさないよう、排出ガス、排水に留意します。

< 行政の行動 >

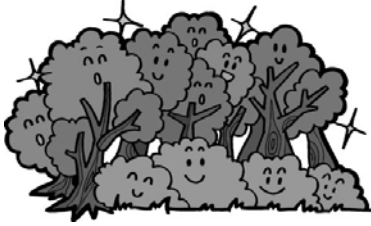
スギ、ヒノキなどの適正な育林を推進します。

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」や各種の森林整備事業を推進します。

自然公園の維持管理に努めます。

ミニ環境辞典
「とちぎの元気な森づくり
県民税事業」

栃木県下で平成 20 年度から実施されている、県民の理解と協力の下にとちぎの元気な森を次代に引き継いでいくための事業で、元気な森づくり、森を育む人づくりを包括します。財源は『とちぎの元気な森づくり県民税』の税込等とし、他の財源と区分して透明性を確保するために『とちぎの元気な森づくり基金』として管理運営されています。



里山の適正な維持管理について支援します。
林道の整備と維持管理に取り組みます。

ボランティアの育成

< 住民の行動 >

森林ボランティア等で行う各種森づくり体験等に積極的に参加します。

< 事業者の行動 >

森林ボランティア等で行う各種森づくり体験等に積極的に参加します。

森林インストラクター等の活動支援を行います。

企業の森づくりを推進します。

< 行政の行動 >

森林ボランティアを育成し、活動を支援します。

自然ふれあい活動指導員、森林インストラクター等の育成を支援します。

企業の森づくりを支援します。

緑との触れ合い促進

< 住民の行動 >

都市交流事業に積極的に参加します。

森林浴やすくすくの森・カタクリ山公園の保全活動に参加します。

< 事業者の行動 >

都市交流事業に積極的に参加します。

森林浴やすくすくの森・カタクリ山公園の保全活動に参加します。

< 行政の行動 >

都市交流、森林育成体験事業の場をつくります。

森林セラピー等森林の新たな活用の普及に努めます。

すくすくの森・カタクリ山公園の保全に努めます。

ミニ環境辞典
「森林セラピー」

森林や森林を取り巻く環境などを活用して、健康の回復・維持・増進を図るための取り組みです。森林浴などのレクリエーション活動や、医療、リハビリテーション、カウンセリング活動などがあります。森林がもつ癒しの効果を科学的に解明し、こころと身体の健康に活かした試みとして注目されています。

森林セラピー普及の取り組みの1つとして、「セラピーロード」「森林セラピー基地」の認定などが行われています。



松くい虫防除

< 住民の行動 >

個人所有の里山の松くい虫防除に協力します。

< 事業者の行動 >

事業所所有の里山の松くい虫防除に協力します。

< 行政の行動 >

松くい虫防除のための地上散布、衛生伐を実施します。

松くい虫に強い松の植林を促し、適正な森林管理となるよう誘導します。

2) 農地の保全

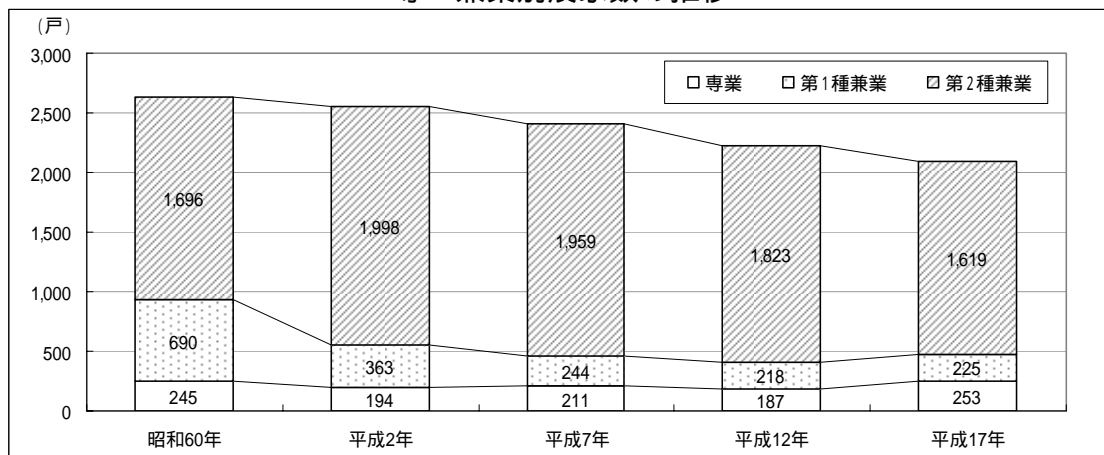
< 現況 >

本町の農業就業戸数は2,097戸で、耕地面積2,945haのうち、田2,025ha、畑920haであり、那珂川流域では比較的圃場の整備が進んでいますが、山間の一部耕作地については、整備が遅れており生産効率はよくありません。

< 課題 >

このような状況の中、零細で分散型の農地所有者が多く、また、農産物の価格の低迷と後継者不足により、遊休農地が520haと年々増加し、抜本的な農業政策が必要となっています。農地は、食物の生産のみならず、水の涵養、生物多様性の保全、自然との触れ合いの場の提供等環境面からも多機能を有していることから、適正な保全を図る必要があります。

専・兼業別農家数の推移



世界農林業センサス

遊休農地の推移

年度	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
面積 (ha)	201	286	321	(520)

農業センサス

()は、遊休農地実態把握調査

農地保全の推進

< 住民の行動 >

遊休農地の荒廃を防ぎ、農地を適正に管理します。

中山間直接支払い制度、農地・水・環境保全事業等の共同作業に参加します。

< 事業者の行動 >

地域が一体となった農地・水・環境保全事業等の共同作業を支援します。

< 行政の行動 >

農地・水・環境保全事業や中山間直接支払い事業を推進します。

都市交流、農業体験ツアー等の場をつくれます。

休耕田を体験農場とするよう誘導し、その斡旋を行います。

農地の有効活用の推進

< 住民の行動 >

遊休農地等を貸し農園や体験農場として利活用し、都市住民との交流を図ります。

地区の農業祭等に参加します。

< 事業者の行動 >

貸し農園や体験農場を利活用した都市住民との交流を支援します。

< 行政の行動 >

遊休農地等を貸し農園や体験農場となるよう誘導し、その斡旋を行います。

水田農業構造改善モデル事業、農地のオーナー制度に取り組みます。

各地域の農地を利用したイベントを支援します。

農業振興の促進

< 住民の行動 >

地域でとれた農産物を積極的に購入し消費します。

消費者の立場から生産者に対して商品の評価、要望等の情報を提供します。

< 事業者の行動 >

地域でとれた農産物のPR及び販売に積極的取り組みます。
都市部の消費者に地域の安全安心な食品の情報提供に努めます。

< 行政の行動 >

地域の農産物のブランド化による安定した販売ルートの開拓を促進します。
地産地消の推進を図ります。
小中学校の体験農業や食育実践事業を推進します。

3) 水辺の保全

< 現況 >

本町の中央を南流する那珂川は、東の四万十川とも呼ばれ、天然鮎の遡上日本一でもあり、また、その支流や山間の沢及び農業用水路についても数多くの魚類や水生昆虫等が生息しています。

< 課題 >

身近で豊かな自然環境を形成する水辺環境については、安全性、治水、利水の側面からだけでなく、水辺環境がもつ環境保全機能に十分配慮し、生き物の生息・生育の基盤としてとらえ、保全・整備を行う必要があります。

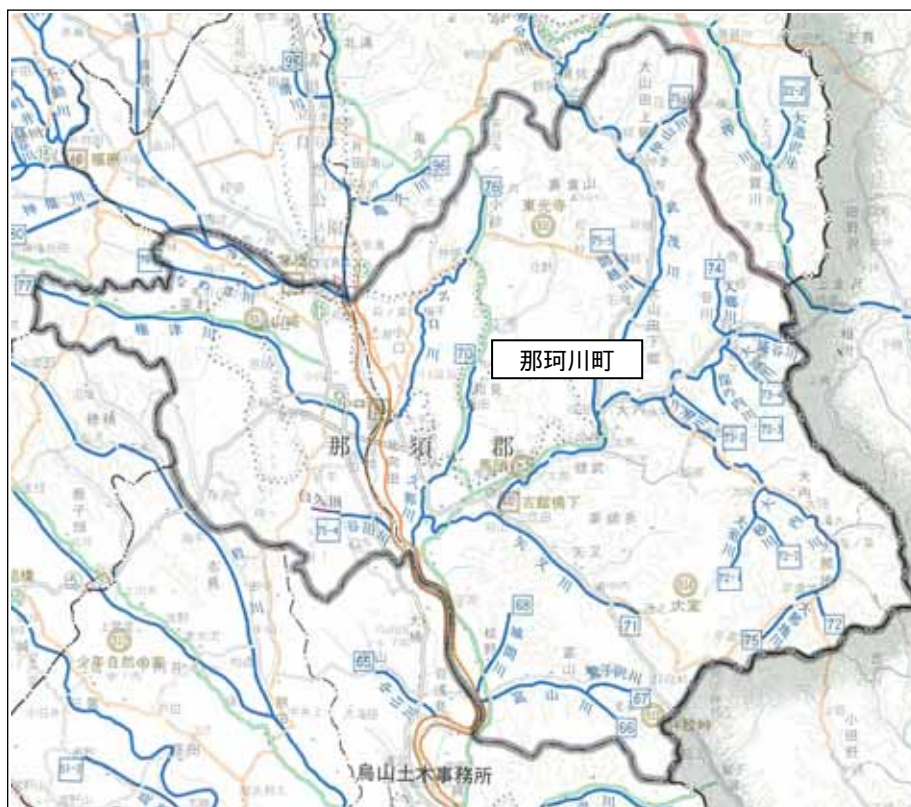
豊かな水辺環境をふるさとの観光資源として、都市との交流や観光客の誘致に活かされておらず、水辺環境の保全と活用を考える必要があります。

また、住民生活との関わり合いや景観形成等、水辺のもつ郷土、風土的な役割にも配慮し、河川等の本来あるべき姿を保全、創出し、併せて生き物の生息環境を整備する必要があります。

ヤマメの放流



那珂川町の一級河川



栃木県河川図

水辺の有効利用

< 住民の行動 >

都市交流事業の川遊び、自然観察会等の学習会に積極的に参加します。

< 事業者の行動 >

地域住民と共に自然観察会、学習会に参加します。

美しい水辺空間を都市部に向けて積極的にPRします。

< 行政の行動 >

河畔のキャンプ場の良好な管理に努めます。

河川を活用したカヌーくだり、川遊びの設営を行います。

小中学校の自然体験等各種の都市交流事業を展開します。

親水空間整備の促進

< 住民の行動 >

日頃から水辺の良好な環境整備活動に参加します。

水辺空間を積極的に利用し、水辺に親しみます。

< 事業者の行動 >

地域住民と共に河川愛護活動等のボランティア活動に参加します。
郷土の美しい資産である水辺空間を都市部に向けて積極的にPRします。

< 行政の行動 >

水辺の環境景観を常に良好な状態にするため、
河川愛護活動を実施します。
小学校の観察池をビオトープとして活用する
よう推進します。
親水公園の維持管理に努めるとともに、新たな
親水空間の整備促進を図ります。

生物と共生する水辺空間の整備

< 住民の行動 >

日頃より水生生物に優しい生活排水に心がけます。

< 事業者の行動 >

水生生物がすみやすい河川環境を守るため、常に排水対策の向上に努めます。

< 行政の行動 >

魚類や水生昆虫等の水生生物が生息しやすい河川環境と自然護岸の整備に努めます。
水生生物の観察やふれあいの場の整備を進めます。

水辺の生態系の保全の促進

< 住民の行動 >

「ホタルの里づくり」等の事業を地域において推進します。
魚類や水生昆虫等の生息調査に参加し、郷土の自然資源の魅力を認識し、保護に
努めます。

< 事業者の行動 >

地域が進める「ホタルの里づくり」等に協力します。
地域住民と魚類や水生昆虫等の生息調査や地域の自然保護活動に協力し、保護に
努めます。

ミニ環境辞典
ビオトープ

ビオトープ(Biotop、ドイツ語)は、生物群集の生息空間を示す言葉です。日本語でもカタカナのまま用いられますが、あえて訳す場合は生物空間、もしくは生物生息空間とされます。



< 行政の行動 >

地域が進める「ホタルの里づくり」等を支援します。

魚類や水生昆虫等の生息調査を実施し、その結果を公表し、常に良好な生態系の保全に努めます。

河川の水質調査を定期的 to 実施します。

アユ、ヤマメの放流事業を実施します。

水辺での触れ合いの促進

< 住民の行動 >

暮らしに潤いとゆとりを与えてくれる水辺の散策路を利用します。

堤防の花木の植栽に協力します。

< 事業者の行動 >

水辺の散策路を利用すると共に、花木の植栽に協力します。

< 行政の行動 >

河川管理者に堤防の多目的活用として散策路の整備を要請します。

堤防を利用した花木の植栽を推進します。

(2) 潤いと安らぎのあるまち (生活環境、快適環境)

身近な環境や景観の保全などに取り組み、安全安心で「潤いと安らぎのあるまち」の実現を目指します。

1) 大気の保全、悪臭の防止

< 現況 >

大気の汚染に関しては、環境基本法 (1993 年) に基づき、二酸化硫黄 (SO_2)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (OX)、二酸化窒素 (NO_2)、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて、環境基準が設定されています。

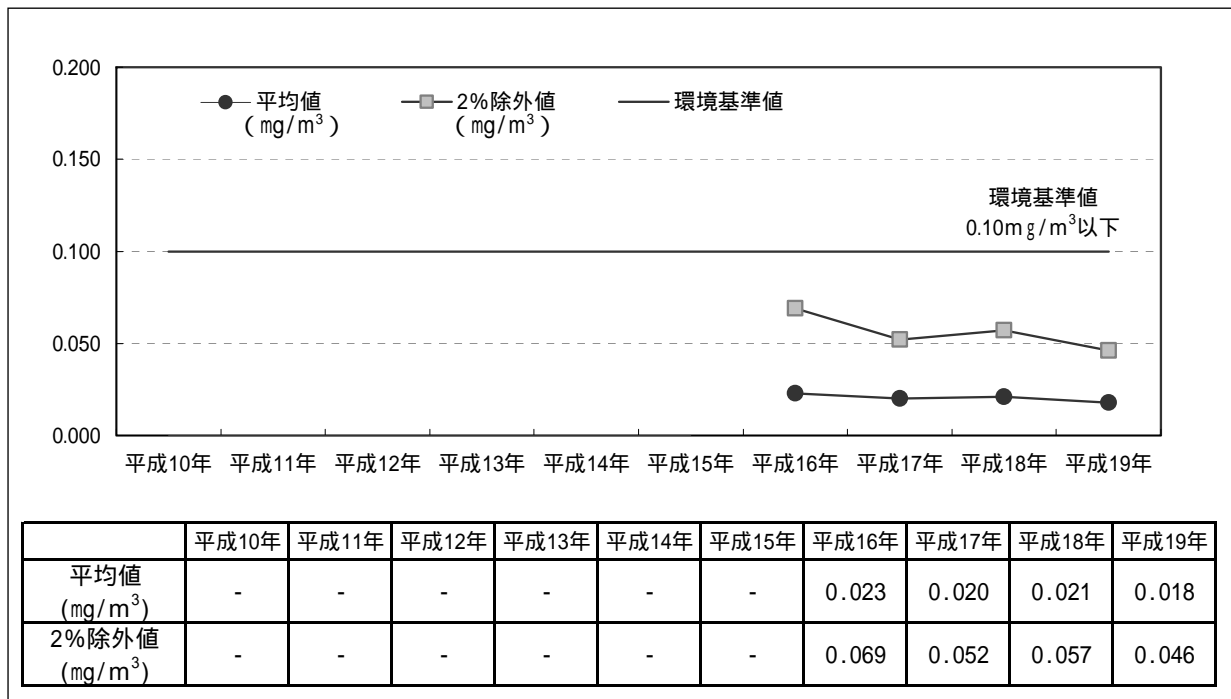
また、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法 (1999 年) に基づいて大気の汚染に係る環境基準が設定されています。

栃木県内には大気環境を測定する一般環境測定局 25 局、自動車排出ガス測定局 11 局が栃木県及び宇都宮市により整備されており、そのうち本町には、県設置の一般環境測定局 1 局が小川庁舎に設置されており、浮遊粒子状物質と光化学オキシ

ダントの2項目（二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物に関しては、平成17年度で測定終了）を測定しています。環境基準の達成状況に関しては、浮遊粒子状物質は環境基準を達成しています（二酸化窒素も達成していました。）が、光化学オキシダントについては、データが示すとおり基準値を超える時間数が増加しています。

本町の道路は、国道、主要地方道、一般県道、町道が地域を連絡しています。移動発生源である車の交通量は、国道294号で7,060台/24時間と最も多く、次いで国道293号と主要地方道矢板那珂川線の約3,000台/24時間となっていますが、その他の道路では、300～1,600台/24時間程度となっています。

那珂川町の大気汚染の状況（浮遊粒子状物質）



栃木県ホームページ「とちぎの青空」(一般環境大気測定結果)

ミニ環境辞典
98%値，2%除外値

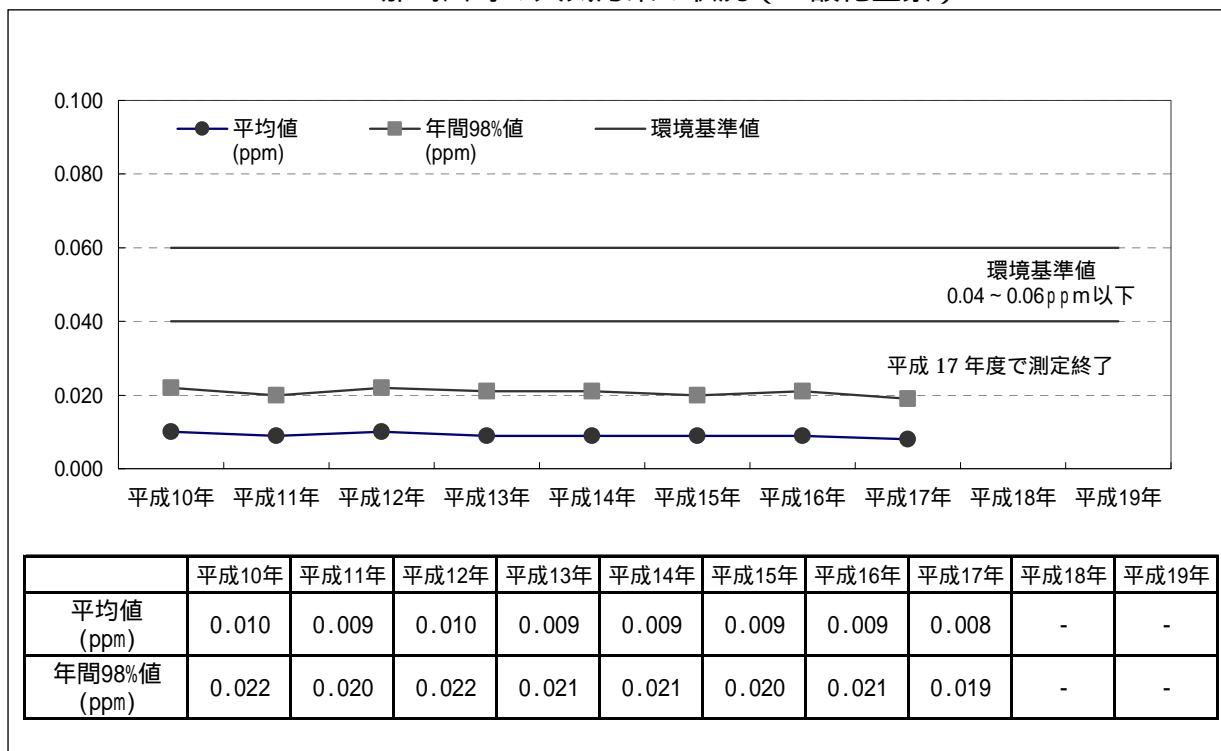
2%除外値は、大気汚染物質濃度の1日の平均値のうち、高い方から2%のデータを除外した後の最高値です。365日分のデータがある場合には、高い方から8番目の値になります。

98%値は、低い方から98%目に相当する値です。365日分のデータがある場合には、低い方から358番目の値となります。データを大きさの順に並べると、2%除外値と98%値は一致します。

98%値または2%除外値は日平均値で示されている環境基準の適否を長期的に評価するときに用います。年間の有効な日平均値を大きい順にならべた場合、上位の値は変動が大きく、異常値や突発的な要素が多いといわれています。そのため測定値数の上位2%を除外した値の最高値（2%除外値）または下位から98%に相当する値（98%値）を用いて評価します。

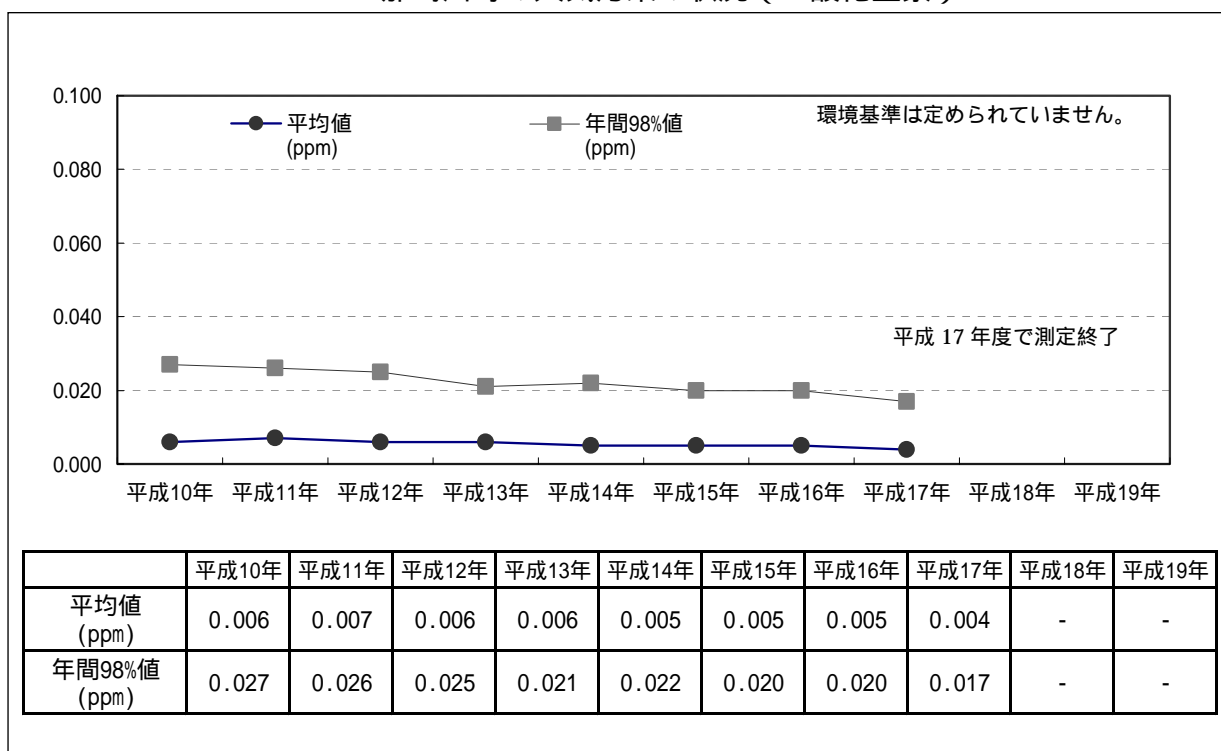
二酸化窒素（NO₂）は98%値を用い、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）は2%除外値を用います。

那珂川町の大気汚染の状況（二酸化窒素）



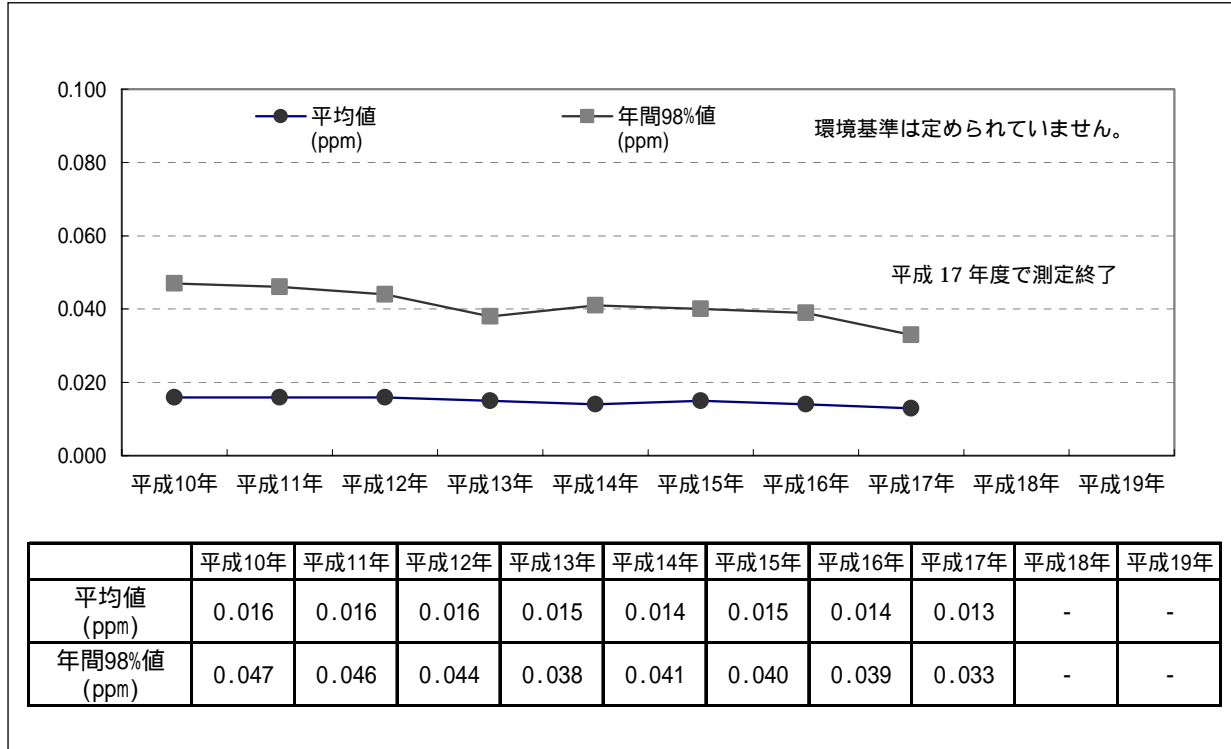
栃木県ホームページ「とちぎの青空」(一般環境大気測定結果)

那珂川町の大気汚染の状況（一酸化窒素）



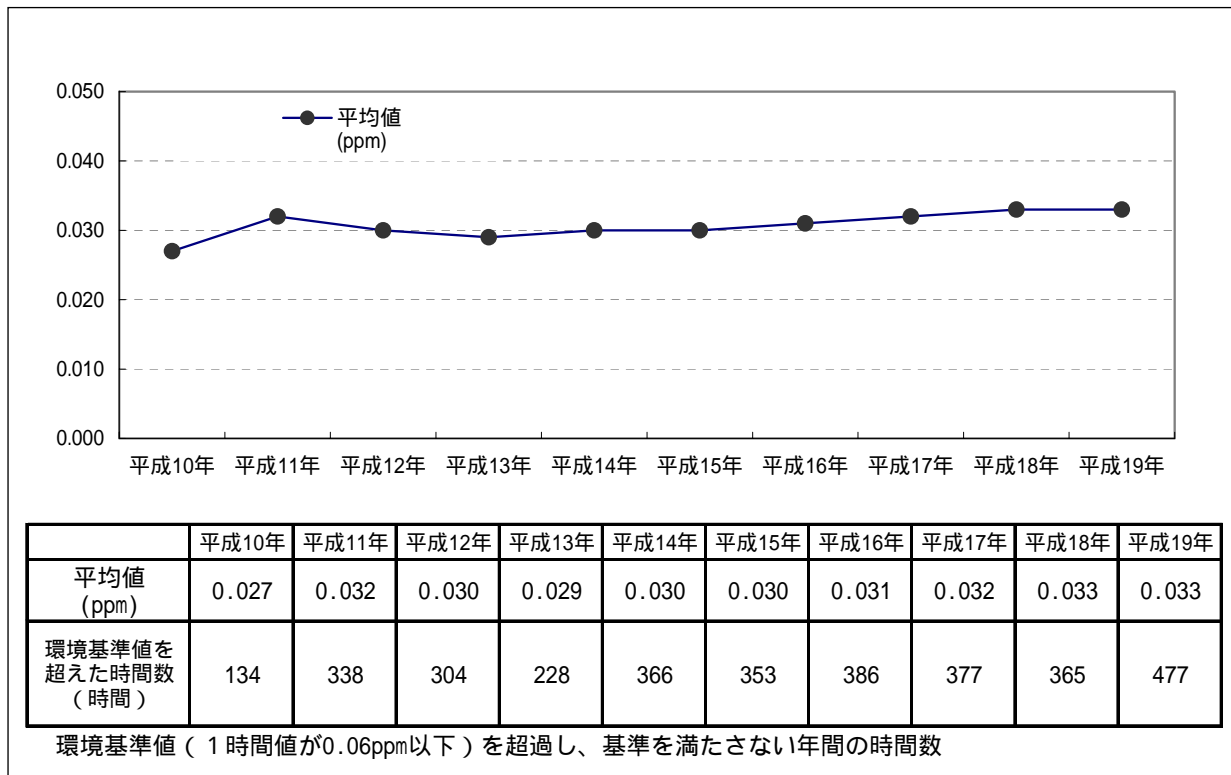
栃木県ホームページ「とちぎの青空」(一般環境大気測定結果)

那珂川町の大気汚染の状況（窒素酸化物）



栃木県ホームページ「とちぎの青空」(一般環境大気測定結果)

那珂川町の大気汚染の状況（光化学オキシダント）



栃木県ホームページ「とちぎの青空」(一般環境大気測定結果)

栃木県環境保全課資料

大気汚染防止に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
大気汚染防止法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定める大型のボイラーや土砂またはセメント用のベルトコンベア等の使用でばい煙や粉じん等を発生、排出する工場や事業場を特定施設といたします。	20	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、県知事へ届出をしなければなりません。また、規制基準値内であるかどうかを測定し結果を保存、排出物質等によっては報告をしなければなりません。

那珂川町住民生活課調べ

悪臭防止に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
悪臭防止法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める肥料の製造や一定規模以上の豚・鶏の飼養において悪臭を発生する工場や事業場を特定施設といたします。	2	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、県知事へ届出をしなければなりません。また、規制基準内であるかどうかを確認し結果を保存しなければなりません。

那珂川町住民生活課調べ

大気汚染や悪臭に関する苦情受付件数

平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
0件	2件	3件	野焼きに関する苦情が多い

那珂川町住民生活課調べ

ミニ環境辞典
移動発生源・固定発生源

大気汚染の発生源のうち、移動するものを、「移動発生源」と言います。自動車、船舶、航空機、鉄道車両（ディーゼルエンジン駆動）など、燃料を燃焼させることによって動力を得て走行、移動し、大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質等を排出する発生源の総称です。これに対して、工場などの移動性のないものは「固定発生源」といい、機器の内容、排出量等によって届出等の義務が関係法令で規定されています。

自動車については、大気汚染防止法（1968）で大気中に排出される自動車排ガス量の許容限度や燃料の性状に関する許容限度等を定め、大気中の排出を規制しています。

ミニ環境辞典
大気汚染物質

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質で、発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどのほか、火山、森林火災などもあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

窒素酸化物（NOx）

窒素の酸化物の総称で、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれます。通称ノックス（NOx）ともいいます。

二酸化窒素（NO₂）

窒素の酸化物で赤褐色の気体です。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがあります。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

光化学オキシダント（Ox）

オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする、酸化性物質の総称です。

< 課題 >

本町内における工場、事業所等においては法令に基づき、事業活動並びに建築物の解体等にもなうばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制する等大気汚染の未然防止に努めていますが、一部に取り組みが十分でない工場等もあり、今後、取り組みの徹底に向けて適切な指導や啓発に努めていくことが課題といえます。

また、本町においては、ごみの「野焼き」について、廃棄物処理法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき啓発と周知を実施していますが、一部の家庭では、包装ビニル、発泡スチロール類を焼却しているケースがみられており、ごみの「野焼き」について更なる周知と指導が必要です。

大気汚染や悪臭に関する苦情は、増加する傾向にあるので、情報の提供に対しての迅速かつ適切な対応が必要です。

移動発生源である自動車については、駐車場等でアイドリングをしている自動車もみられ、環境負荷の低減に向けてさらなる啓発活動が必要と考えられますが、個々の運転者に対する注意等は難しく、指導方法や啓発活動等がこれからの課題といえます。

工場、事業所等による大気汚染防止

< 住民の行動 >

工場、事業所等から異常な発煙・異臭を感じた際は、関係機関等へ情報提供します。

< 事業者の行動 >

すべての工場、事業所等において、大気汚染防止に努めます。

< 行政の行動 >

町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、大気汚染防止の取り組みを周知します。

大気汚染防止への取り組みが十分でない工場、事業所等には指導を行います。

屋外燃焼行為に対する指導

< 住民の行動 >

家庭から出たごみ等は適正に処理し、禁止されている「野焼き」はしません。

禁止されている「野焼き」を見かけたときは、関係機関に情報の提供をします。

< 事業者の行動 >

工場、事業所等から排出されたごみは適正に処理します。

< 行政の行動 >

禁止されている「野焼き」は、町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、啓発活動を行います。

町担当者の巡視により指導を行います。

自動車排気ガス対策の推進

< 住民の行動 >

環境にやさしい運転を心がけます。

ハイブリッド自動車等の低公害車の購入に努めます。

< 事業者の行動 >

営業用自動車等のアイドリングストップに努めます。

ハイブリッド自動車等の低公害車の導入に努めます。

< 行政の行動 >

町は、ハイブリッド自動車等の低公害車を導入します。

自動車の省エネ運転の啓発やアイドリングストップ運動を進めます。

アイドリングストップや自動車排出ガス対策について、町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、啓発活動を行います。

ケーブルテレビ等を活用し、オキシダント濃度の公表や注意報発令を行います。

悪臭発生源対策の推進

< 住民の行動 >

工場、事業所等から異臭・悪臭を感じたときは、関係機関へ情報提供します。

< 事業者の行動 >

すべての工場、事業所等において、悪臭発生の防止に努めます。

< 行政の行動 >

悪臭発生防止への取り組みが十分でない工場、事業所等には指導を行います。

県条例に基づき、適正な監視と指導に努めます。

2) 水質の保全

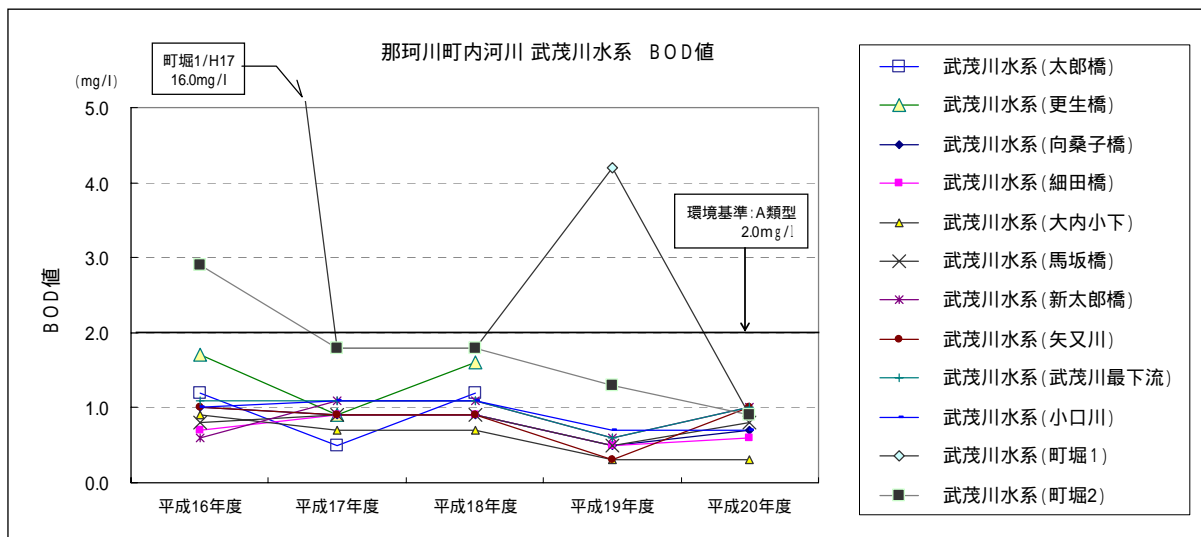
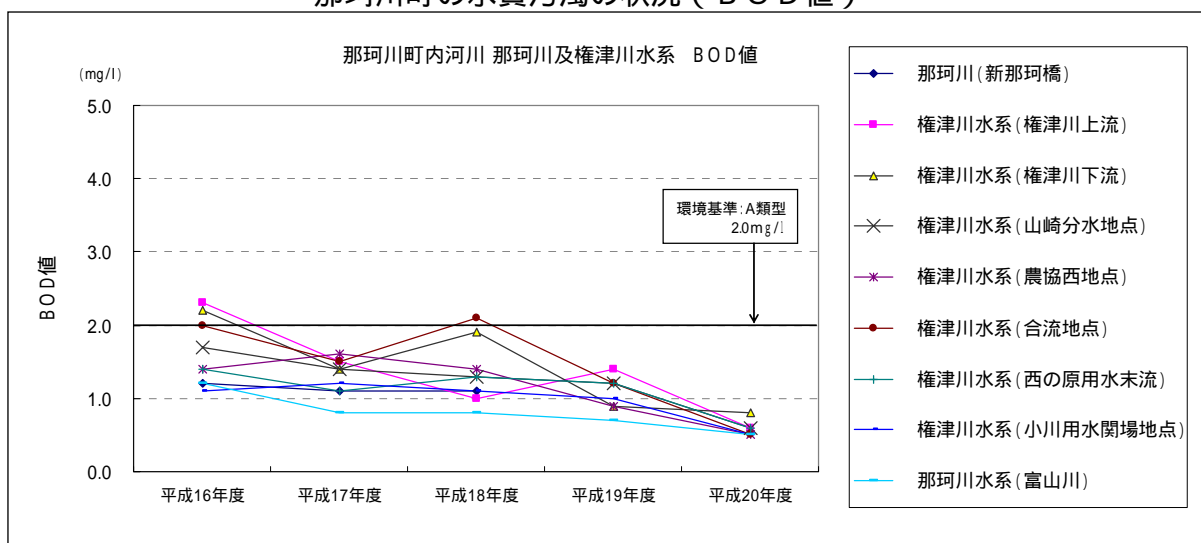
<現況>

公共用水域及び地下水に係る水質汚濁に関しては、環境基本法に基づき、カドミウム等について環境基準が設定されています。

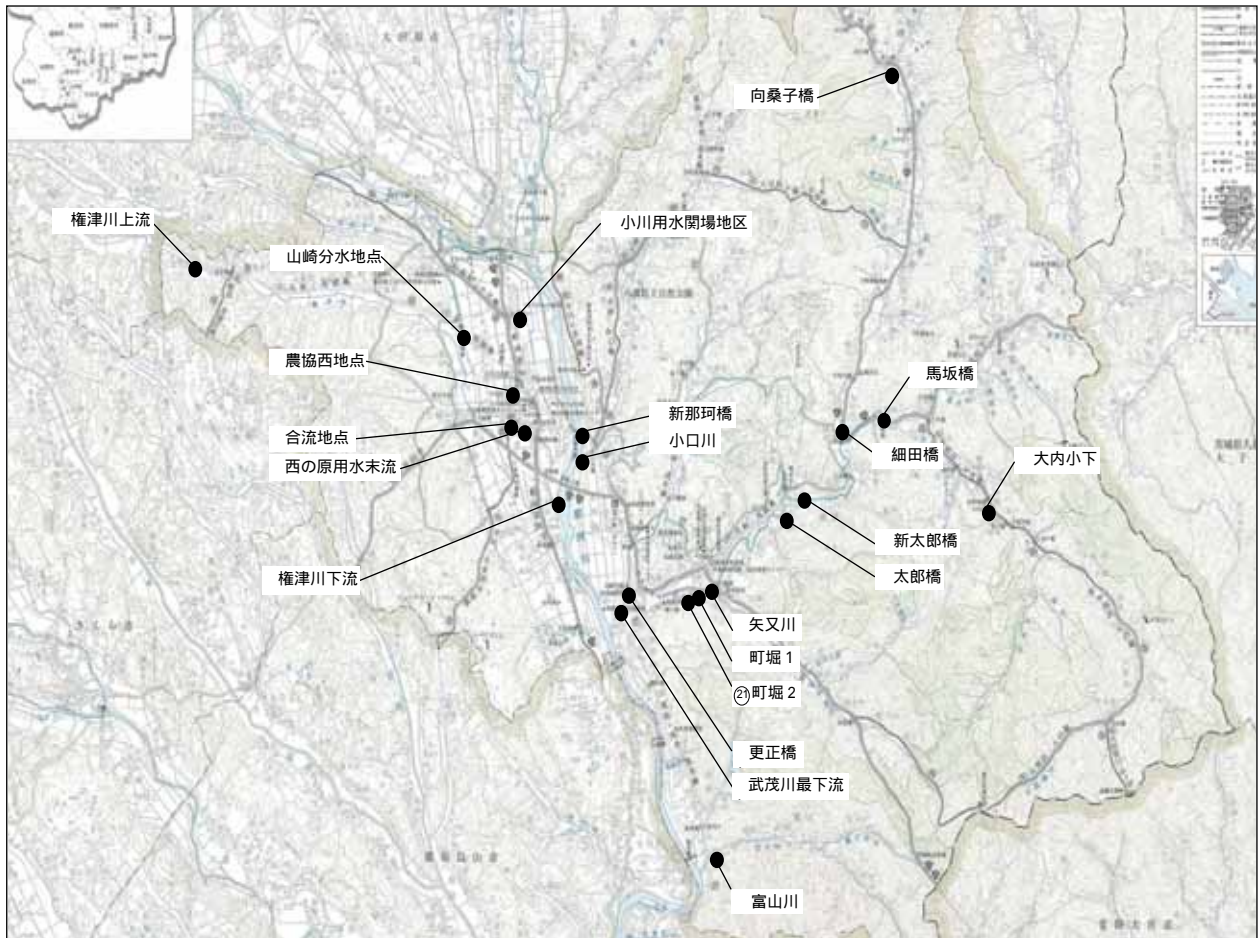
また、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（1999年）に基づいて水質の汚染に係る環境基準が設定されています。

本町においては、町内河川 24ヶ所、ゴルフ場下流域 5ヶ所で毎年 1回（10月）水質検査（pH、BOD、大腸菌群、透視度）を行っており、栃木県においても町内河川 3ヶ所で調査（生活環境項目のpHやBOD、大腸菌群等 10種類は毎月、健康項目や特殊項目、その他の項目は年に数回）を実施しています。水質指標の 1つである生物化学的酸素要求量（BOD）については、平成 20年度においてすべての地点で環境基準（A 類型：2.0mg/l 以下）を達成しています。

那珂川町の水質汚濁の状況（BOD 値）



調査地点図



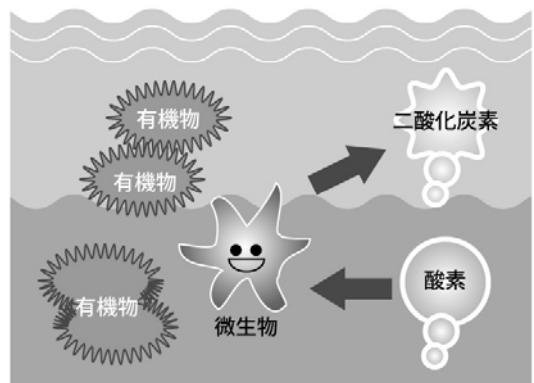
栃木県データ / 那珂川町住民生活課調べ

ミニ環境辞典

BOD

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められています。また水質汚濁防止法（1970）に基づく排水基準が定められており、BODが高いと溶存酸素（水中に溶解している酸素の量のこと）が欠乏しやすくなり、10mg/l以上で悪臭の発生等が見られます。



水質汚濁防止に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
水質汚濁防止法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定める食品加工や旅館業、一定規模以上の畜産業等において汚水等を発生、排出する工場や事業場を特定施設といたします。	243	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、県知事へ届出をしなければなりません。また、規制基準値内であるかどうかを測定し結果を保存、排出物質や排出量によっては報告をしなければなりません。

那珂川町住民生活課調べ

水質汚濁に関する苦情受付件数

平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
1件	2件	5件	不注意による油類の流出が多い

那珂川町住民生活課調べ

< 課題 >

本町内における工場、事業所等においては法令に基づき、水質の保全に努めていますが、一部に水質汚濁防止への取り組みが十分でない工場等も見受けられ、今後、取り組みの徹底に向けて適切な指導や啓発に努めていくことが課題といえます。

また、本町では公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を推進していますが、平成20年4月1日現在で生活排水処理人口普及率が45%と低く、一部では適切な処理をしないまま排水を行っている家庭も見受けられます。そのため、さらなる公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促す必要があります。

なお、水質汚濁に関する苦情は増加傾向にあるため、本町で実施している1回/年の水質検査を少なくとも2回/年にし、監視の強化を図ることが必要です。

工場、事業所等による水質汚濁防止

< 住民の行動 >

工場や事業所等からの異常な排水や異臭を感じた際は、関係機関等へ情報提供します。

< 事業者の行動 >

すべての工場、事業所等において水質汚濁の防止に努めます。

< 行政の行動 >

県条例に基づき、適正な監視と指導に努めます。

水質汚濁防止に関する啓発活動を行います。

水質汚濁防止の取り組みが十分でない工場や事業所等には指導を行います。

生活排水対策の推進

< 住民の行動 >

公共下水道への接続または合併処理浄化槽の設置に努めます。

< 事業者の行動 >

公共下水道への接続または合併処理浄化槽の徹底管理を図ります。

< 行政の行動 >

平成 25 年度までに生活排水処理人口普及率 55%以上を目指します。

県条例に基づき、適正な監視と指導に努めます。

水質汚濁防止に関する啓発活動を行います。

水質汚濁防止の取り組みが十分でない工場や事業所等には指導を行います。

河川水質の監視

< 住民の行動 >

農薬等の適正使用・適正処分に努めます。

河川の汚濁や異臭などの情報の提供に努めます。

< 事業者の行動 >

農薬・薬品等の適正使用・適正処分に努めます。

< 行政の行動 >

水質検査の年 2 回実施と監視体制の強化に努めます。

町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等によって水質検査結果を公表し、水質保全の関心を高めます。

3) 騒音・振動の防止

< 現況 >

本町内の工場、事業所等においては、法令に基づき、騒音・振動対策に努めており、事業所によっては、自主的に騒音・振動調査も実施していますが、一部には騒音・振動対策の取り組みが遅れているところもあります。

騒音規制に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
騒音規制法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定めるプレス機やせん断機等の使用で騒音を発生する工場や事業場を特定施設といたします。	7	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、県知事へ届出をしなければなりません。また、規制基準値内であるかどうかを測定し結果を保存しなければなりません。

那珂川町住民生活課調べ

振動規制に関し法律や県条例等で定める施設

特 定 施 設	工場・事業場数	備 考
振動規制法等や栃木県生活環境の保全等に関する条例等に定めるプレス機やせん断機等の使用で振動を発生する工場や事業場を特定施設といたします。	7	特定施設の設置や変更、廃止等にあつては、県知事へ届出をしなければなりません。また、規制基準値内であるかどうかを測定し結果を保存しなければなりません。

那珂川町住民生活課調べ

< 課題 >

本町に寄せられた騒音や振動に関する苦情はありませんでしたが、取り組みが遅れている工場・事業所等には、指導や啓発を行う必要があります。

また、自動車交通騒音を防止するために、交通の円滑化を図る必要があります。

さらに、整備不良による車両の騒音等を出さないマナーアップのPRを図る必要があります。

工場、事業所等による騒音、振動防止

< 事業者の行動 >

すべての工場等において、騒音、振動防止の取り組みに努めます。

< 行政の行動 >

騒音、振動防止の適切な指導や啓発を行います。

生活騒音の防止

< 住民の行動 >

車両の適正な整備や、農機具等の使用マナーアップに努めます。

< 行政の行動 >

関係機関と連携し、生活騒音を出さないようマナーアップの啓発活動を行います。

4) 清潔なまちづくり

< 現況 >

住民や事業所による道路・河川の清掃活動が広く行われるようになってきましたが、道路周辺にごみの散乱や違法な屋外広告物が見受けられます。

また、多くの方がペットを飼うようになってきましたが、一部にマナーの悪い飼い主が見受けられます。

不法投棄対策については、2名の監視員により10日/月程度の巡回監視や防止対策看板の設置など、未然防止対策を行っていますが、依然として不法投棄が後を絶ちません。

なお、北沢地区に不法投棄された廃棄物については、これを適正処理するため現在県営管理型最終処分場の建設が進められています。

町による不法投棄物の処理状況

単位：台、本、千円

	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	エアコン	その他	処分手数料
平成18年度	29	8	13	355	1	-	659
平成19年度	51	20	13	154	-	-	556

その他とは、廃プラ(大)、消火器、廃油など

廃棄物投棄に関する苦情受付件数

平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
0件	2件	3件	山林や河川への不法投棄が多い

那珂川町住民生活課調べ

< 課題 >

環境美化については、道路周辺のごみの散乱を防止するために、道路清掃や花いっぱい運動の充実を図るとともに、屋外広告物の適正な掲出を徹底する必要があります。

また、ペットについては、飼い主に適正な飼育をさらに啓発する必要があります。

不法投棄は自然環境の破壊につながることから、監視体制の充実と強化を図ることが急務となっています。

なお、北沢地区については、現在も不法投棄された状態であるため、早期解決に向け、県事業の促進を図る必要があります。

空き缶拾い



環境美化活動の推進

< 住民の行動 >

沿道のごみ拾いや草花の植栽など、環境美化活動に努めます。
環境美化などのボランティアに参加します。

< 事業者の行動 >

環境美化などのボランティア活動を支援します。

< 行政の行動 >

ごみのポイ捨て禁止や花いっぱい運動などの環境美化運動を推進します。
環境美化などのボランティア団体育成や活動を支援します。

不適正広告物の禁止

< 住民の行動 >

不適正な広告物を見かけたら、速やかに町に通報します。

< 事業者の行動 >

広告物の適正な掲出に心がけ、良好な景観の保全に協力します。

< 行政の行動 >

町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、広告物の適正な掲出について啓発活動を行います。
不適正広告物の監視、指導を行います。

飼い犬等の適正飼育に関する啓発

< 住民の行動 >

ペット等は適正に飼育し、最後まで愛情と責任をもって飼うようにします。

< 行政の行動 >

正しいペットの飼い方など啓発事業への参加を促します。

広報やケーブルテレビで正しいペットの飼い方に関する啓発活動を行います。

犬、猫の避妊手術補助を検討します。

不法投棄の防止

< 住民の行動 >

不法投棄を見かけたら、速やかに町に通報します。

< 事業者の行動 >

廃棄物は適正に処理し、不法投棄は絶対に行いません。

< 行政の行動 >

不法投棄監視員による監視を強化するとともに、町職員による巡回パトロールの充実を図ります。

広報、ケーブルテレビ等で適切なごみ分別や出し方、不法投棄防止の啓発活動を行います。

北沢地区の不法投棄問題の解決に向け、県営管理型最終処分場建設を促進します。

5) 良好な景観の形成

< 現況 >

本町には既成市街地が 2 つ形成されており、馬頭地区の市街地では電線の地中化など景観形成のための街なみ環境整備が行われてきましたが、小川地区の市街地ではほとんど整備が進んでいません。

農村地域では、緑豊かで四季が感じられる「日本の原風景」ともいえる集落の景観が色濃く残されています。

< 課題 >

既成市街地では、国道バイパスの整備などで空洞化などが進むと想定されることから、景観形成を目的とした新たな整備計画の必要性があり、農村地域では、優れ

た景観を後世に継承できるよう保全に努める必要があります。

なお、景観形成のための事業と併せて、住民や事業者、行政が一体となった環境美化推進を展開する必要があります

市街地の街なみ



美しい街なみの形成

< 住民の行動 >

街なみや自然景観に配慮した建物づくりに協力します。

< 事業者の行動 >

周辺景観との調和に配慮したまちづくりに協力します。

< 行政の行動 >

街なみや自然景観に配慮した総合的な景観形成事業を展開します。

周辺景観に配慮した公園などの設置や景観に合ったイベントを開催します。

公共施設の美化

< 住民の行動 >

公園や運動場などの美化活動に協力します。

< 事業者の行動 >

公園や運動場などの美化活動を支援します。

< 行政の行動 >

公園や運動場など公共施設の環境保全や美化活動を推進します。

空き地等の管理

< 住民の行動 >

個々で所有する空地等は、適切な管理に努め、近隣住民に迷惑がかからないようにします。

< 事業者の行動 >

事業者が所有する空地等については、適切な管理に努め、近隣住民に迷惑がかからないようにします。

< 行政の行動 >

空き地等については、所有者の責任において適切に管理するよう指導します。
空き施設における土地利用のあり方を検討し、環境保全に努めます。

6) 緑化の推進

< 現況 >

公園や運動場の樹木の手入れなどは、ボランティアにも協力してもらっています。

また、毎年、県、町、緑化推進委員会の共催で、住民に無償苗木を配布し緑化活動の推進を行っています。

緑化苗木配付会



< 課題 >

公共の緑地は、様々な環境保全機能を有することから、適切な管理と緑化の推進

を図る必要があります。

また、地域においても、良好な景観づくりのため、身近な緑化の推進が必要です。

公共施設などの緑化

< 住民の行動 >

公共施設などの緑化事業などに積極的に参加します。

< 事業者の行動 >

公共施設などの緑化事業などを支援します。

< 行政の行動 >

公共施設などの緑化を推進するとともに、適切な管理を行います。

生活環境の緑化

< 住民の行動 >

地域で行われる緑化活動に参加し、家庭の生垣、庭木等は適切に管理します。

< 事業者の行動 >

地域で行われる緑化活動を支援します。

< 行政の行動 >

苗木配布会を継続し、地域の緑化活動を推進します。

町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、緑化推進の啓発活動を行います。

(3) 循環型社会を目指すまち（地球環境、資源循環、エネルギー）

一人ひとりが限りある資源を大切にした生活スタイルへの転換と新エネルギー利用の推進などに取り組み、「循環型社会を目指すまち」の実現を図ります。

1) 廃棄物の減量、資源の循環

< 現況 >

本町における一般廃棄物の推移をみると、人口が減少しているにもかかわらず、ごみの総排出量は増加する傾向にあります。一人当たりの日排出量は平成 10 年に 607g / 人であったのに対し、平成 19 年には 781g / 人となっています。これは住民の生活スタイルが大量消費型のままであることが大きな理由であると考えられます。

また、ごみの処理については、リサイクル率、資源化率が低いこと、事業所のごみと家庭のごみとが混ざって排出されている状況がみられます。さらに広域行政事務組合の保健衛生センターの老朽化も進行しています。

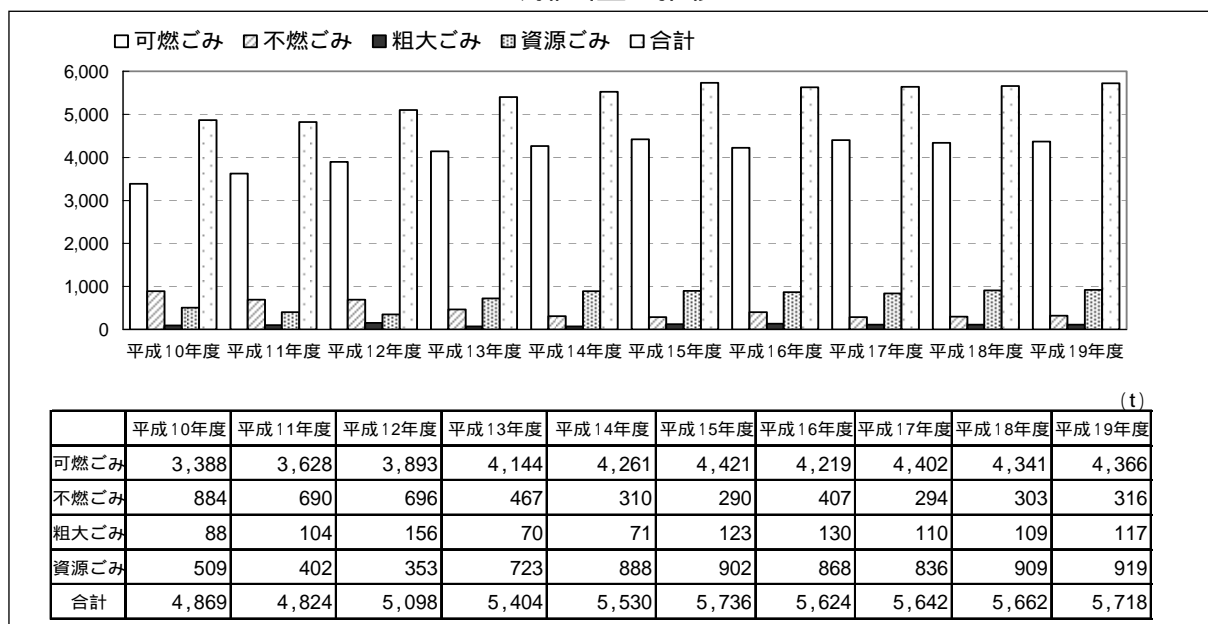
< 課題 >

このような状況のなかでごみの減量化を目指すためには、住民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していくことが重要な課題です。

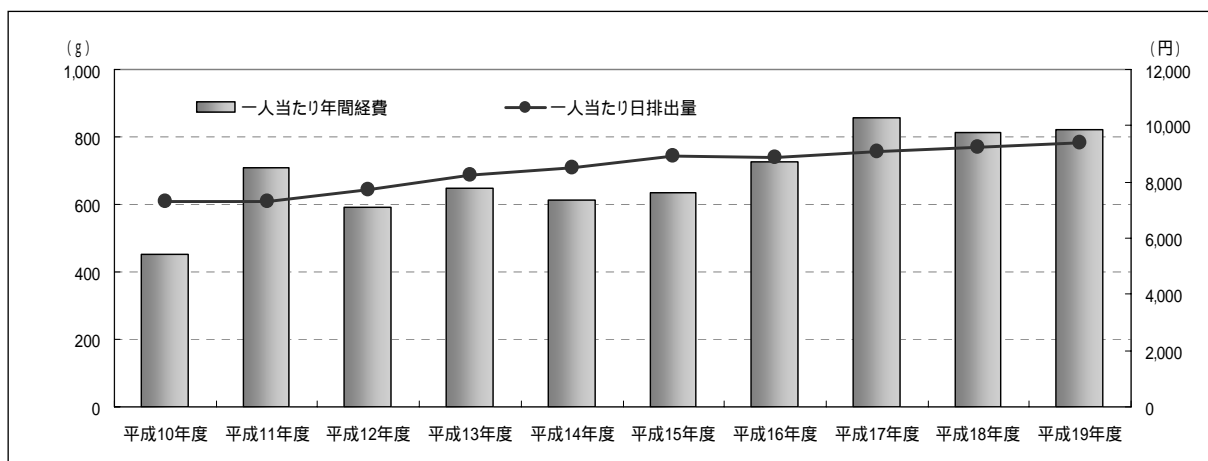
ごみ排出量の増加にともない、ごみの処理に係る行政コストがかさみ、結果として地域住民の負担が増加していることからライフスタイルの転換は不可欠といえます。

また、可燃ごみの増加は資源の浪費になるだけでなく、二酸化炭素の排出増加につながり地球温暖化を加速させることにもつながるため、ごみ減量化の推進は重要な課題といえます。

ごみ排出量の推移



一人当たり排出日量及び一人当たり年間経費の推移



平成 19 年度ごみ質分析調査結果

採取場所		保健衛生センターごみ焼却場ごみピット内				
採取年月日		平成19年5月17日	平成19年8月27日	平成19年11月7日	平成20年2月13日	平均
単位容積重量		178kg/m ³	250kg/m ³	286kg/m ³	213kg/m ³	231.8kg/m ³
水分量		46.5%	52.6%	53.5%	48.9%	50.4%
生ごみの灰分		9.3%	4.3%	3.3%	3.8%	5.2%
生ごみの可燃分		44.2%	43.1%	43.2%	47.3%	44.5%
高位発熱量		8350kJ/kg	8150kJ/kg	8160kJ/kg	8940kJ/kg	8400kJ/kg
低位発熱量		7180kJ/kg	6820kJ/kg	6820kJ/kg	7710kJ/kg	7132.5kJ/kg
乾燥ごみ縮成	紙、布類	30.9%	29.8%	49.7%	46.0%	39.1%
	木、竹類	7.6%	16.0%	9.5%	2.0%	8.8%
	不燃物類	7.2%	0.5%	0.6%	8.1%	4.1%
	ビニール類	36.2%	43.2%	20.6%	30.1%	32.5%
	厨芥類	6.9%	9.1%	19.3%	11.9%	11.8%
	その他	11.2%	1.4%	0.3%	1.9%	3.7%

南那須広域行政事務組合（保健衛生センター）

3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

< 住民の行動 >

環境の推進組織設置に向けた取り組みに協力し、3 Rを推進します。
 大量消費型生活スタイルを見直し、環境学習会に積極的に参加します。
 環境NPOやNGOの設立に向けた取り組みに積極的に参加、協力します。

< 事業者の行動 >

環境の推進組織設置に向けた取り組みに協力し、3 Rを推進します。
 環境NPOやNGOの設立に向けた取り組みを積極的に支援します。

< 行政の行動 >

環境の推進組織を設置し、3 Rを推進します。
 生活スタイルを見直す啓発活動や環境学習会を開催します。
 環境NPOやNGOの設立に向け積極的に支援します。

ミニ環境辞典
 3 R（スリーアール）

3 Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表します。その意味は次のとおりです。

Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること、Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、Recycle（リサイクル）は、再使用ができずまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することを言います。3 R活動とは、この3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするものです。



ごみの発生抑制推進

< 住民の行動 >

- 生ごみ処理機等を活用し、できるだけ生ごみを出さないように努めます。
- 資源ごみの集団回収や小売店での店頭回収に協力します。
- 過剰包装品や使い捨て商品の購入や使用を控えます。
- 買い物にはエコバックを利用します。
- ごみの分別基準を守り、さらなるリサイクルに協力します。

< 事業者の行動 >

- 過剰包装やレジ袋の抑制に努めます。
- エコバック運動に協力します。
- エコバック利用者のポイント制導入等、新たな取り組みを模索します。
- 資源ごみの集団回収を行うとともに、店頭での回収に努めます。
- ごみの分別基準を守り、さらなるリサイクルに努めます。

< 行政の行動 >

- 生ごみ処理機の普及促進を図るため、補助制度を拡大します。
- 資源ごみの集団回収に対する報奨金制度を充実します。
- 全町内でエコバック運動を展開します。
- ごみの分別基準の周知徹底やリサイクルの推進に努めます。
- 平成 25 年度までに年間ごみ排出量 5% 以上（220 t 以上）を削減します。

廃棄物の適正処理及び資源化の促進

< 住民の行動 >

- リサイクル品の展示センターを積極的に利用し、再生品の再利用に努めるとともに、まだ使用できるものは廃棄せずに持込みます。
- 廃食油は水で流したり廃棄せずにストックし、町が進める廃食油再生に協力します。

< 事業者の行動 >

- 資源化された廃棄物の安全確認に協力します。
- 町で実施する廃食油の再生活用やバイオガスの生産及び利活用等の調査・研究に協力します。
- 事業所から発生する廃棄物が最終処分されるまで責任をもって確認します。

< 行政の行動 >

広域や那須烏山市と連携して廃棄物の資源化を図ります。

リサイクル品を地域住民に再利用してもらうための仕組みづくりを進めるとともに、廃止された公共施設を活用し、リサイクル品の展示センターを整備します。廃食油の再生活用やバイオガス生産、利活用の調査・研究を進めます。

グリーン購入の推進

< 住民の行動 >

環境への負荷が小さいものを選ぶグリーン購入に取り組みます。

環境への負荷や健康への影響を重要視するグリーンコンシューマーになります。

< 事業者の行動 >

備品・消耗品の購入について、環境への負荷ができるだけ小さいものを選ぶグリーン購入に取り組みます。

資材等の調達について、環境への負荷が小さいグリーン調達をさらに推進します。

産学官連携で八溝材等の地域資源を活かしたグリーン商品開発を推進します。

< 行政の行動 >

グリーン購入に係る町計画を策定します。

グリーン購入に係る情報を積極的に公開する等普及啓発に努めます。

産学官連携で八溝材等の地域資源を活かしたグリーン商品開発を支援、推進します。

2) 地球環境の保全

< 現況 >

二酸化炭素やフロンガス等の温室効果ガスの排出による地球温暖化やオゾン層破壊等の環境破壊が世界規模で問題となっています。

本町においても、生活スタイルが大量消費型であり、省資源・省エネに対する認識も低く、行動もともなっていません。

地球温暖化に向けた防止対策も具体的に進んでおらず、新エネルギーについても

ミニ環境辞典
グリーン購入
グリーンコンシューマー

持続可能な社会の構築を目的として、グリーン購入は「購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。」をいいます。

グリーンコンシューマーは「訳すると「緑の消費者」となります。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のこと」をいいます。



あまり認識されていないため、導入への動きが進んでいません。

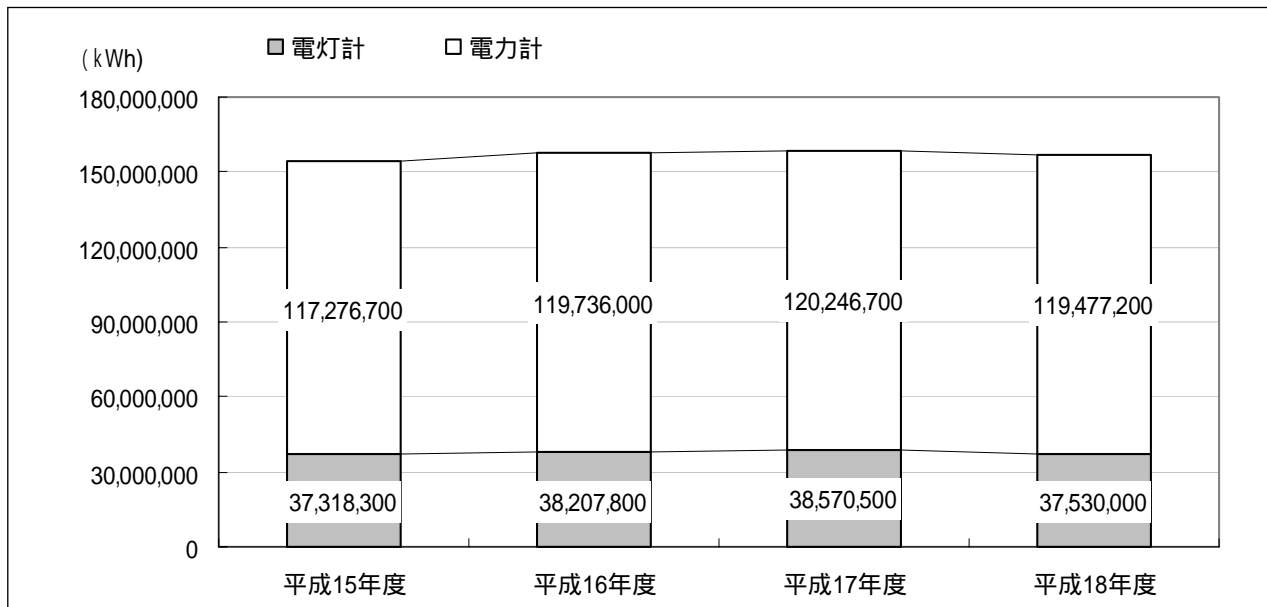
< 課題 >

今後、環境の保全対策に向けて、一人ひとりの環境に配慮した行動が求められており、暮らしの中からムダを発見する等、衣食住における意識を改革していく必要があります。

化石燃料の使用を抑制するために省資源・省エネ型の社会を構築すると同時に、新エネルギーの導入、省エネルギーの実行、脱フロン化を推進し、環境負荷の少ない社会を構築する必要があります。

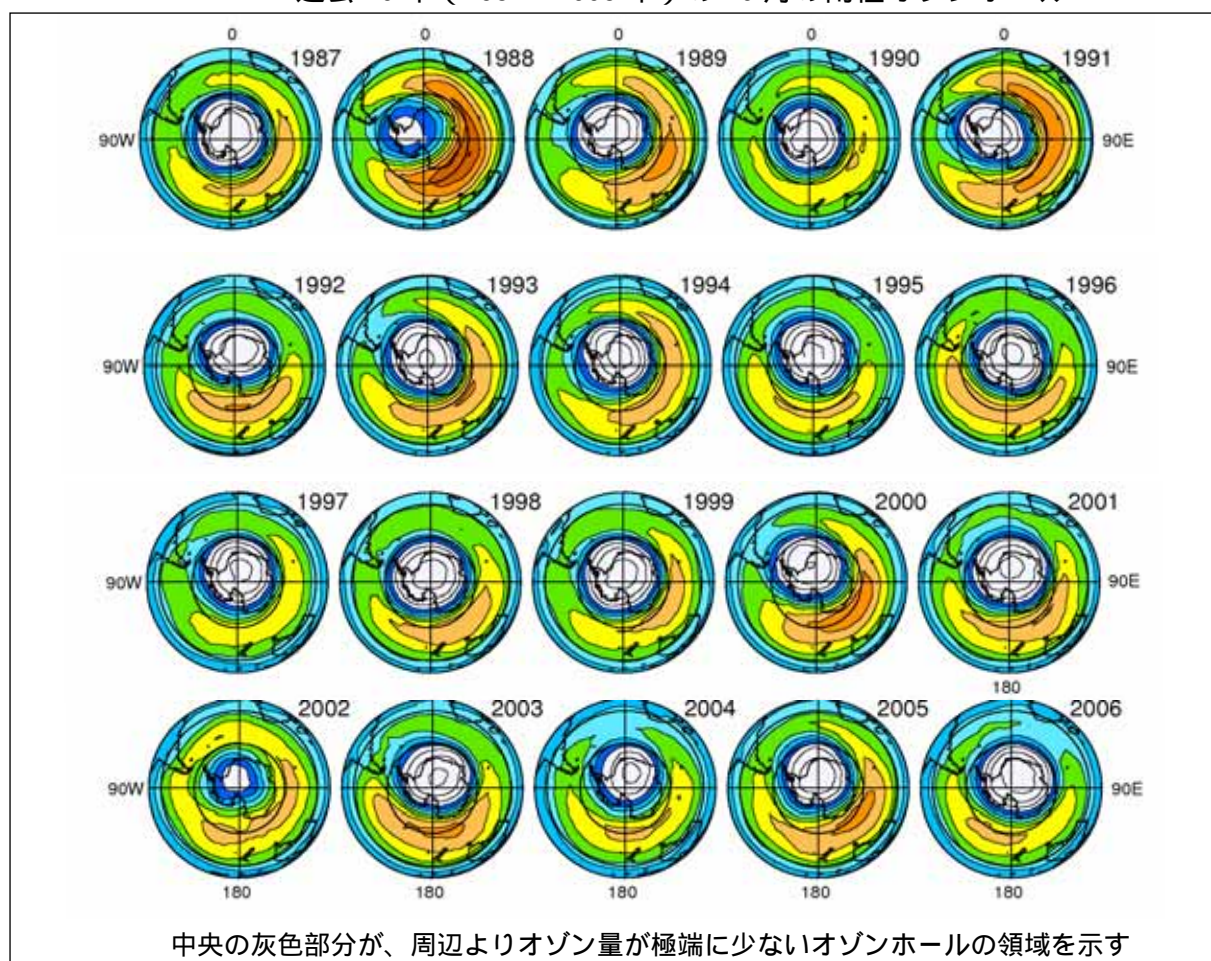
また、環境NGOや環境NPOの育成についての支援が必要とされています。

那珂川町における電力使用量の推計



那珂川町企画財政課調べ

過去 20 年（1987～2006 年）の 10 月の南極オゾンホール



資料提供 気象庁

ライフスタイルの転換及び省エネ・省資源対策

< 住民の行動 >

町や推進組織の呼びかけに応じ、省エネ・省資源運動に取り組みます。
 公共交通機関を利用し、自動車を利用するときはアイドリングストップを行います。
 廃食油を流さずストックし、町が進める廃食油再生に協力します。
 暮らしのムダを発見し、意識改革を図るため、家庭版 I S O に取り組みます。
 家電リサイクル等の取り組みを推進し、フロンを大気に放出しません。

< 事業者の行動 >

町や推進組織の呼びかけに応じ、省エネ・省資源運動に取り組みます。
 自動車を利用するときはアイドリングストップを行います。
 廃食油を流さずストックし、町が進める廃食油再生に協力します。
 家庭版 I S O に呼応し、商店版 I S O に取り組みます。
 フロン回収破壊法、家電リサイクル法等に基づき、適切にフロンの回収を行います。

< 行政の行動 >

住民・事業者・行政で新エネ・省エネ計画を策定し、計画の推進運動を展開します。
 公共交通機関への廃食油再生活用など、目に見える運動を展開します。
 自動車を利用する時はアイドリングストップを率先して行います。
 意識改革を図るため、家庭版 I S O、学校版 I S O、商店版 I S O の実践を推進します。
 脱フロン化の取り組みやフロン回収を率先して行うとともに、家電リサイクル等に関する啓発活動を行います。

ミニ環境辞典 家庭でできる温暖化対策	
1)冷房の温度を 1 高く暖房の温度を 1 低く設定 年間で、33 kg の C O ₂ 削減 1800 円の節約 2)週 2 日往復 8km の車の運転をひかえる 年間で、184 kg の C O ₂ 削減 9200 円の節約 3)1 日 5 分間のアイドリングストップを行う 年間で、39 kg の C O ₂ 削減 1900 円の節約 4)待機電力を 50%削減する 年間で、60 kg の C O ₂ 削減 3400 円の節約 5)シャワーを 1 日 1 分家族全員が減らす 年間で、69 kg の C O ₂ 削減 7100 円の節約	6)風呂の残り湯を洗濯に使い回す 年間で、7kg の C O ₂ 削減 4200 円の節約 7)電子ジャー炊飯器の保温を止める 年間で、34 kg の C O ₂ 削減 1900 円の節約 8)家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の 利用を 2 割減らす 年間で、238 kg の C O ₂ 削減 10400 円の節約 9)買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ 年間で、58 kg の C O ₂ 削減 10)テレビ番組を選び、1 日 1 時間テレビ利用 年間で、14 kg の C O ₂ 削減 800 円の節約

出典：環境省地球温暖化パネル

新エネルギーの活用

< 住民の行動 >

町や推進組織の呼びかけに応じ、新エネルギー運動に協力します。
 バイオガス生産、利活用の調査研究に協力します。

< 事業者の行動 >

町や推進組織の呼びかけに応じ、新エネルギー運動に協力します。
 バイオガス生産、利活用の調査研究に協力します。

< 行政の行動 >

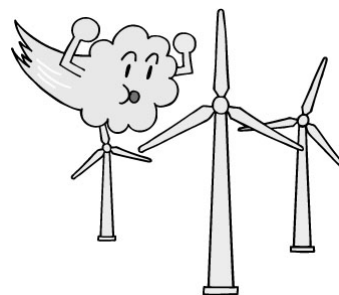
行政・事業者・地域住民が一体となり新エネ・省エネ計画を策定し、新エネルギー運動を展開します。

バイオガス生産、利活用の調査研究を進めるとともに、本町に適したバイオマスタウン構想を策定、事業の展開を図ります。

新エネルギー開発を目指す企業を誘致します。

ミニ環境辞典
新エネルギー

新エネルギーとは、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されているもので、(1)石油代替エネルギーを製造、発生、利用すること等のうち、(2)経済性の面での制約から普及が進展しておらず、かつ、(3)石油代替エネルギーの促進に特に寄与するものとして、積極的に導入促進を図るべき政策的支援対象として位置づけられています。この新エネルギー利用等の具体的な対象となるものは、新エネ法の政令において以下のとおり特定されています。



太陽光発電、風力発電、太陽熱発電、温度差エネルギー、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、地熱発電（バイナリ方式のものに限る。）

()、未利用水力を利用する水力発電（100kw以下のものに限る。）()

(*)は、政令改正（平成20年4月1日施行）により新たに追加されたものです。

行政における率先行動

< 行政の行動 >

事業所（役場）として平成20年度に策定する地球温暖化防止計画に基づき、町が率先して次世代低公害車の導入、公共交通機関への廃食油の再生活用、新施設への太陽光発電等の自然エネルギー導入、エネルギー効率が高い設備や機器の導入、町有林の整備等を図り、温暖化防止に努めます。

事業所（役場）として平成21年度にグリーン購入計画を策定し、町が率先してグリーン購入を実行するとともに情報を積極的に公表します。

地球環境の啓発及び環境NGO等への支援

< 住民の行動 >

地球規模で進行する環境問題に関して関心を持つように努めます。

環境NPOやNGOの設立に向けた取り組みに積極的に参加、協力します(再掲)。

< 事業者の行動 >

地球規模で進行する環境問題に関して関心を持つように努めます。

環境NPOやNGOの設立に向けた取り組みに積極的に参加、協力します(再掲)。

< 行政の行動 >

エネルギーの有限性や異常気象・気候変動、熱帯雨林の破壊、酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化等地球規模で進行する環境問題についての啓発活動を行い、個々の取り組みへの参加を促します。

環境NPOやNGOの設立に向け積極的に支援します(再掲)。

(4) 環境について考え行動するまち(環境教育、環境学習、参画と協働)

環境教育や環境学習等の充実、環境行動の実践に向け、各種の支援・連携体制を整え、それぞれの役割分担で協働し、「環境について考え行動するまち」の実現を目指します。

1) 環境教育・学習の推進

< 現況 >

本町内には、豊かな自然環境を反映し、里山環境、水辺環境において、環境指標となる動植物が生息・生育しています。

また、多くの指定文化財、埋蔵文化財が河川沿川、既往集落に分布しています。

各小中学校においては、環境教育に関する計画を策定し、環境目標、環境教育方針を定めるとともに、緑化活動を実施するほか、各学年の教科で環境に関する事項を取り入れています。

本町では、要請に応じ担当職員等が環境出前講座を開催していますが、広く住民に向けての環境講座開設やイベント開催等への取り組みが遅れています。

各団体等では、自発的な活動によって環境学習の場が設けられ、環境学習の実行が進行しつつあります。

ごみ分別の出前講座



那珂川町の動植物確認状況（植物 - 馬頭地区）

植物群落

分類	名称	環境省RL	栃木RDB
単一群落	鷲子山のモミ群落		やや不良
	羽黒山神社のアカガシ群落		やや不良
	鷲子山のウラジロガシ・シガラ群落		やや不良
	鷲子山の希少植物を含むスギ植林		やや不良
複合群落	鷲子山の自然植生		やや不良

植物

科名	種名	環境省RL	栃木RDB
コケシノブ	ハイホラゴケ		準絶滅危惧
シノブ	シノブ		準絶滅危惧
ミズワラビ	ミヤマウラジロ		準絶滅危惧
ウラボシ	イワオモダカ		絶滅危惧Ⅱ類
イラクサ	トキホコリ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目
タデ	マダイオウ		絶滅危惧Ⅱ類
キンボウゲ	フクジュソウ		絶滅危惧Ⅱ類
	ミスミソウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	カザグルマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ボタン	ベニバナヤマシャクヤク	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ケシ	ナガミノツルキケマン	準絶滅危惧	要注目
ミソハギ	ミズキカシグサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ヒシ	ヒシ		準絶滅危惧
サクラソウ	サクラソウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ガガイモ	コイケマ		絶滅危惧Ⅱ類
ムラサキ	サワリソウ		準絶滅危惧
シソ	ジュウニヒトエ		準絶滅危惧
	ヒメハッカ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
タヌキモ	タヌキモ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
	イヌタヌキモ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
キキョウ	キキョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
キク	アキノハハコグサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
	オオニガナ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	セイタカトウヒレン(アキハズアザミ)		絶滅危惧Ⅱ類
オモダカ	トウゴクヘラオモダカ	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
トチカガミ	ヤナギスプタ		準絶滅危惧
ヒルムシロ	イトモ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
イバラモ	ホッスモ		絶滅危惧Ⅱ類
ユリ	キバナノアマナ		準絶滅危惧
アヤメ	カキツバタ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
イネ	ヒメコヌカグサ	準絶滅危惧	要注目
	トクガワザサ		準絶滅危惧
ミクリ	ナガエミクリ	準絶滅危惧	要注目
カヤツリグサ	ヤマクボスゲ(ヒメクリガ)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	イヌノハナヒゲ		準絶滅危惧
ラン	シラン	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	エビネ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	キンラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	トケンラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
	コアツモリソウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
	クマガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
	セッコク		準絶滅危惧
	カキラン(スラン)		絶滅危惧Ⅱ類

植物 那珂川町の動植物確認状況（植物 - 小川地区）

科名	種名	環境省RL	栃木RDB
アカウキクサ	オオアカウキクサ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
キンボウゲ	エンコウソウ		絶滅危惧Ⅱ類
	カザグルマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	オトコゼリ		準絶滅危惧
スイレン	ジュンサイ		絶滅危惧Ⅱ類
	ヒツジグサ		絶滅危惧Ⅱ類
ユキノシタ	タコノアシ	準絶滅危惧	要注目
ヒシ	ヒシ		準絶滅危惧
	オニビシ		準絶滅危惧
キク	オオニガナ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	オカオグルマ		準絶滅危惧
オモダカ	トウゴクヘラオモダカ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧
	アギナシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
イネ	ヒゲシバ		準絶滅危惧
サトイモ	ザゼンソウ		準絶滅危惧
ミクリ	ミクリ	準絶滅危惧	要注目
	ナガエミクリ	準絶滅危惧	要注目

那珂川町の動植物確認状況（動物 - 馬頭地区）

哺乳類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
コウモリ	キクガシラコウモリ	ニホンコキクガシラコウモリ		準絶滅危惧
		キクガシラコウモリ		絶滅危惧Ⅱ類
		ヒナコウモリ		準絶滅危惧

鳥類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
タカ	タカ	オオタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
		ハイタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
		サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
		ハイイロチュウヒ		準絶滅危惧
キジ	キジ	ヤマドリ		準絶滅危惧
チドリ	カモメ	コアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク		情報不足
		フクロウ		準絶滅危惧
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ		準絶滅危惧

爬虫類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB	
トカゲ	カナヘビ	カナヘビ		要注目	
		ヘビ		要注目	
			アオダイショウ		要注目
			ヒバカリ		要注目
			ヤマカガシ		準絶滅危惧

両生類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
サンショウウオ	イモリ	イモリ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
カエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル		要注目
		アカガエル		絶滅危惧Ⅱ類
		ヤマアカガエル		要注目
		トウキョウダルマガエル	準絶滅危惧	準絶滅危惧
		ツチガエル		絶滅危惧Ⅱ類
	アオガエル	シュレーゲルアオガエル		準絶滅危惧

那珂川町の動植物確認状況（動物 - 馬頭地区）

昆虫類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
トンボ	サナエトンボ	ホンサナエ		要注目
	トンボ	ヨツボシトンボ		準絶滅危惧
ゴキブリ	オオゴキブリ	オオゴキブリ		要注目
バッタ	マツムシ	マツムシ		要注目
カメムシ	ナベブタムシ	ナベブタムシ		準絶滅危惧
	マキバサシガメ	キバネアシフトマキバサシガメ		準絶滅危惧
コウチュウ	ツノカメムシ	オオツノカメムシ		要注目
	カワラゴミムシ	カワラゴミムシ		絶滅危惧Ⅱ類
	オサムシ	トリノコメクラチビゴミムシ		要注目
		ツクバホソナガゴミムシ		要注目
	コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ガムシ	ガムシ		要注目
	タمامシ	アオマダラタمامシ		準絶滅危惧
	コメツキムシ	ミヤマヒサゴコメツキ		要注目
ハチ	ホタル	ゲンジボタル		要注目
		ヘイケボタル		準絶滅危惧
	ハムシ	オオネクイハムシ		準絶滅危惧
		ホソクビナガハムシ		要注目
	ゾウムシ	ババスケヒメゾウムシ		要注目
		スゲノハラジロヒメゾウムシ		準絶滅危惧
アリ	アリ	ミゾガシラアリ		要注目
	コシブトハナバチ	スジボソコシブトハナバチ		要注目
チョウ	セセリチョウ	ホソバセセリ		準絶滅危惧
	シロチョウ	ヒメシロチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
	シジミチョウ	ウラゴマダラシジミ		準絶滅危惧
		ミヤマシジミ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
		ミドリシジミ		要注目
		ダイセンシジミ (ウミスジシジミ)		要注目
タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	準絶滅危惧	準絶滅危惧	

魚類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
コイ	コイ	アブラハヤ		要注目
	ドジョウ	シマドジョウ		準絶滅危惧
		ホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
ナマズ	ギギ	ギバチ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
カサゴ	カジカ	カジカ (大卵型・陸封型)	準絶滅危惧	要注目

那珂川町の動植物確認状況（動物 - 小川地区）

哺乳類
なし

鳥類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
タカ	タカ	オオタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
		ハイタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
		サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ツル	クイナ	ヒクイナ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
チドリ	チドリ	ケリ		準絶滅危惧
	カモメ	コアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類

爬虫類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
トカゲ	カナヘビ	カナヘビ		要注目

両生類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
カエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル		要注目
	アカガエル	ニホンアカガエル		絶滅危惧Ⅱ類
		トウキョウダルマガエル	準絶滅危惧	準絶滅危惧

昆虫類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
トンボ	サナエトンボ	アオサナエ		準絶滅危惧
	ヤンマ	コシボソヤンマ		準絶滅危惧
		カトリヤンマ		準絶滅危惧
		ヤブヤンマ		絶滅危惧Ⅱ類
	エゾトンボ	トラフトンボ		絶滅危惧Ⅱ類
	トンボ	ハッコウトンボ		要注目
		キトンボ		準絶滅危惧
		ネキトンボ		要注目
カメムシ	アメンボ	ハネナシアメンボ		準絶滅危惧
コウチュウ	ハムシ	イネネクイハムシ		準絶滅危惧
		オオネクイハムシ		準絶滅危惧

魚類

目名	科名	種名	環境省RL	栃木RDB
コイ	コイ	アブラハヤ		要注目
	ドジョウ	シマドジョウ		準絶滅危惧
		ホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
ナマズ	ギギ	ギバチ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧

動植物の位置図は、本計画の公表等により動植物の盗難等の恐れがあるため、図示を控えます。

国、県指定等文化財、埋蔵文化財位置図



那珂川町企画財政課調べ

< 課題 >

各小中学校で環境教育は実施しているものの、学校単位で環境教育に関する取り組みを行っているため、学習のレベルや方向性等が統一されていない状況です。今後は那珂川町共通の環境目標・テーマに基づいた活動を行っていく必要があります。

また、栃木県には、環境学習のサポートを行う「とちぎエコリーダー」制度があり、今後、この一層の活用を図っていくとともに、住民や事業所へ提供する環境関連の情報を増やし、環境活動への積極的な取り組みを促進します。

環境教育の推進

< 住民の行動 >

子供たちが学んだことを、家庭や地域において共に考え、環境教育の推進について協力します。

<事業者の行動>

事業者の持つ情報やノウハウを積極的に提供していきます。

<行政の行動>

環境教育について積極的に推進します。

年度ごとに学習内容について統一のテーマを定め、出前講座や講演を定期的を開催します。

環境学習の推進

<住民の行動>

環境学習に積極的に取り組みます。

<事業者の行動>

事業者の持つ情報やノウハウを積極的に提供していきます（再掲）。

<行政の行動>

環境学習について積極的に推進します。

活用できる制度や地域の取り組みについて周知を図ります。

出前講座の実施等や各種イベントに合わせて環境学習の啓発活動を行います。

環境情報の提供

<住民の行動>

環境情報を活用し環境保全等についての関心を高めます。

<事業者の行動>

事業者の持つ環境情報を積極的に提供していきます。

<行政の行動>

環境について積極的に情報提供を行います。

広報なかがわによる環境情報の提供を行います。

町のホームページに環境情報の掲載をします。

ケーブルテレビを活用して、環境情報の提供を行います。

2) 住民・事業者活動の支援

< 現況 >

本町では資源ごみ回収報奨金事業、農地・水・環境保全向上対策事業等によって、各地区、団体の環境に対する取り組みについて支援を行っています。

しかし、事業者の支援については、事業者ごとの独自の取り組みに任せており、町の支援は遅れています。

また、活動のネットワークについては、各団体において、個別に環境に関する取り組みを行っていますが、それらを結びつけるような機会や機関の整備が十分とはいえません。

人材の育成については、環境活動の中心となる人材の発掘、育成・養成を行う事業がなく、団体及び個人が個別に環境への取り組みを行っています。

< 課題 >

環境に対する取り組み、制度については、十分に活用されているとはいえない状況であり、今後、さらに周知を図る必要があります。

また、事業者の環境に対する取り組みについては、支援等を行う仕組みの整備が十分とはいえず、今後は事業者に向けた各種制度等の整備を進めていくものとします。

活動のネットワークについては、環境に関心のある団体や、地域住民が情報や意見等の交換を行うことができる機会や場の創出が必要です。

人材育成について、住民の中から環境活動についてのカウンセラー、アドバイザー、環境ボランティア等の育成を図るとともに、実践的な指導が行えるリーダーの育成が課題です。

ミニ環境辞典

「とちぎエコリーダー」制度

栃木県と県教育委員会では、学校や地域等での環境学習の取り組みを進めるため、環境学習プログラム「明日をつくる子どもたちの環境学習」を作成し、県内の学校や関係施設等に配付しています。

「とちぎエコリーダー」は、この環境学習プログラムを活用し、学校や地域で指導・助言等を行う人材として、県が養成・登録した方です。

幼稚園や保育所、学校などの環境学習の授業や体験活動、公民館の環境講座や子ども会等の地域活動などで、環境学習の取り組みを行う際に、「とちぎエコリーダー」制度を活用することができます。



住民の取り組み支援

< 住民の行動 >

家庭、地域において環境問題への理解を深め、自らができる環境活動について積極的に取り組みます。

< 事業者の行動 >

事業者の持つ情報やノウハウを積極的に提供します（再掲）。

< 行政の行動 >

活用できる補助制度等の普及、推進を図ります。

資源ごみ回収報奨金の交付を行います（再掲）。

生ごみ処理機設置補助を行います（再掲）。

農地・水・環境保全向上対策事業を行います（再掲）。

町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、地域における環境活動に関する取り組みを紹介します。

事業者の取り組み支援

< 住民の行動 >

消費者の立場から、グリーン購入やエコバック運動等に積極的に参加します。（再掲）

< 事業者の行動 >

事業活動にともなう環境への影響に配慮し、自ら取り組める環境対策について積極的に取り組みます。

< 行政の行動 >

事業者の環境活動を積極的に支援します。

町のホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、事業者の環境活動に関する取り組みを紹介します。

住民、事業活動支援のための住民相談窓口を設置します。

事業者等の環境に対する取り組みについて、認定制度等の創設の検討を行います。

活動のネットワークづくり

< 住民の行動 >

環境保全活動等へ積極的に参加し、その機会を通じて意識の高揚を図ります。

< 事業者の行動 >

環境保全活動等へ積極的に参加し、その機会を通じて意識の高揚を図ります。

< 行政の行動 >

環境保全活動の機会や場の提供等、住民や団体によるネットワークづくりを支援します。

環境に関心のある団体等が交流できるイベント等の開催を積極的に行います。

環境に関する講演会や講座等の開催を積極的に行います。

人材の育成

< 住民の行動 >

環境学習等の機会を通して環境についての理解を深め、環境ボランティアや地域の環境リーダー等の人材の育成に協力します。

< 事業者の行動 >

環境学習等を推進する環境ボランティアや実践的な指導を行える人材の育成に協力します。

< 行政の行動 >

住民の環境活動についてのアドバイザー、環境ボランティア等の育成を図るとともに、実践的な指導が行えるリーダーの育成を推進します。

環境アドバイザー、環境ボランティアを養成する講座を開設します。

環境ボランティア等の登録制度の導入を進めます。

3) 仕組みづくり

< 現況 >

住民、事業者、行政機関がそれぞれに環境に関する取り組みを行っていますが、3者が連携したかたちでの取り組みが遅れています。

循環型社会の構築については、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を図るため循環型社会の形成が望まれており、3R等の取り組みを行っていますが、現在は各個人の取り組みにまかせています。

大気や河川の水質保全等の取り組みについては、広域的に連携して取り組むべき課題ですが、現在は具体的な取り組みが十分ではありません。

< 課題 >

参画と協働について、住民、事業者、行政機関が協議できる組織が必要といえます。
また、循環型社会の形成に向けて、一人ひとりの意識改革を行っていく必要があります。

大気や河川の水質保全等の取り組みについては、町内だけでの取り組みでは改善が難しいと考えられます。今後、広域的に連携した取り組みを進めていく必要があります。

参画と協働による環境づくり

< 住民の行動 >

住民、事業者、行政機関が連携できる組織づくりに参加、協力します。

< 事業者の行動 >

住民、事業者、行政機関が連携できる組織づくりに参加、協力します。

< 行政の行動 >

住民、事業者、行政機関が連携できる組織づくりを推進します。

環境連絡会議（仮称）を設置します。

住民の誰もが参加できる行動目標を設定します。

アダプト制度の導入に向けて取り組みます。

循環型社会への取り組み

< 住民の行動 >

3 R 活動等に積極的に取り組みます。（再掲）

< 事業者の行動 >

積極的に循環型社会の形成に取り組みます。

農業分野では有機物を有効利用し、農薬・化学肥料の減量に努めます。

畜産分野では糞尿の適正処理、有効利用等、環境保全型事業の実施に努めます。

< 行政の行動 >

循環型社会への取り組みを推進します。

循環型社会への取り組みに向けた意識啓発活

ミニ環境辞典
アダプト制度

アダプト制度とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。

一定区画の公共の場所を養子にみため、住民が里親となり養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援します。

住民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。



動を実施します。

3 R活動を推進します。(再掲)

農業分野の有機物を有効利用、農薬・化学肥料の減量化を支援します。

畜産分野の環境保全型事業の実施を支援します。

広域的連携

<住民の行動>

広域的に行う環境についての取り組みに対しても積極的に参加、協力します。

<事業者の行動>

広域的に行う環境についての取り組みに対しても積極的に参加、協力します。

<行政の行動>

広域的な連携に向けて、県・近隣市町との推進体制づくりを進めます。

第3部 重点プロジェクトの推進

目指すべき環境像の実現に向けた基本的施策の中で、先導的役割を果たし、重点的に取り組んでいくべき施策を重点プロジェクトとして定め、積極的な推進を図っていきます。

プロジェクトの推進や実施にあたっては、各プロジェクトに関係する庁内部局と住民・事業者で構成されるプロジェクトチームやワーキンググループ等を設置し、各プロジェクトの具体的な目標や内容、推進方策、実施方法等について検討していきます。

□ 那珂川重点プロジェクト □

(1) 美しい自然と共生するまち

里山復元プロジェクト

【数値目標】とちぎの元気な森づくり県民税事業の10地域以上
/ 10年の実施

(2) 潤いと安らぎのあるまち

生活排水処理普及率アッププロジェクト

【数値目標】5年以内に生活排水処理人口普及率55%以上
(10%アップ)

(3) 循環型社会を目指すまち

ごみ排出抑制プロジェクト

【数値目標】5年以内に年間排出量5%以上
(220t以上)削減

バイオマスプロジェクト

【数値目標】1箇所/町内の実現

(4) 環境について考え行動するまち

環境実践プロジェクト

【目標】環境連絡会議(仮称)の設立と計画の推進

第4部 環境基本計画の実行に向けての 住民、事業者、行政の各主体の役割と責務

本計画の目的を達成するには、住民、事業者及び行政等がそれぞれの立場で取り組み、かつ協働し、より良い那珂川町の環境の保全と創造に努力していくことが重要です。そこで以下に各行動主体の役割と責務を示しました。

1 住 民

日常生活における様々な行動は、何らかの形で環境に負荷を与えています。住民一人ひとりが与える負荷はわずかであっても、その総量は大きなものになります。そして、環境への負荷は今や地球規模で、かつ次世代にまで影響を及ぼす深刻な問題となっています。

住民は、本町の生活環境、自然環境に加えて地球環境が共有のものであるとの認識を持ち、人間と環境との関わり合いについて理解を深めるとともに、日常生活のあり方を省みて、環境への負荷をできるだけ生じさせないように心がけるなど、環境に配慮したライフスタイルに改めることが必要です。

また、地域住民の協働により地域の美化活動を行うなど良好な地域環境の保全に努めることが求められます。

さらに、環境に関する法令等を遵守し、国、県、町等が実施する環境保全施策に積極的に協力していく必要があります。

2 事業者

事業者の環境保全への取り組みは、地球全体への環境負荷を低減するのに非常に大きい役割を占めています。地球環境問題もその原因をたどれば、少なからず事業活動にともなう要因が認められます。

事業活動にともなう周辺環境への影響を十分認識し、事業の展開に際して環境保全に関する体制の整備等を自主的に進めることが望ましく、生産物の製造、流通、消費、廃棄のそれぞれの段階で、環境への負荷が低減されるよう必要な措置を講じる責務があります。

また、汚染物質の排出削減、廃棄物の減量化及び適正処理、資源及びエネルギー利用の環境効率性の向上、開発にともなう環境負荷を低減することはもとより、所有地を中心とする緑化、地域の美化運動や環境重点施策への参加等、住民との地域環境保全・環境配慮への取り組みを進める必要があります。

さらに、環境に関する法令等を遵守し、国、県、町等が実施する環境保全施策に積極的に協力していく必要があります。

3 行政

町は、緊急の課題である、不法投棄対策はもとより、町内の環境汚染防止、ごみの減量化・リサイクルの促進等により環境への負荷を低減し、自然環境の保全等により恵み豊かな環境保全を推進する中心的な役割を担うものであります。

地域・住民の取り組みの調整者及び主たる推進者としての役割を踏まえて、環境保全のための基本的な計画の策定等、自らの諸施策を総合的かつ体系的、積極的に進める必要があります。

また、住民及び事業者の環境保全、環境の向上に対する意識啓発を図るとともに、環境重点施策等の環境保全活動に住民・事業者とともに参加・実践する体制の構築を検討し、実行する必要があります。

さらに、住民、事業者のみならず近隣地域や国・県の関係機関との緊密な連携を図り、協働しながら、地域環境の保全は地球環境の保全になるとの広域的な視点で町の環境保全及び取り組みの総合性を確保する必要があります。

4 滞在者

旅行等で本町に滞在する方は、住民と同様に本町の生活環境、自然環境に加えて地球環境が共有のものであるとの認識を持って行動する必要があります。

計画推進のイメージ図



第5部 那珂川町環境基本計画の推進

環境基本計画は環境行政の基本となるものであり、計画や施策の策定から実施にあたっての目安となるものです。

計画の推進にあたっては、次に示すマネジメントスタイルにより、実効あるものとして実践します。

1 実行計画

(1) 策定

町は、環境基本計画に掲げられた事項に基づき、特に重点プロジェクトの実施に関して、今後、策定する計画や施策に反映させ、望ましい環境像の実現をめざします。

このため、町は住民、事業者及び町の各行動主体が参画する「環境連絡会議（仮称）」を構成し、町の各種団体・協議会等と連携し、環境基本計画推進のための行動計画を策定します。

住民、事業者においては、環境基本計画に掲げられた各種の施策をより効果的に推進していくため、策定された行動計画に基づき、望ましい環境像の実現をめざします。

(2) 実行

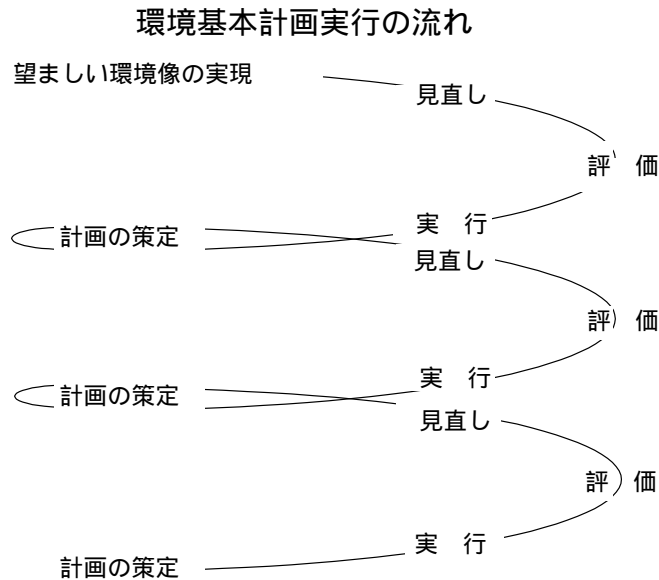
住民、事業者そして町は、望ましい環境像をめざし、環境基本計画に掲げる取り組みを実行することが必要です。住民、事業者は、環境基本計画に基づいた行動計画をもとにして、自主的な取り組みを実行します。また、町は計画に基づく施策を積極的に推進していきます。

(3) 評価

環境基本計画に基づく施策や取り組みの実施状況、実施による効果を整理し、評価します。

(4) 見直し

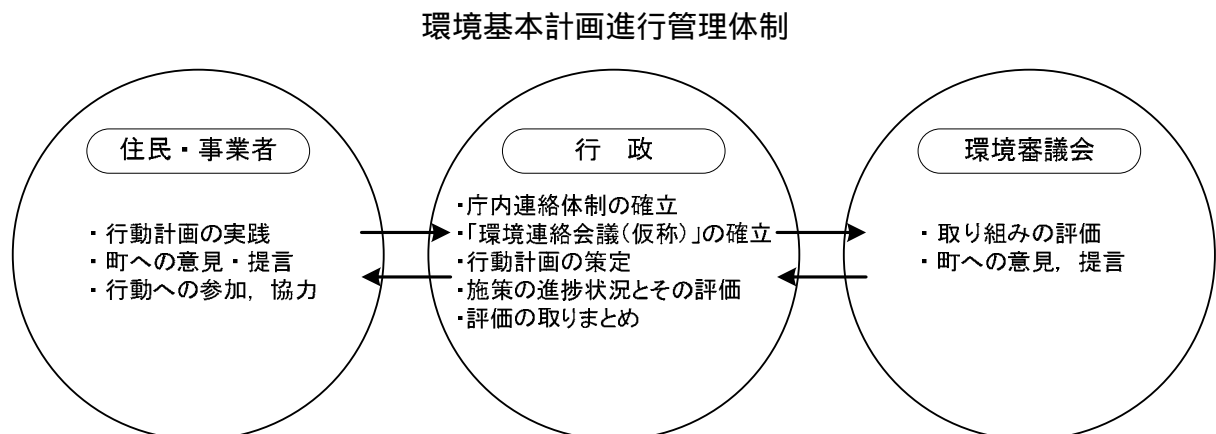
評価に基づき見直しを行い、次期実行計画に反映させます。



2 進行管理体制

町は、総合的な環境施策の推進のため、計画の運用にあたっては、施策相互の調整を図るために庁内連絡体制を確立します。また、町の施策のみならず、住民・事業者で実践されている環境保全に関する取り組み状況を把握し、評価の取りまとめを行います。

環境審議会では、町から報告される取り組みの状況や評価の取りまとめに対し、環境に関する専門的見地から取り組みの評価や取り組みにあたっての意見・提言を行います。



参 考 資 料

1. 那珂川町環境基本計画策定会議委員
2. 那珂川町環境基本計画策定経緯
3. 那珂川町環境基本条例
4. 那珂川町の環境づくりに関するアンケート集計結果
5. 事業所アンケート集計結果

1. 那珂川町環境基本計画策定会議委員 名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	関谷 幸男	株式会社 吉野工業所 那須小川工場	
2	加藤 浩治	住友金属鉱山シボレックス株式会社 栃木工場	
3	森下 和彦	足利銀行 馬頭支店	
4	屋代 俊一	那須南農業協同組合 馬頭支所	
5	小林 太	那須信用組合 馬頭支店	
6	星 隆夫	久那瀬農地・水・環境保全会	会長
7	阿久津 文夫	浄法寺環境保全会	
8	佐藤 祐一郎	馬頭商工会	
9	平野 恵司	小川商工会	
10	飯塚 俊也	馬頭町観光協会	
11	小泉 幸子	小川観光協会	
12	大森 博夫	那須南森林組合	
13	小室 功一	大内小学校	
14	渡辺 富士雄	小川中学校	
15	岩村 房行	町 総務課	
16	星 貢一	町 住民生活課	
17	西宮 三男	町 住民生活課	平成 20 年度
18	佐藤 千恵子	町 健康福祉課	平成 20 年度
19	鈴木 真也	町 健康福祉課（前）	平成 19 年度
20	山本 勇	町 農林振興課（前）	平成 19 年度
21	山口 守	町 農林振興課	平成 20 年度
22	郡司 正幸	町 商工観光課	副会長
23	秋元 彦丈	町 建設課	
24	大森 新一	町 教育委員会学校教育課	
25	稲沢 正広	町 教育委員会生涯学習課	
26	薄井 績	町 上下水道課（前）	平成 19 年度
27	鈴木 雄一	町 上下水道課	平成 20 年度
	大金 佳宣	事務局 町 企画財政課	
	木村 誠	事務局 町 企画財政課	平成 20 年度
	笹沼 公一	事務局 町 企画財政課（前）	平成 19 年度
	沼田 一也	事務局 町 企画財政課	
	永森 強	事務局 町 企画財政課	

2. 那珂川町環境基本計画策定経緯

年	月	日	事 項	備 考
17	10	1	環境基本条例制定	
18	11	20	総合振興計画策定(三大重点プロジェクトに「自然・環境との共生」を掲載)	
19	4	2	環境基本計画策定方針決定	
	4	11	環境基本計画策定会議設置要綱制定	
	6	25	環境基本計画策定会議設置要綱一部改正	
	7	30	環境基本計画策定のためのアンケート実施	1200名対象
	9	25	第1回環境基本計画策定会議	役場本庁2階会議室
	10	26	第2回環境基本計画策定会議	役場本庁2階会議室
20	1	17	第3回環境基本計画策定会議	役場本庁2階会議室
	2	12	パブリックコメント実施(環境基本計画構想部分)	
	4	1	課長会議(環境基本計画構想部分協議)	役場本庁2階会議室
	5	16	環境審議会(環境基本計画構想部分説明)	役場本庁2階会議室
	7	29	環境基本計画策定に係る庁内会議	馬頭総合福祉センター
	8	18	第4回環境基本計画策定会議	役場本庁2階会議室
	8	27	第1回生活環境分科会	役場本庁2階会議室
	8	28	第1回環境学習分科会	役場本庁2階会議室
	8	29	第1回資源・エネルギー分科会	役場本庁2階会議室
	9	12	第2回資源・エネルギー分科会	役場本庁2階会議室
	9	16	環境に関する事業所アンケート実施	135事業所対象
	9	18	第2回生活環境分科会	役場本庁2階会議室
	9	19	第2回環境学習分科会	役場本庁2階会議室
	9	24	第3回資源エネルギー分科会	役場支所2階会議室
	9	25	第1回自然環境分科会	役場本庁2階会議室
	10	2	第3回環境学習分科会	役場本庁2階会議室
	10	10	第3回生活環境分科会	役場本庁2階会議室
	10	14	第4回資源エネルギー分科会	役場本庁2階会議室
	10	22	第4回環境学習分科会	役場本庁2階会議室
	10	24	第2回自然環境分科会	役場本庁2階会議室
	12	8	環境基本計画策定に係る庁内会議	役場本庁2階会議室
	12	18	第5回資源エネルギー分科会	役場本庁2階会議室
	12	22	第5回環境基本計画策定会議	役場本庁2階会議室
21	1	8	第4回生活学習分科会	役場本庁2階会議室
	1	21	第6回環境基本計画策定会議	役場本庁2階会議室
	1	29	策定会議終了報告(会長から町長へ)	役場本庁町長室
	2	3	課長会議(環境基本計画基本計画部分協議)	役場本庁2階会議室
	2	5	議会全員協議会(環境基本計画案概要説明)	役場支所議場
	2	9	パブリックコメント実施(環境基本計画案)	
	3	26	環境審議会(環境基本計画案)	小川総合福祉センター
	3	30	環境基本計画決定	

3. 那珂川町環境基本条例

平成17年10月1日

条例第116号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第8条 第10条)

第3章 環境の保全に関する推進施策(第11条 第24条)

第4章 環境審議会(第25条)

附則

那珂川町は、緑豊かな八溝山系の丘陵地と那珂川、武茂川の清流の恵みを受けて古代よりたゆまぬ歴史と文化の積み重ねにより発展してきた。

しかし、都市化のひずみや生活様式の変化に伴って様々な環境問題が生じている。

私たちは、恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を守りさらにより良い環境にするための努力を怠らず、将来の世代に承継していく責務を有している。

私たちは、自らの活動が私たちのまちばかりでなく、地球環境にも重大な影響を与えていることを認識し、町、事業者及び町民が相互に協力し合うことにより、私たちのまちが人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会になることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境を保持し及び保護するとともに、適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当

範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、住民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全是、人と自然が共生することができ、かつ環境への負荷が少ない循環を基調とした、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。

3 環境の保全是、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

4 地球環境の保全是、すべての者が自らの活動と地球環境とのかかわり合いを認識し、それぞれの事業活動、日常生活において推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 町は、環境施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等の利用に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し環境の保全、緑化推進等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等環境への負荷を減らすことに努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努め

るとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で本町に滞在する者は、環境への負荷の低減その他の環境の保全等に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、環境の保全に関する施策を策定し及び実施するに当たっては、基本理念の通り、次に掲げる事項の確保を旨として総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 環境問題の意識を高めること。
- (2) 自然との共生を目指すこと。
- (3) 美しい水と緑の自然を継承すること。
- (4) 環境への負荷を減らすこと。
- (5) 循環型社会への転換を目指すこと。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向性
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「町民等」という。)の意見を反映する措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ那珂川町環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成、公表)

第10条 町長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する推進施策

(環境への配慮)

第11条 町は、施策を策定し及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

(規制等の措置)

第12条 町は、公害を防止するため必要な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

2 町は、前項に定めるもののほか、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 町は、町民等が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは経済的な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(施設整備の推進)

第14条 町は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設並びに公園、緑地等の自然と人との触れ合いを図るための施設の整備を推進する必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等による資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境管理の促進)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため環境管理に関する体制の整備に努めるとともに、事業者その他のものが制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境教育、学習の振興)

第17条 町は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、町民等がその理解を深めるとともに、これらのものの環境保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的活動の促進)

第18条 町は、町民等が自発的に行う環境の保全に資する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 町は、前2条の規定を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第20条 町は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 町は、環境の状況を把握し及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する施策の調整及び推進)

第22条 町は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(町民等の意見の反映)

第23条 町は、町民等の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第24条 町は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進する。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、那珂川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告に関すること。
- (3) その他環境の保全における基本的な事項に関すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

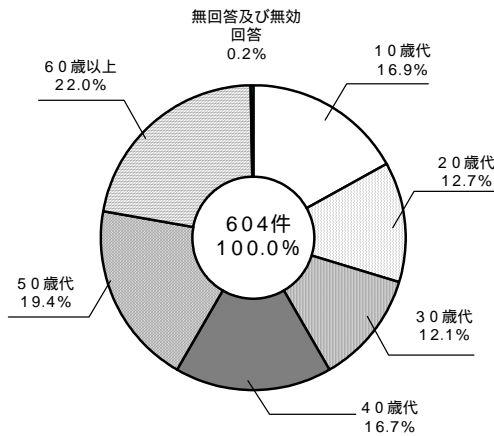
4. 那珂川町の環境づくりに関するアンケート集計結果

調査概要	
集計期間	第1回目：平成19年7月30日～8月17日
	第2回目：平成19年8月23日～9月10日
調査対象	町内より無作為に抽出した1200人を対象とした
調査方法	郵送配布、郵送回収により実施した
回収数	604通（回収率50.3%）

最初にあなた自身についておたずねいたします。該当するものに1つをつけて下さい。

問1 年齢

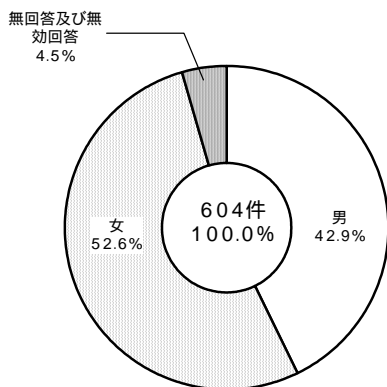
- 1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代
- 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳以上



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 10歳代	102	16.9
2. 20歳代	77	12.7
3. 30歳代	73	12.1
4. 40歳代	101	16.7
5. 50歳代	117	19.4
6. 60歳以上	133	22.0
無回答及び無効回答	1	0.2
計	604	100.0

問2 性別

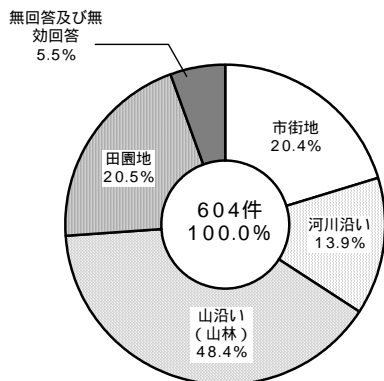
- 1. 男 2. 女



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 男	259	42.9
2. 女	318	52.6
無回答及び無効回答	27	4.5
計	604	100.0

問3 自宅周辺の状況

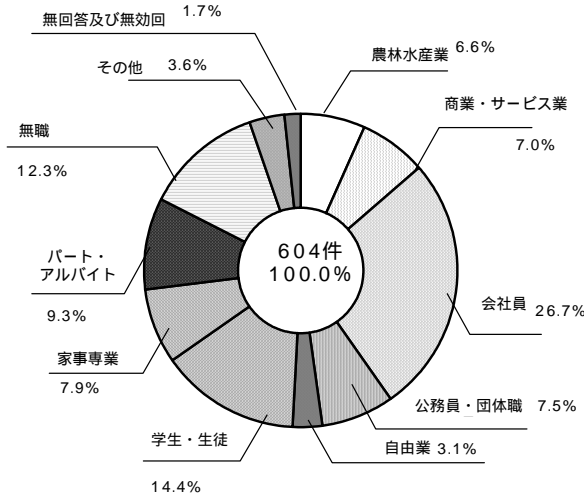
- 1. 市街地 2. 河川沿い 3. 山沿い(山林)
- 4. 田園地



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 市街地	123	20.4
2. 河川沿い	84	13.9
3. 山沿い(山林)	239	39.6
4. 田園地	124	20.5
無回答及び無効回答	34	5.6
計	604	100.0

問4 職業

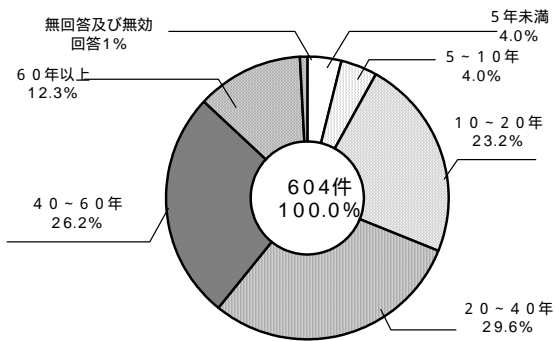
- 1. 農林水産業
- 2. 商業・サービス業
- 3. 会社員
- 4. 公務員・団体職員
- 5. 自由業
- 6. 学生・生徒
- 7. 家事専業
- 8. パート・アルバイト
- 9. 無職
- 10. その他



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 農林水産業	40	6.6
2. 商業・サービス業	42	7.0
3. 会社員	161	26.7
4. 公務員・団体職員	45	7.5
5. 自由業	19	3.1
6. 学生・生徒	87	14.4
7. 家事専業	48	7.9
8. パート・アルバイト	56	9.3
9. 無職	74	12.3
10. その他	22	3.6
無回答及び無効回答	10	1.7
計	604	100.0

問5 那珂川町(旧 馬頭町・小川町)での居住年数

- 1. 5年未満
- 2. 5～10年
- 3. 10～20年
- 4. 20～40年
- 5. 40～60年
- 6. 60年以上

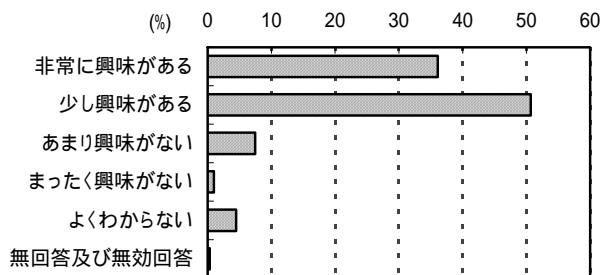


回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 5年未満	24	4.0
2. 5～10年	24	4.0
3. 10～20年	140	23.2
4. 20～40年	179	29.6
5. 40～60年	158	26.2
6. 60年以上	74	12.3
無回答及び無効回答	5	0.8
計	604	100.0

それでは那珂川町の環境についてお聞きします。

問6 近年、オゾン層の破壊や地球温暖化など、様々な環境問題が新聞等で話題になっています。このような社会的な環境問題に興味がありますか。該当するものに1つをつけて下さい。

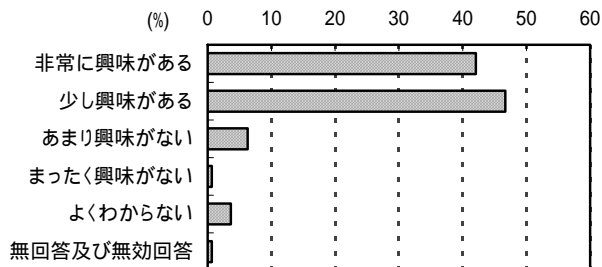
- 1. 非常に興味がある
- 2. 少し興味がある
- 3. あまり興味がない
- 4. まったく興味がない
- 5. よくわからない



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 非常に興味がある	218	36.1
2. 少し興味がある	306	50.7
3. あまり興味がない	45	7.5
4. まったく興味がない	6	1.0
5. よくわからない	27	4.5
無回答及び無効回答	2	0.3
計	604	100.0

問7 一方、ごみ問題や公害問題など、私たちの生活に密着した環境問題も身近に存在しています。このような身近な環境問題に興味がありますか。該当するものに1つをつけて下さい。

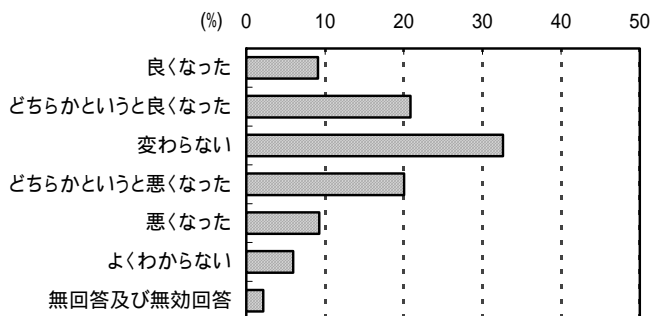
- 1. 非常に興味がある
- 2. 少し興味がある
- 3. あまり興味がない
- 4. まったく興味がない
- 5. よくわからない



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 非常に興味がある	254	42.1
2. 少し興味がある	282	46.7
3. あまり興味がない	38	6.3
4. まったく興味がない	4	0.7
5. よくわからない	22	3.6
無回答及び無効回答	4	0.7
計	604	100.0

問8 あなたが住んでいる地域の環境は、住み始めたころと比べて変わりましたか。該当するもの1つをつけて下さい。

- 1. 良くなった
- 2. どちらかというと良くなった
- 3. 変わらない
- 4. どちらかというと悪くなった
- 5. 悪くなった
- 6. よくわからない

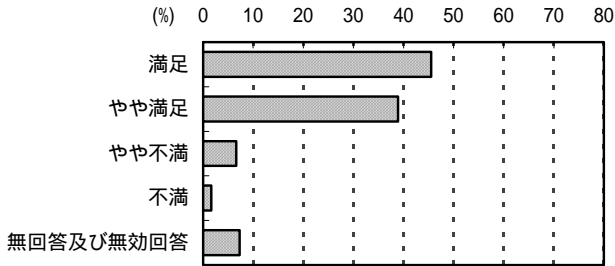


回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 良くなった	55	9.1
2. どちらかというと良くなった	126	20.9
3. 変わらない	197	32.6
4. どちらかというと悪くなった	121	20.0
5. 悪くなった	56	9.3
6. よくわからない	36	6.0
無回答及び無効回答	13	2.2
計	604	100.0

問9 あなたが住んでいる地域の環境に対する満足度を教えてください。
それぞれお考えに近いと思うもの1つに をつけてください。

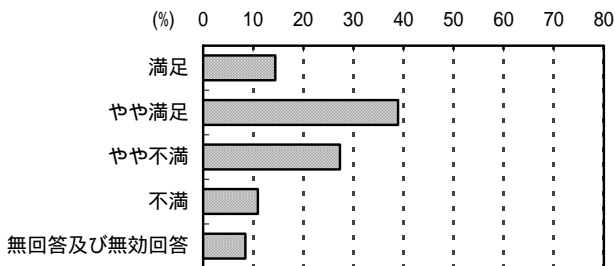
1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満

<1. 空気がきれい>



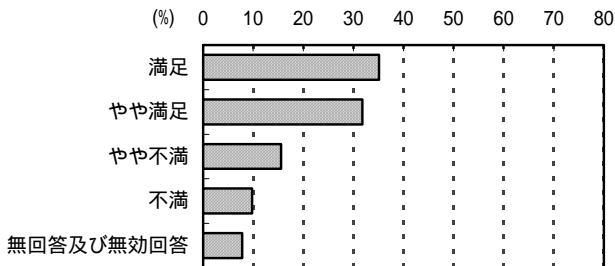
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	275	45.5
2. やや満足	235	38.9
3. やや不満	40	6.6
4. 不満	10	1.7
無回答及び無効回答	44	7.3
計	604	100.0

<2. 川や池の水がきれい>



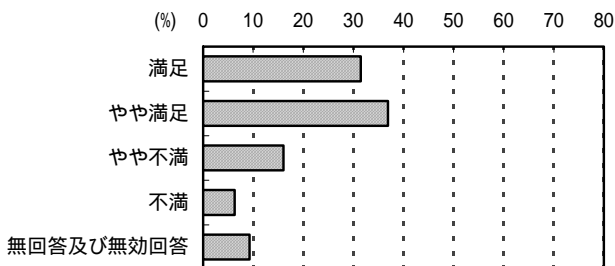
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	87	14.4
2. やや満足	235	38.9
3. やや不満	165	27.3
4. 不満	66	10.9
無回答及び無効回答	51	8.4
計	604	100.0

<3. 周辺の音が静か>



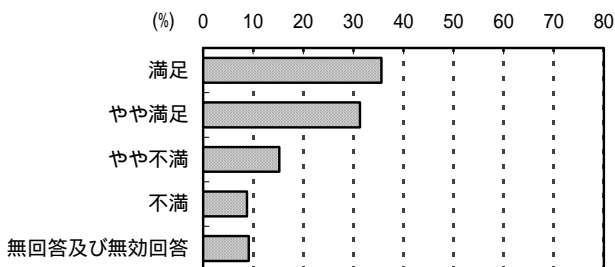
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	212	35.1
2. やや満足	192	31.8
3. やや不満	94	15.6
4. 不満	59	9.8
無回答及び無効回答	47	7.8
計	604	100.0

<4. 悪臭がしない>



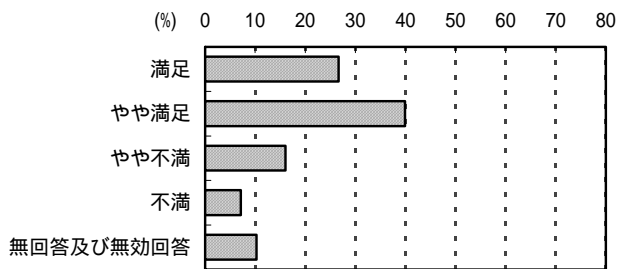
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	190	31.5
2. やや満足	223	36.9
3. やや不満	97	16.1
4. 不満	38	6.3
無回答及び無効回答	56	9.3
計	604	100.0

<5. 自動車の渋滞による排気ガスや騒音等が少ない>



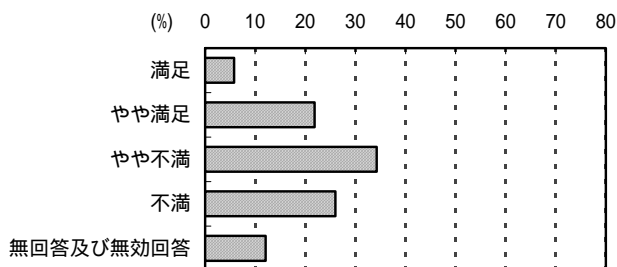
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	215	35.6
2. やや満足	189	31.3
3. やや不満	92	15.2
4. 不満	53	8.8
無回答及び無効回答	55	9.1
計	604	100.0

<6. 有害化学物質(ダイオキシン類等)がなく安全>



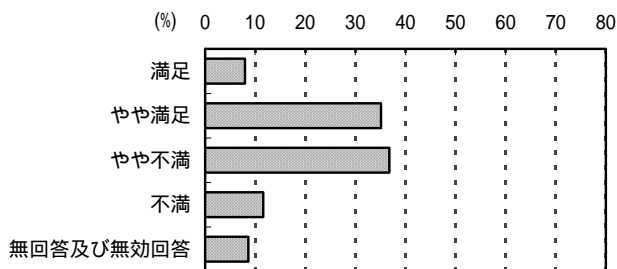
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	161	26.7
2. やや満足	241	39.9
3. やや不満	97	16.1
4. 不満	43	7.1
無回答及び無効回答	62	10.3
計	604	100.0

<7. 公園や遊び場などが広い>



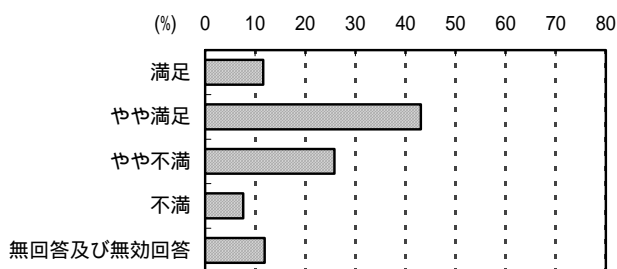
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	35	5.8
2. やや満足	132	21.9
3. やや不満	207	34.3
4. 不満	157	26.0
無回答及び無効回答	73	12.1
計	604	100.0

<8. まちが清潔(散乱ごみがない)>



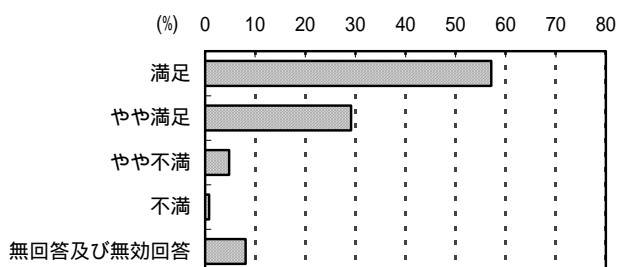
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	48	7.9
2. やや満足	212	35.1
3. やや不満	222	36.8
4. 不満	70	11.6
無回答及び無効回答	52	8.6
計	604	100.0

<9. 都市景観が美しい>



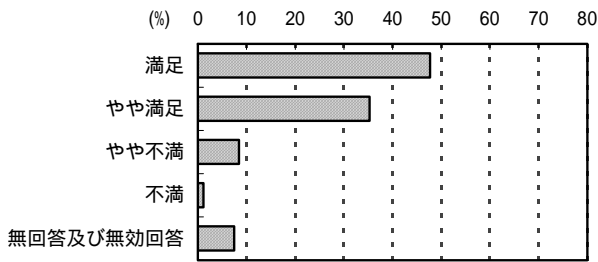
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	70	11.6
2. やや満足	260	43.0
3. やや不満	156	25.8
4. 不満	46	7.6
無回答及び無効回答	72	11.9
計	604	100.0

<10. 緑が豊か>



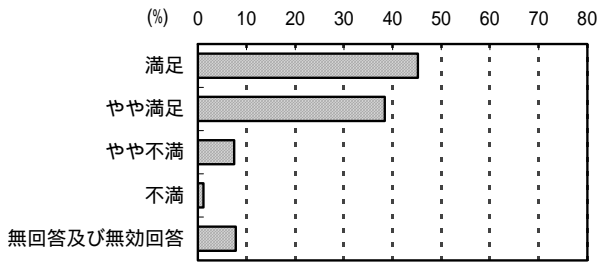
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 満足	345	57.1
2. やや満足	176	29.1
3. やや不満	29	4.8
4. 不満	5	0.8
無回答及び無効回答	49	8.1
計	604	100.0

< 11. 自然とふれあうことができる >



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 満足	288	47.7
2. やや満足	213	35.3
3. やや不満	51	8.4
4. 不満	7	1.2
無回答及び無効回答	45	7.5
計	604	100.0

< 12. 山並みがきれい >

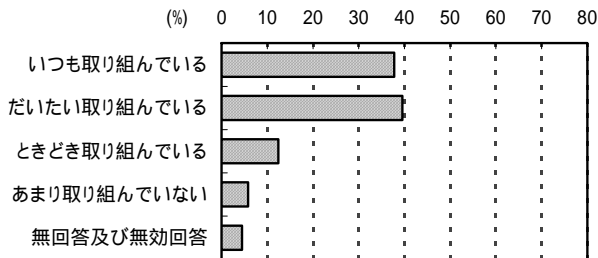


回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 満足	273	45.2
2. やや満足	232	38.4
3. やや不満	45	7.5
4. 不満	7	1.2
無回答及び無効回答	47	7.8
計	604	100.0

問10 あなたは環境を保全するために以下の項目に取り組んでいますか。
それぞれお考えに近いと思うもの1つに をつけてください。

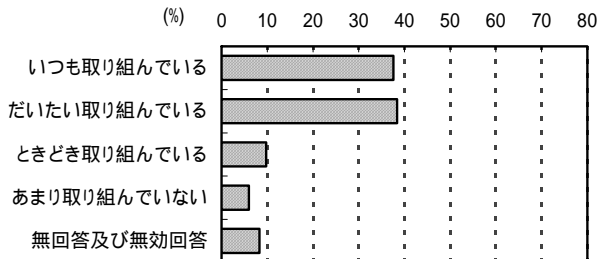
- 1. いつも取り組んでいる
- 2. だいたい取り組んでいる
- 3. ときどき取り組んでいる
- 4. あまり取り組んでいない

< 1. 不必要なときはテレビや証明等のスイッチを消す >



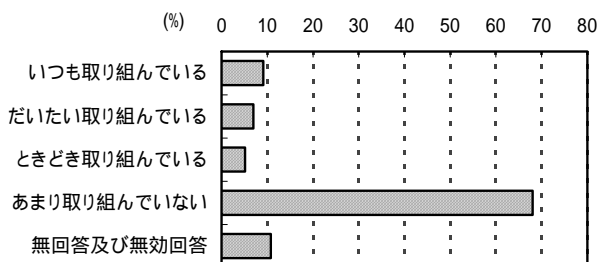
回答	回答数(件)	割合 (%)
1. いつも取り組んでいる	228	37.7
2. だいたい取り組んでいる	239	39.6
3. ときどき取り組んでいる	75	12.4
4. あまり取り組んでいない	35	5.8
無回答及び無効回答	27	4.5
計	604	100.0

< 2. 冷暖房使用時は適正温度で使用するよう心がけている >



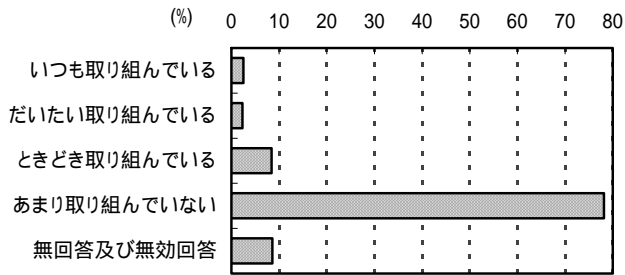
回答	回答数(件)	割合 (%)
1. いつも取り組んでいる	227	37.6
2. だいたい取り組んでいる	232	38.4
3. ときどき取り組んでいる	59	9.8
4. あまり取り組んでいない	36	6.0
無回答及び無効回答	50	8.3
計	604	100.0

< 3. 太陽熱や太陽光を利用して給湯や発電を行っている >



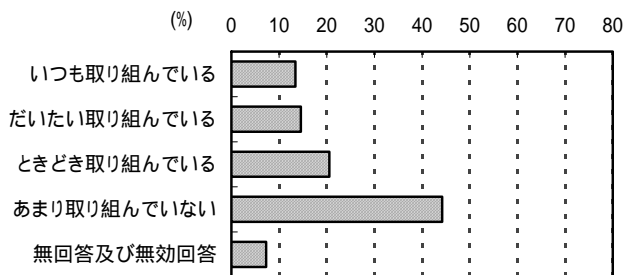
回答	回答数(件)	割合 (%)
1. いつも取り組んでいる	55	9.1
2. だいたい取り組んでいる	42	7.0
3. ときどき取り組んでいる	31	5.1
4. あまり取り組んでいない	411	68.0
無回答及び無効回答	65	10.8
計	604	100.0

< 4. 外出時マイカー等の使用は避け、バスや電車を利用する >



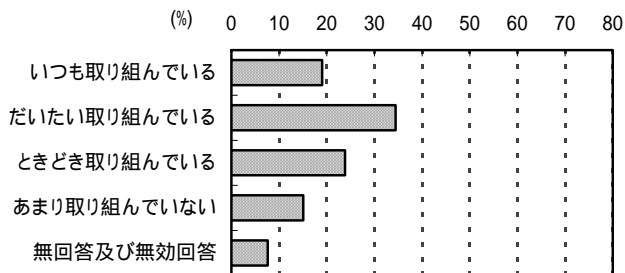
回答	回答数(件)	割合 (%)
1. いつも取り組んでいる	15	2.5
2. だいたい取り組んでいる	14	2.3
3. ときどき取り組んでいる	51	8.4
4. あまり取り組んでいない	472	78.1
無回答及び無効回答	52	8.6
計	604	100.0

< 5. 買い物袋を持参しレジ袋をレジ袋をもらわないようにしている >



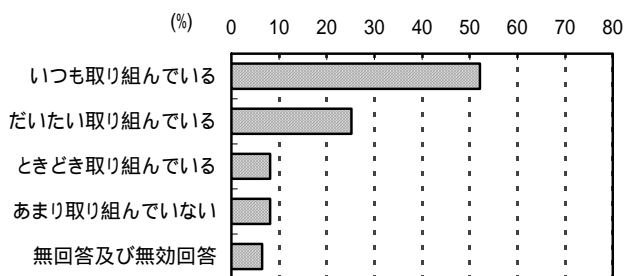
回答	回答数(件)	割合 (%)
1. いつも取り組んでいる	81	13.4
2. だいたい取り組んでいる	88	14.6
3. ときどき取り組んでいる	124	20.5
4. あまり取り組んでいない	267	44.2
無回答及び無効回答	44	7.3
計	604	100.0

< 6. 家電製品や衣類などはできるだけ修繕し長く使用する >



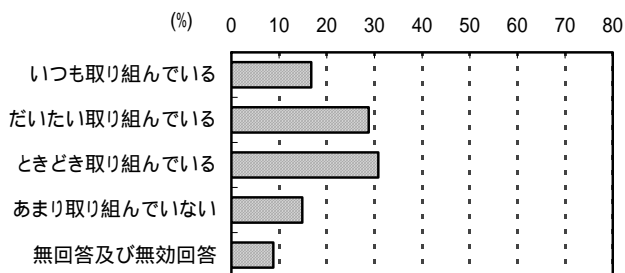
回答	回答数(件)	割合 (%)
1. いつも取り組んでいる	115	19.0
2. だいたい取り組んでいる	208	34.4
3. ときどき取り組んでいる	144	23.8
4. あまり取り組んでいない	91	15.1
無回答及び無効回答	46	7.6
計	604	100.0

< 7. 古新聞や空缶などはリサイクルするよう心がけている >



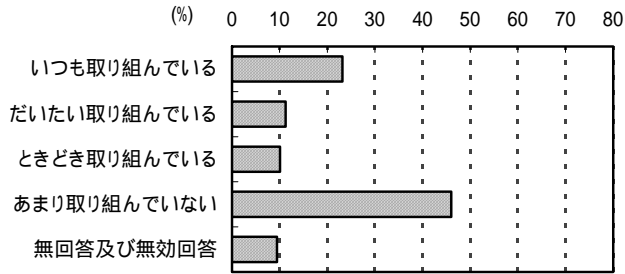
回答	回答数(件)	割合 (%)
1. いつも取り組んでいる	315	52.2
2. だいたい取り組んでいる	152	25.2
3. ときどき取り組んでいる	49	8.1
4. あまり取り組んでいない	49	8.1
無回答及び無効回答	39	6.5
計	604	100.0

< 8. 省エネ製品等環境に配慮した製品を積極的に購入する >



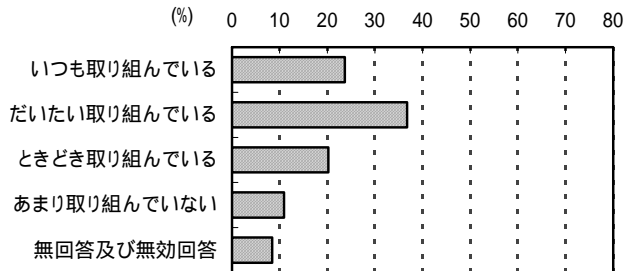
回答	回答数(件)	割合 (%)
1. いつも取り組んでいる	101	16.7
2. だいたい取り組んでいる	174	28.8
3. ときどき取り組んでいる	186	30.8
4. あまり取り組んでいない	90	14.9
無回答及び無効回答	53	8.8
計	604	100.0

< 9. 生ごみはコンポスト容器などにより堆肥化している >



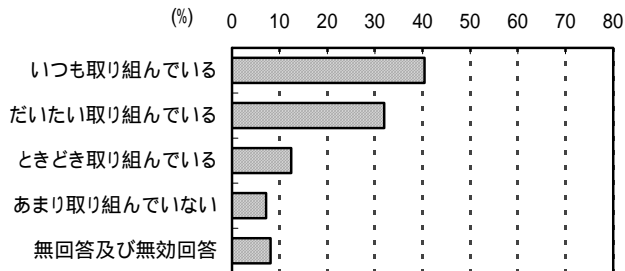
回答	回答数(件)	割合(%)
1. いつも取り組んでいる	140	23.2
2. だいたい取り組んでいる	68	11.3
3. ときどき取り組んでいる	61	10.1
4. あまり取り組んでいない	278	46.0
無回答及び無効回答	57	9.4
計	604	100.0

< 10. 食器洗いや洗顔などの際、節水に心がけている >



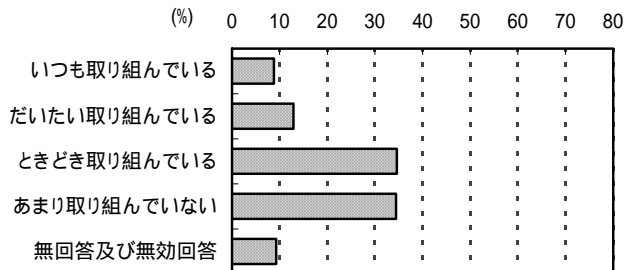
回答	回答数(件)	割合(%)
1. いつも取り組んでいる	143	23.7
2. だいたい取り組んでいる	222	36.8
3. ときどき取り組んでいる	122	20.2
4. あまり取り組んでいない	66	10.9
無回答及び無効回答	51	8.4
計	604	100.0

< 11. 油や生ごみを下水に流さない等排水対策に心がけている >



回答	回答数(件)	割合(%)
1. いつも取り組んでいる	244	40.4
2. だいたい取り組んでいる	193	32.0
3. ときどき取り組んでいる	75	12.4
4. あまり取り組んでいない	43	7.1
無回答及び無効回答	49	8.1
計	604	100.0

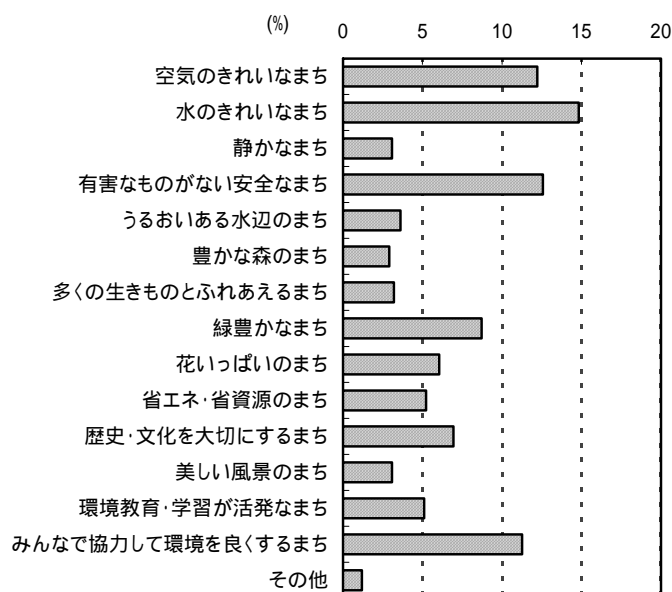
< 12. 公園道端に捨てられているごみや空缶等を拾っている >



回答	回答数(件)	割合(%)
1. いつも取り組んでいる	53	8.8
2. だいたい取り組んでいる	78	12.9
3. ときどき取り組んでいる	209	34.6
4. あまり取り組んでいない	208	34.4
無回答及び無効回答	56	9.3
計	604	100.0

問11 那珂川町が環境づくりを進めるとき、どのようなイメージが進めたらよいと思いますか。
該当するもの3つに つけて下さい。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 空気のきれいなまち | 2. 水のきれいなまち |
| 3. 静かなまち | 4. 有害なものがない安全なまち |
| 5. うるおいある水辺のまち | 6. 豊かな森のまち |
| 7. 多くの生きものとふれあえるまち | 8. 緑豊かなまち |
| 9. 花いっぱいのまち | 10. 美しい風景のまち |
| 11. 歴史・文化を大切にするまち | 12. 省エネ・省資源のまち |
| 13. 環境教育・学習が活発なまち | 14. みんなで協力して環境を良くするまち |
| 15. その他 | |



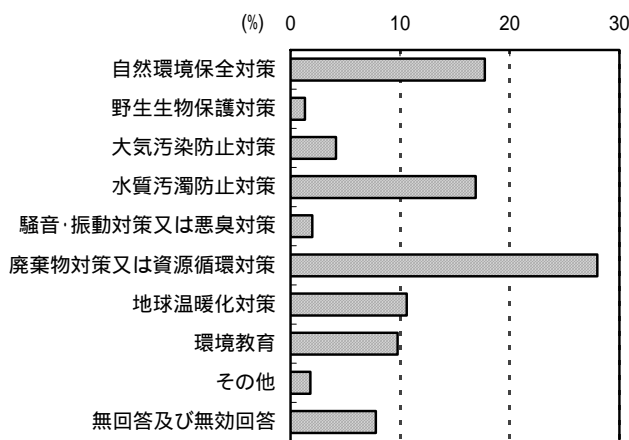
回答	回答数(件)	割合(%)
1. 空気のきれいなまち	206	12.2
2. 水のきれいなまち	250	14.8
3. 静かなまち	52	3.1
4. 有害なものがない安全なまち	212	12.6
5. うるおいある水辺のまち	61	3.6
6. 豊かな森のまち	49	2.9
7. 多くの生きものとふれあえるまち	54	3.2
8. 緑豊かなまち	147	8.7
9. 花いっぱいのまち	102	6.0
10. 省エネ・省資源のまち	88	5.2
11. 歴史・文化を大切にするまち	117	6.9
12. 美しい風景のまち	52	3.1
13. 環境教育・学習が活発なまち	86	5.1
14. みんなで協力して環境を良くするまち	190	11.3
15. その他	20	1.2
計	1,686	100.0

自然環境に関する事項	671	社会環境に関する事項	331	歴史・文化的環境に関する事項	460
河川環境に関する事項	378	公共施設に関する事項	119	歴史感、文化財に関する事項	239
那珂川、武茂川及び周辺環境	192	小川総合福祉センター及び周辺環境	61	温泉及び温泉郷の環境	123
那珂川及び周辺環境	86	学校、文教施設及び周辺環境	18	なす風土記の丘及び周辺環境	76
町内河川及び周辺環境	52	まほろばの場	11	御前岩及び周辺環境	17
武茂川及び周辺環境	13	ふるさと館	6	町内の古墳、史跡	9
美しい河川・水環境	13	道の駅	4	小砂焼	9
触れ合える河川環境	8	道(街道、砂利道)	7	祭り、行事	3
備中沢及び周辺環境	5	図書館	3	歴史的建造物	2
その他河川、景観(ごんず川、やな、橋、池)	9	開発センター、役場	2	社寺、仏閣に関する事項	119
森林環境に関する事項	91	その他施設(公民館、あじさいホール等)	7	鷲子山及び神社周辺について	93
山・山林	30	地区環境に関する事項	11	社寺、仏閣	26
森、木、緑	30	馬頭地区の環境	6	美術館に関する事項	102
里山	15	和見地区の環境	5	広重美術館及び周辺環境	95
特定の場所(とりの子山、八溝山)	5	公園、整備環境	176	いわむらかずお美術館	6
親しみのある山	8	かたくり山公園及び周辺環境	140	もうひとつの美術館	1
湧水環境	3	馬頭公園	20	その他事項	6
田園・畑環境に関する事項	158	すくすくの森	7	ボランティア団体	1
田園・棚田・畑	158	その他公園(ふるさとの森、せせらぎの森)	9	町民の優しい心と人とのふれ合い	1
総体的な自然環境に関する事項	22	町全体の景観、周辺環境	25	CTB	1
町全体の自然環境	16	町全体の景観、雰囲気	11	かましん	1
美しい空気	6	町並み	3	農業	1
動植物に関する事項	22	その他(要望事項)	11	美味しいお米	1
ホタル	9				
魚(ヤマメ、アユ、カジカ)	4				
その他生物(トンボ、カモ、チョウ)	9				

意見の内容区分	意見数	割合
自然環境に関する事項	671	45.7%
河川環境に関する事項	378	25.7%
森林環境に関する事項	91	6.2%
田園・畑環境に関する事項	158	10.8%
総体的な自然環境に関する事項	22	1.5%
動植物に関する事項	22	1.5%
社会環境に関する事項	331	22.5%
公共施設に関する事項	119	8.1%
地区環境に関する事項	11	0.7%
公園、整備環境	176	12.0%
町全体の景観、周辺環境	25	1.7%
歴史・文化的環境に関する事項	460	31.3%
歴史感、文化財に関する事項	239	16.3%
社寺、仏閣に関する事項	119	8.1%
美術館に関する事項	102	6.9%
その他事項	6	0.4%
合計	1,468	100.0%

問13 あなた是那珂川町の環境対策のなかで、最も急いで進めるべきものは何だとお考えですか。お考えにもっとも近いと思うもの1つに をつけてください。その他の場合は具体的に記入してください。

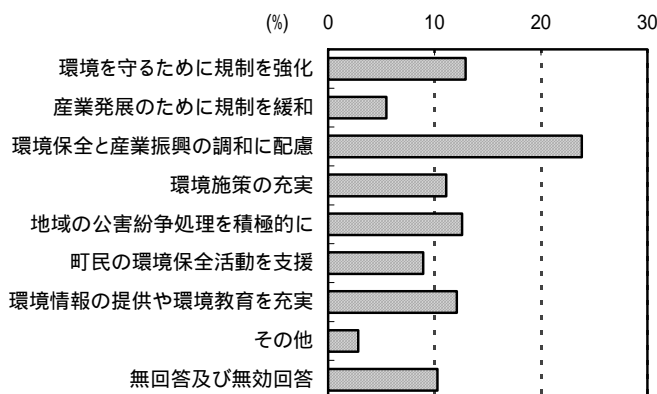
1. 自然環境保全対策
2. 野生生物保護対策
3. 大気汚染防止対策
4. 水質汚濁防止対策
5. 騒音・振動対策又は悪臭対策
6. 廃棄物(ごみ)対策又は資源循環(リサイクル)対策
7. 地球温暖化対策(エネルギー対策を含む)
8. 環境教育(町民への普及啓発を含む)
9. その他(具体的に)



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 自然環境保全対策	107	17.7
2. 野生生物保護対策	8	1.3
3. 大気汚染防止対策	25	4.1
4. 水質汚濁防止対策	102	16.9
5. 騒音・振動対策又は悪臭対策	12	2.0
6. 廃棄物対策又は資源循環対策	169	28.0
7. 地球温暖化対策	64	10.6
8. 環境教育	59	9.8
9. その他	11	1.8
無回答及び無効回答	47	7.8
計	604	100.0

問14 あなたが那珂川町の環境行政に最も望むことは何ですか。お考えにもっとも近いと思うもの1つに をつけてください。その他の場合は具体的に記入してください。

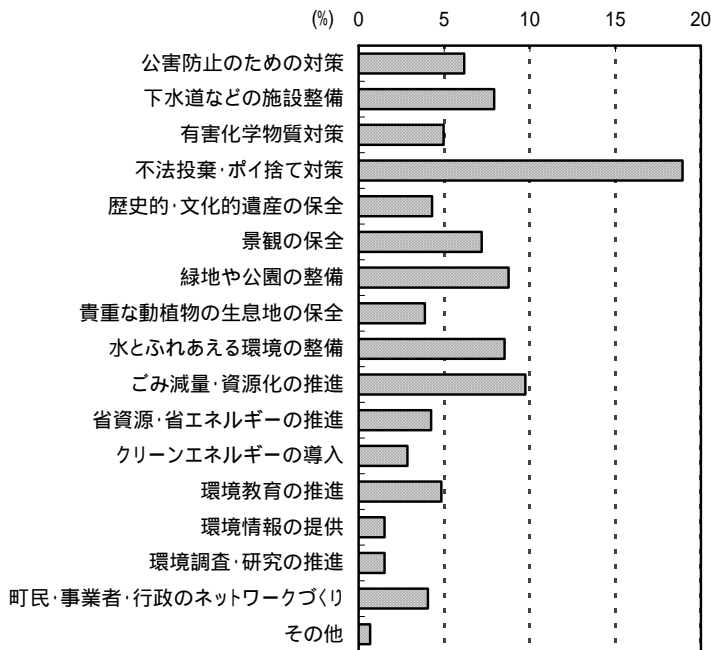
1. 環境を守るためにもっと規制を強化してほしい
2. 産業(経済)の発展のために規制を緩和してほしい
3. 環境保全と産業(経済)振興の調和に配慮してほしい
4. 環境施策の充実にもっと力を入れてほしい
5. 地域の公害紛争(苦情など)処理にもっと積極的に関わってほしい
6. 町民の環境保全活動をもっと支援してほしい
7. 環境情報の提供や環境教育(町民への普及啓発を含む)をもっと充実してほしい
8. その他(具体的に)



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 環境を守るために規制を強化	78	12.9
2. 産業発展のために規制を緩和	33	5.5
3. 環境保全と産業振興の調和に配慮	144	23.8
4. 環境施策の充実	67	11.1
5. 地域の公害紛争処理を積極的に	76	12.6
6. 町民の環境保全活動を支援	54	8.9
7. 環境情報の提供や環境教育を充実	73	12.1
8. その他	17	2.8
無回答及び無効回答	62	10.3
計	604	100.0

問15 環境をよりよくしていくために、あなたが行政に期待したい施策・取り組みは何ですか。該当するもの3つに をつけてください。

1. 公害防止のための対策
2. 下水道などの施設整備
3. 有害化学物質対策
4. 不法投棄・ポイ捨て対策
5. 歴史的・文化的遺産の保全
6. 景観の保全
7. 緑地や公園の整備
8. 貴重な動植物の生息地の保全
9. 水とふれあえる環境の整備
10. ごみ減量・資源化の推進
11. 省資源・省エネルギーの推進
12. クリーンエネルギーの導入
13. 環境教育の推進
14. 環境情報の提供
15. 環境調査・研究の推進
16. 町民・事業者・行政のネットワークづくり
17. その他(具体的に)



回答	回答数(件)	割合 (%)
1. 公害防止のための対策	102	6.2
2. 下水道などの施設整備	131	7.9
3. 有害化学物質対策	82	5.0
4. 不法投棄・ポイ捨て対策	313	18.9
5. 歴史的・文化的遺産の保全	71	4.3
6. 景観の保全	119	7.2
7. 緑地や公園の整備	145	8.8
8. 貴重な動植物の生息地の保全	64	3.9
9. 水とふれあえる環境の整備	141	8.5
10. ごみ減量・資源化の推進	161	9.7
11. 省資源・省エネルギーの推進	70	4.2
12. クリーンエネルギーの導入	47	2.8
13. 環境教育の推進	80	4.8
14. 環境情報の提供	25	1.5
15. 環境調査・研究の推進	25	1.5
16. 町民・事業者・行政のネットワークづくり	67	4.1
17. その他	11	0.7
計	1,654	100.0

5. 事業所アンケート集計結果

調査概要	
集計期間	平成 20 年 9 月 16 日 ~ 平成 20 年 9 月 30 日
調査対象	町内に立地する法人について無作為抽出した 135社を対象とした
調査方法	郵送配布、郵送回収により実施した
回収数	71通（回収率 52.6%）

【貴事業所についてお伺いします】

問1 貴事業所の業種についてお伺いします。
 主な業種を1つ選んで記号に○をつけてください。

- ア．農林水産業 イ．建設業 ウ．製造業
 エ．電気・ガス・水道業 オ．運輸・通信業 カ．卸・小売業、飲食店
 キ．金融・保険業 ク．不動産業 ケ．サービス業
 コ．その他

	回答数	構成比
(1) 農林水産業	1	1.4%
(2) 建設業	16	22.5%
(3) 製造業	18	25.4%
(4) 電気・ガス・水道業	0	0.0%
(5) 運輸・通信業	4	5.6%
(6) 卸・小売業、飲食店	7	9.9%
(7) 金融・保険業	2	2.8%
(8) 不動産業	0	0.0%
(9) サービス業	17	23.9%
(10) その他	6	8.5%
無回答	0	0.0%
計	71	100.0%

問2 貴事業所の店舗形態についてお伺いします。
 該当するものを1つ選んで記号に○をつけてください。

- ア．事務所のみ イ．店舗 ウ．工場・作業所が中心
 エ．その他

	回答数	構成比
(1) 事業所のみ	20	28.2%
(2) 店舗	13	18.3%
(3) 工場・作業所が中心	28	39.4%
(4) その他	10	14.1%
無回答	0	0.0%
計	71	100.0%

問3 貴事業所の従業員数（パート等も含む）についてお伺いします。
 該当するものを1つ選んで記号に○をつけてください。

- ア．1～9人 イ．10～19人 ウ．20～49人
 エ．50～99人 オ．100人以上

	回答数	構成比
(1) 1～9人	31	43.7%
(2) 10～19人	18	25.4%
(3) 20～49人	15	21.1%
(4) 50～99人	3	4.2%
(5) 100人以上	4	5.6%
無回答	0	0.0%
計	71	100.0%

【環境保全活動の状況についてお伺いします】

問4 貴事業所の環境対策についてお伺いします。

項目ごとに該当するものを1つ選んで記号に○をつけてください。

大気汚染防止について

ア．実施している イ．検討中 ウ．取り組んでいない エ．業務上必要なし

		回答数	構成比
(1)	実施している	28	39.4%
(2)	検討中	6	8.5%
(3)	取り組んでいない	11	15.5%
(4)	業務上必要なし	24	33.8%
	無回答	2	2.8%
	計	71	100.0%

水質汚濁防止について

ア．実施している イ．検討中 ウ．取り組んでいない エ．業務上必要なし

		回答数	構成比
(1)	実施している	32	45.1%
(2)	検討中	4	5.6%
(3)	取り組んでいない	10	14.1%
(4)	業務上必要なし	21	29.6%
	無回答	4	5.6%
	計	71	100.0%

騒音・振動の防止について

ア．実施している イ．検討中 ウ．取り組んでいない エ．業務上必要なし

		回答数	構成比
(1)	実施している	25	35.2%
(2)	検討中	10	14.1%
(3)	取り組んでいない	14	19.7%
(4)	業務上必要なし	20	28.2%
	無回答	2	2.8%
	計	71	100.0%

悪臭防止について

ア．実施している イ．検討中 ウ．取り組んでいない エ．業務上必要なし

		回答数	構成比
(1)	実施している	19	26.8%
(2)	検討中	2	2.8%
(3)	取り組んでいない	11	15.5%
(4)	業務上必要なし	32	45.1%
	無回答	7	9.9%
	計	71	100.0%

ごみの減量化について

ア．実施している イ．検討中 ウ．取り組んでいない エ．業務上必要なし

		回答数	構成比
(1)	実施している	39	54.9%
(2)	検討中	9	12.7%
(3)	取り組んでいない	12	16.9%
(4)	業務上必要なし	5	7.0%
	無回答	6	8.5%
	計	71	100.0%

環境美化について

ア．実施している イ．検討中 ウ．取り組んでいない エ．業務上必要なし

		回答数	構成比
(1)	実施している	49	69.0%
(2)	検討中	3	4.2%
(3)	取り組んでいない	11	15.5%
(4)	業務上必要なし	4	5.6%
	無回答	4	5.6%
	計	71	100.0%

緑化推進について

ア．実施している イ．検討中 ウ．取り組んでいない エ．業務上必要なし

		回答数	構成比
(1)	実施している	36	50.7%
(2)	検討中	4	5.6%
(3)	取り組んでいない	13	18.3%
(4)	業務上必要なし	13	18.3%
	無回答	5	7.0%
	計	71	100.0%

問5 貴事業所では、グリーン購入（環境にやさしい物品等の購入）についてどう取り組みをしていますか。

該当するものを1つ選んで記号に○をつけてください。

- ア．エコマーク商品や省エネ製品などいつも環境にやさしい物品を選んでいる。
- イ．いつもではないが、できるだけ環境にやさしい物品等を選ぶようにしている。
- ウ．できれば環境にやさしい物品等を買いたい、値段が高ければ買わない。
- エ．エコマーク商品や省エネ製品等は知っているが、特に気にはしていない。
- オ．グリーン購入については、よく分からない。
- カ．その他

		回答数	構成比
(1)	いつも選んでいる	13	18.3%
(2)	できるだけ選ぶようにしている	26	36.6%
(3)	できれば選びたい	7	9.9%
(4)	特に気にはしていない	13	18.3%
(5)	よく分からない	9	12.7%
(6)	その他	1	1.4%
	無回答	2	2.8%
	計	71	100.0%

問6 貴事業所では、環境保全に関する社会活動（植林、清掃など）についてどう考えていますか。

該当するものを1つ選んで記号に○をつけてください。

- ア．既に取り組んでいる。
- イ．今後取り組んでいきたいと考えている。
- ウ．現在、対応を検討中である。
- エ．今のところ取り組む予定はない。
- オ．環境保全に関する社会活動についてはよく分からない。
- カ．その他

	回答数	構成比
(1) 既に取り組んでいる	27	38.0%
(2) 今後取り組みたい	12	16.9%
(3) 検討中	5	7.0%
(4) 取り組む予定はない	18	25.4%
(5) よく分からない	6	8.5%
(6) その他	1	1.4%
無回答	2	2.8%
計	71	100.0%

問7 貴事業所では、資源ごみのリサイクルについてどう取り組みをしていますか。

該当するものを1つ選んで記号に○をつけてください。

- ア．資源ごみは、それ以外のごみと分けるようにしている。
- イ．ほとんどの資源ごみは、それ以外のごみと分けるようにしている。
- ウ．どちらかといえば資源ごみは分けることの方が多い。
- エ．どちらかといえば資源ごみとそれ以外のごみを分けないことの方が多い。
- オ．資源ごみとそれ以外のごみを分けずに捨てている。
- カ．その他

	回答数	構成比
(1) 分けている	49	69.0%
(2) ほとんど分けている	10	14.1%
(3) どちらかといえば分けている	7	9.9%
(4) どちらかといえば分けていない	0	0.0%
(5) 分けない	2	2.8%
(6) その他	1	1.4%
無回答	2	2.8%
計	71	100.0%

問8 貴事業所では、省エネルギーについてどう取り組みをしていますか。
該当するものすべてに○をつけてください。

- ア．コピー用紙など紙の使用量の削減
- イ．不要箇所の電灯の消灯
- ウ．水使用料の削減
- エ．自家用車の通勤を控える
- オ．アイドリングストップの実施
- カ．冷暖房の温度を調節
- キ．クールビズ・ウオームビズの実施
- ク．当事業所では、特に取り組んでいない。
- ケ．その他の省エネルギーについての取り組み

	回答数	構成比
(1) 紙の使用料の削減	48	20.7%
(2) 不要箇所の電灯の消灯	61	26.3%
(3) 水使用料の削減	31	13.4%
(4) 自家用車通勤を控える	2	0.9%
(5) アイドリングストップ	19	8.2%
(6) 冷暖房の温度調節	46	19.8%
(7) クールビズ・ウオームビズ	20	8.6%
(8) 取り組んでいない	2	0.9%
(9) その他	2	0.9%
無回答	1	0.4%
計	232	100.0%

問9 貴事業所のISO14000シリーズの認証取得や環境マネジメントシステム：EMS構築の状況についてお伺いします。

該当するものを1つ選んで記号に○をつけてください。

- ア．既にISO14001を認証取得している
- イ．ISO14001の認証取得に向けて、具体的な取り組みを行っている
- ウ．ISO14001をいずれは認証取得したいと考えている。
- エ．自社でISO以外のEMSを構築している。
- オ．ISO認証取得やEMS構築に関心はあるが、どう取り組んでいいかわからない
- カ．ISO認証取得、EMS構築ともに行う予定がない
- キ．ISO、EMSについてはよくわからない。
- ク．その他

	回答数	構成比
(1) ISOを認証取得している	6	8.5%
(2) 具体的な取り組みを行っている	1	1.4%
(3) いずれは認証取得したい	8	11.3%
(4) EMSを構築している	1	1.4%
(5) どう取り組んでいいかわからない	2	2.8%
(6) 行う予定はない	30	42.3%
(7) よくわからない	17	23.9%
(8) その他	4	5.6%
無回答	2	2.8%
計	71	100.0%

【環境を改善するための今後の活動について】

問 10 貴事業が那珂川町に望む環境保全に関する施策についてお伺いします。

該当するものを3つまで選んで記号に○をつけてください。

- ア．環境保全のための規制、監視の強化
- イ．環境保全のための公的融資や補助金制度の充実
- ウ．環境問題へ取組むための事業者向け指針、ガイドラインの作成
- エ．リサイクルの推進のためのリサイクルシステムの支援
- オ．事業所、住民、ボランティア団体、行政等の相互協力のできる環境づくり
- カ．環境問題に関する相談窓口の設置
- キ．環境にやさしい具体的な取組事例や新技術など環境に関する情報の収集、提供
- ク．環境問題に取り組むための人材紹介
- ケ．事業所、ボランティア団体等の環境保全への取組を評価する制度づくり
- コ．事業所の環境保全に関する取組みの住民へのPR
- サ．その他那珂川町に望む施策

	回答数	構成比
(1) 規制、監視の強化	15	9.0%
(2) 公的融資や補助金制度	23	13.9%
(3) 指針、ガイドラインの作成	20	12.0%
(4) リサイクルシステムの支援	29	17.5%
(5) 相互協力の環境づくり	25	15.1%
(6) 相談窓口の設置	9	5.4%
(7) 情報の収集、提供	20	12.0%
(8) 人材紹介	1	0.6%
(9) 取組に対する評価制度づくり	6	3.6%
(10) 事業所の取組の住民へのPR	13	7.8%
(11) その他	0	0.0%
無回答	5	3.0%
計	166	100.0%

問 1 1 貴事業所が、環境問題への取り組みを進める上で、問題になっていることは何ですか。

該当するものすべてに○をつけてください。

- ア．資金の不足
- イ．人材の不足
- ウ．ノウハウの不足
- エ．手間や時間がかかる
- オ．環境問題の現状や対策に関する情報の不足
- カ．取引先や消費者の協力が得られない
- キ．事業所内に住民や行政などと協力して対策を推進するための組織がない。
- ク．どのような分野を重視して取り組むべきか分からない。
- ケ．その他
- コ．特に問題はない
- サ．当事業所では、環境問題に取り組んでいない。

	回答数	構成比
(1) 資金の不足	24	14.7%
(2) 人材の不足	24	14.7%
(3) ノウハウの不足	24	14.7%
(4) 手間や時間がかかる	30	18.4%
(5) 情報の不足	25	15.3%
(6) 協力不足	2	1.2%
(7) 組織がない	15	9.2%
(8) 取り組み方が分からない	9	5.5%
(9) その他	1	0.6%
(10) 特に問題はない	6	3.7%
(11) 取り組んではいない	0	0.0%
無回答	3	1.8%
計	163	100.0%

清流と水と里山
人と自然が共生する安全安心なまち
～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～

那珂川町環境基本計画

平成 21 年 3 月
栃木県那珂川町

